
香春町地域防災計画

令和5年3月

香春町防災会議

香春町地域防災計画

第1編 風水害等災害対策編

第1編 風水害等災害対策編

目次

第1部 総則（各編共通）

第1章 計画の目的・性格等	1
第1節 計画の目的等	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成	3
第4節 用語	4
第2章 防災面から見た香春町の特性	5
第1節 本町の概況	5
第2節 香春町の災害の特色	8
第3章 災害の想定	11
第1節 風水害等災害の想定	11
第2節 地震災害の想定	12
第4章 防災関係機関等の防災上の事務又は業務大綱	15
第1節 実施責任	15
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	16
第3節 町民等の基本的責務	26
第5章 計画の運用等	27
第1節 平常時の運用	27
第2節 災害時の運用	27
第3節 計画の周知	27
第6章 災害に関する調査研究の推進	28

第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化	29
第1節 治水治山の対策	29
第2節 土砂災害の防止	33
第3節 火災の予防	37
第4節 都市構造の防災化	40
第5節 建築物及び文化財等の災害予防	42
第6節 電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防	44
第7節 上水道、生活排水施設の災害予防	46
第8節 交通施設の災害予防	48
第2章 町民等の防災力の向上	49
第1節 町民が行う防災対策	49
第2節 自主防災体制の整備計画	50

第3節	企業等防災対策の促進	53
第4節	防災知識の普及	55
第5節	防災訓練の充実	60
第6節	町民の心得	63
第3章	効果的な応急活動のための事前対策	66
第1節	広域応援・受援体制の整備	66
第2節	防災体制・施設・資機材等の整備	68
第3節	災害救助法等運用体制の整備	72
第4節	情報管理体制の整備	73
第5節	広報・広聴体制の整備	75
第6節	二次災害の防止体制の整備	77
第7節	避難体制の整備	78
第8節	交通・輸送体制の整備	87
第9節	帰宅困難者支援体制の整備	89
第10節	医療救護体制の整備	91
第11節	要配慮者安全確保体制の整備	93
第12節	災害ボランティアの活動環境等の整備	99
第13節	災害備蓄物資等の整備・供給	102
第14節	住宅の確保体制の整備	106
第15節	保健衛生・防疫体制の整備	107
第16節	災害廃棄物処理体制の整備	108
第17節	農業の災害予防	110
第18節	複合災害の災害予防	111
第19節	防災関係機関における業務継続計画	112

第3部 災害災害応急対策

第1章	活動体制の確立	113
第1節	町の組織体制の確立	113
第2節	自衛隊の災害派遣要請	123
第3節	応援要請	127
第4節	災害救助法の適用	130
第5節	要員の確保	133
第6節	災害ボランティアの受入・支援	135
第2章	災害応急対策活動	139
第1節	防災気象情報等の伝達	139
第2節	被害情報等の収集伝達	146
第3節	広報・広聴	150
第4節	避難対策の実施	153
第5節	水防対策の実施	166
第6節	消防活動	168
第7節	警備対策の実施	170
第8節	救出活動	171

第9節	医療救護	173
第10節	飲料水の供給	177
第11節	食料の供給	179
第12節	生活必需品等の供給	182
第13節	交通対策の実施	185
第14節	緊急輸送の実施	188
第15節	保健衛生、防疫、環境対策	191
第16節	要配慮者の支援	194
第17節	安否情報の提供	198
第18節	遺体の搜索、収容及び火葬	200
第19節	障害物の除去	202
第20節	文教対策の実施	204
第21節	住宅の確保	207
第22節	災害廃棄物等の処理	211
第23節	一般通信施設、電気施設、ガス施設の災害応対策	214
第24節	上水道、生活排水施設の災害応急対策	216
第25節	交通施設の災害応急対策	218
第26節	土砂災害の応急対策	220
第27節	二次災害の防止	222
第28節	農林業施設等の災害応急対策	223

第4部 災害復旧・復興計画（各編共通）

第1章	災害復旧・復興の基本方針	225
第1節	基本方針	225
第2節	香春町災害復旧・復興推進本部の設置	226
第2章	災害復旧事業の推進	227
第1節	災害復旧事業計画	227
第2節	激甚法による災害復旧事業	229
第3章	被害者等の生活再建等の支援	232
第1節	り災証明書の発行	232
第2節	被災者台帳の整備	234
第3節	生活相談	236
第4節	女性のための相談	236
第5節	雇用機会の確保	236
第6節	義援金品の受付及び配分等	237
第7節	生活資金の確保	238
第8節	郵便事業の特例措置	241
第9節	租税の徴収猶予、減免等	242
第10節	災害弔慰金等の支給等	244
第11節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	245
第4章	経済復興の支援	246
第1節	金融措置	246

第5章 復興計画	249
第1節 復興計画作成の体制づくり	249
第2節 復興に対する合意形成	250
第3節 復興計画の推進	250

第1部 総則

第1章 計画の目的・性格等

第1節 計画の目的等

この計画は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、香春町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共の町民福祉の確保に資することを目的とする。

1 計画の実施

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

なお、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして県や国等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した町民運動を展開する。

2 基本理念

計画に基づく災害対策は、次の事項を基本理念として行う。

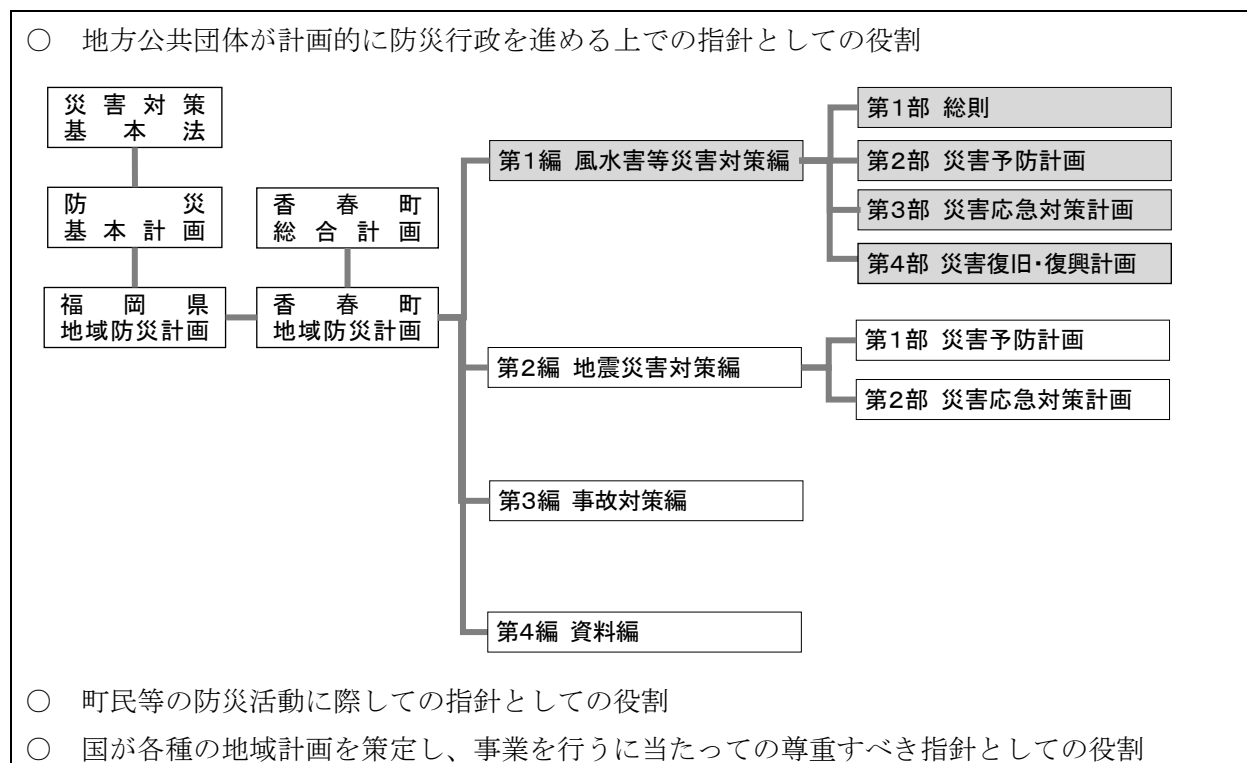
- (1) 本町の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 県、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

第2節 計画の性格

本計画は、基本法の規定に基づく「香春町地域防災計画」として、香春町防災会議が策定する計画であり、香春町の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。また、香春町域の防災に関する基本計画として、国、県等が策定する防災業務計画に抵触することがないよう緊密に連携を図る。

なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上で、必要があるときは毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行う。

■計画の位置づけ及び構成



第3節 計画の構成

第1 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第1部 総則（共通）

- 第1章 計画の目的・性格等
- 第2章 防災面からみた香春町の特徴
- 第3章 災害の想定
- 第4章 防災関係機関等の防災上の事務又は業務大綱
- 第5章 計画の運用等
- 第6章 災害に関する調査研究の推進

第2部 災害予防計画

- 第1章 防災基盤の強化
- 第2章 町民等の防災力の向上
- 第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第3部 災害応急対策計画

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 災害応急対策活動

第4部 災害復旧・復興計画（共通）

- 第1章 災害復旧・災害復興の基本方針
- 第2章 災害復旧事業の推進
- 第3章 被災者等の生活再建等の支援
- 第4章 経済復興の支援
- 第5章 復興計画

第2 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、本町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを香春町防災会議において修正する。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法……………災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法……………災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災計画……………災害対策基本法第42条に基づき、香春町防災会議が策定する香春町地域防災計画をいう。
- 4 県防災計画……………災害対策基本法第40条に基づき、福岡県防災会議が策定する福岡県地域防災計画をいう。
- 5 町災対本部……………災害対策基本法第23条に基づき、設置する香春町災害対策本部をいう。
- 6 県災対本部……………災害対策基本法第23条に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。
- 7 本部長……………香春町災害対策本部長をいう。
- 8 県本部長……………福岡県災害対策本部長をいう。
- 9 要配慮者……………高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策において特に配慮を要する人をいう。
- 10 避難行動要支援者……………要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。
- 11 水防計画……………水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき、香春町防災会議が作成する香春町水防計画をいう。

第2章 防災面から見た香春町の特性

第1節 本町の概況

第1 地理的条件

本町は、福岡県の東北部に位置し東西6.45km、南北10.6kmで面積は44.56km²を有し、北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町に接している。

第2 自然的条件

1 地形

本町は、町城南西端部を除きほとんどが山地となっている。北には福智山系の牛斬山、西に香春一の岳、二の岳、三の岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山（大坂山）があり、町域の6割強を山林が占めている。

牛斬山や町北部の龍ヶ鼻には、行楽シーズンの春を中心に一年を通じて多くの登山者が来訪する。

2 地質

本町の地質は、南北に流下する金辺川沿いの低地、町南西部で直方平野の一部である沖積層が広がり、宅地、商工業地、農地などに利用されている。

山地で最も多い地質は、町の東半分を占める中生代変成岩の泥質片岩であり、次いで、西半分を占める古生代堆積岩の泥岩や火成岩の花崗閃緑岩で山体を形成して分布する。また、香春岳は中生代堆積岩の石灰岩で構成され、セメント原料となる採掘が広く行われている。

3 河川

河川は一級水系遠賀川支流の金辺川、呉川、御祓川の3つの主流と28の小河川が流れ、自然豊かな景観を有している。

そのうち金辺川は、北九州との境付近を源として南に流下する。ほぼ町域の中央を下り、呉川や小河川と合流しながら、町南西端で御祓川や五徳川を合流する。

なお、主流3河川は災害危険河川区域に指定され、金辺川は、重要水防区域に指定される。

4 活断層

福岡県内の活断層としては「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日）」の結果等によると、主なものとしては次の7断層(系)をあげることができる。

①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層、⑦日向峠一小笠木峠断層これらの断層はいずれも④⑤を除き歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定されている。

本町には、これらの活断層のうち、北部に①小倉東断層、西縁に②福智山断層が分布している。

5 気象

九州北部に位置する本町は、九州の気候区分のうち、日本海型気候区に区分される。この気候区では、年平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下で九州のほかの地域に比べて低い。年降水量は、1,800mm前後で、福岡県南部の山沿いに比べて降水量は少ない。この気候区の最大の特徴は、冬季に北西の季節風を受けて風の強い日が多いことである。

飯塚測候所による気象観測結果（22年間）では、年降水量の平均値は1,837mm、年平均気温は16.1℃であり、近年を概観すると、平均気温は高く、降水量は多くなる傾向にある。月ごとの降水量の変化では、梅雨と台風の影響で7月、8月に降水量が多い。

第3 社会的条件

1 人口・世帯数

令和2年10月1日現在の国勢調査によると、本町の総人口は10,198人、世帯数は4,330世帯である。平成27年の国勢調査に比べると、人口総数は663人減で、6.1%の減少、世帯数はほぼ変化なしとなっている。また、老年人口(65歳以上)は、平成27年の構成比37.2%から41.6%と4.4%増加し、高齢化が進んでいる。なお、本町の外国人は約50人(不詳を含む)となっている。

2 産業

国勢調査によると、本町における産業(大分類)別就業者数の構成比は、昭和の時代から大きく変化してきた。

基幹産業であった第一次産業は2.7%と少ないが、令和2年に微増に転じている。第二次産業は26.0%とほぼ横ばいとなっているが、第三次産業は71.3%と高い割合を示すものの頭打ちとなってきた。

3 土地利用

本町の令和4年3月の土地利用区分面積(令和3年度 土地利用動向調査 福岡県)は、総面積44.56km²に対して65.7%にあたる29.27km²が山林となっている。

次いで、農地10.6%(10.13km²)、その他9.4%(4.17km²)、宅地7.6%(3.39km²)、道路3.9%(1.76km²)、河川・水路2.6%(1.17km²)、となっている。

4 交通

本町の道路は、一般国道201号と一般国道322号が筑豊地区と、北九州市・京築地区とを結ぶ交通の要衝となり交わっている。その他、主要地方道2路線、一般県道4路線などが走る。また、鉄道路線は、JR九州日田彦山線3駅、平成筑豊鉄道田川線1駅が立地しており交通網条件には恵まれている。

北九州市小倉南区との境界にある金辺峠付近の一般国道322号には3本のトンネル、また、仲哀峠付近の一般国道201号にもトンネルが貫き、冬場の路面凍結や積雪で交通障害が発生しやすい。

【資料1-1】香春町の気象

【資料1-2】土地利用の状況

第2節 香春町の災害の特色

第1 気象災害の特色

本町に大きな被害を及ぼした気象災害の特徴をみると、主因は台風や低気圧によるもので、大雨によつての洪水が発生すると被害が大きくなっている。

1 台風による災害

台風の年間発生数の平年値は約 25.1 回である。このうち、香春町を含む九州北部地方への接近・上陸は年平均 3.8 個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、土砂災害などの大きな災害が発生するおそれがあり嚴重な警戒を要する。

台風は7月から9月を中心として、本町に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など香春町付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

1945年9月に鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台風は、福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。また、1991年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号・第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者891名、家屋の全半壊4,448棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。

◆台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5	0.1	11.7
内九州北部地方接近数				0.0	0.1	0.3	0.8	1.1	1.1	0.4			3.8
上陸数					0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3			3.0

資料：気象庁「気象統計情報」

(注1) 平年値は、1991年～2020年の30年平均

(注2) 日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

(注3) 値が空白となっている月は、平年値を求める統計期間内に該当する台風が1例もなかったことを示す。

(注4) 「発生」は協定世界時(UTC)を基準にしている。

(注5) 「接近」は台風の中心が国内のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を指す。

(注6) 「上陸」は台風の中心が北海道、本州、四国、九州の海岸線に達した場合を指す。

(1) 台風による強風害

台風のまわりでは反時計回りの強い風が吹いており、中心付近が最も強い。このため、台風が接近すると強風によって建造物の倒壊や倒木の発生、鉄道・航空機の運航等交通機関に著しい影響を与えるおそれがある。

一般に台風の進行方向に向かって右側は左側に比べて風が強い。このため、本町が台風の進路の右側にあたる場合は特に注意を要する。また、台風が本町の西を通る場合は南よりの風が最も強く吹き、東を通る場合は北よりの風が最も強く吹く。台風の目に入った場合は一旦風が弱まる

が、その後必ず強い吹き返しの風があることを忘れてはならない。

(2) 台風による水害

風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等を発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。

また、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、本町で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。

2 大雨による災害

一般に降り始めからの降水量が100mmを超えるときや1時間に30mmを超す激しい雨が降ると、中小河川の増水や氾濫、低地の浸水などが発生し、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。

また、地盤の弱い急傾斜地などでは土砂災害の発生するおそれもある。降り始めからの降雨量が200mmを超えたときや1時間に50mmを超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、厳重に警戒する必要がある。近年の都市化に伴い、道路の舗装等の整備が進み、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも浸水するような状況が増えている。

福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、次のときに大雨が降ることが多い。

- (1) 梅雨前線が対馬海峡又は九州北部付近にあつて、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
- (2) 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返すとき、特に福岡県を南下するとき
- (3) 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき
大雨が降ることが多い。

本町における昭和時代以降の風水害としては、昭和54年の豪雨災害が最も被災規模の大きかった風水害である。罹災世帯数497戸、罹災者1,748人、田畑の流失・埋没30ヘクタール、冠水150ヘクタール、河川の損壊274ヶ所、がけ崩れ148ヶ所等の被害が発生している状況にある。

3 竜巻による被害

本町で竜巻の被害は発生していないが、福岡県では、1961年以降22回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては、台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。

4 火災の特色

近年の火災状況を見ると、通常の出火で街区が全焼するといった大規模な火災は発生していないが、年に数件程度の建物火災が発生している。

第2 地震災害の特色

1 地震動による被害

1904年に近代的地震観測が開始されて以降2005年までの間、福岡管区气象台での有感地震記録によると震度5以上を観測したことは一度もなく、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきた。2005年3月20日に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖(当時の震央地名は福岡県西方沖)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ9km、マグニチュード7.0)が発生し、一ヵ月後の4月20日には最大震度5強の地震(深さ14km、マグニチュード5.8)

が発生した。なお、本町における地震動による大きな被害はこれまで確認されていない。

2 液状化による被害

2005年福岡県西方沖地震では、近年、埋め立て造成された福岡市早良区百道浜地区等の博多湾沿岸部の広範囲で、地面に土砂を含んだ水がわき出る液状化現象が、道路やグラウンド、駐車場などで起こった。

福岡県では、有史以来ほかに液状化が発生した可能性は少ないと考えられており、本町における液状化による被害はこれまで確認されていない。

【資料1－3】主な災害履歴

第3章 災害の想定

本町における自然的条件に加え過去に発生した各種災害を勘案し、本町で発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎として作成を行った。

第1節 風水害等災害の想定

この計画の作成の基礎として想定する主な風水害等災害は、次のとおりである。

◆想定災害

1 風水害

- 集中豪雨、大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨（想定最大規模の降雨【1,000 確率規模相当】）に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等の災害
- 豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害

2 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事等における事故

3 危険物等災害

- 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）で規定する「火薬類」による災害

4 林野火災

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等

5 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

6 鉱山災害

- 地表の変動（沈下、傾斜など）、地下水の変化
- ボタ山の崩壊、地すべり、流出、自然発火、有毒ガスや酸性不良水の発生

第2節 地震災害の想定

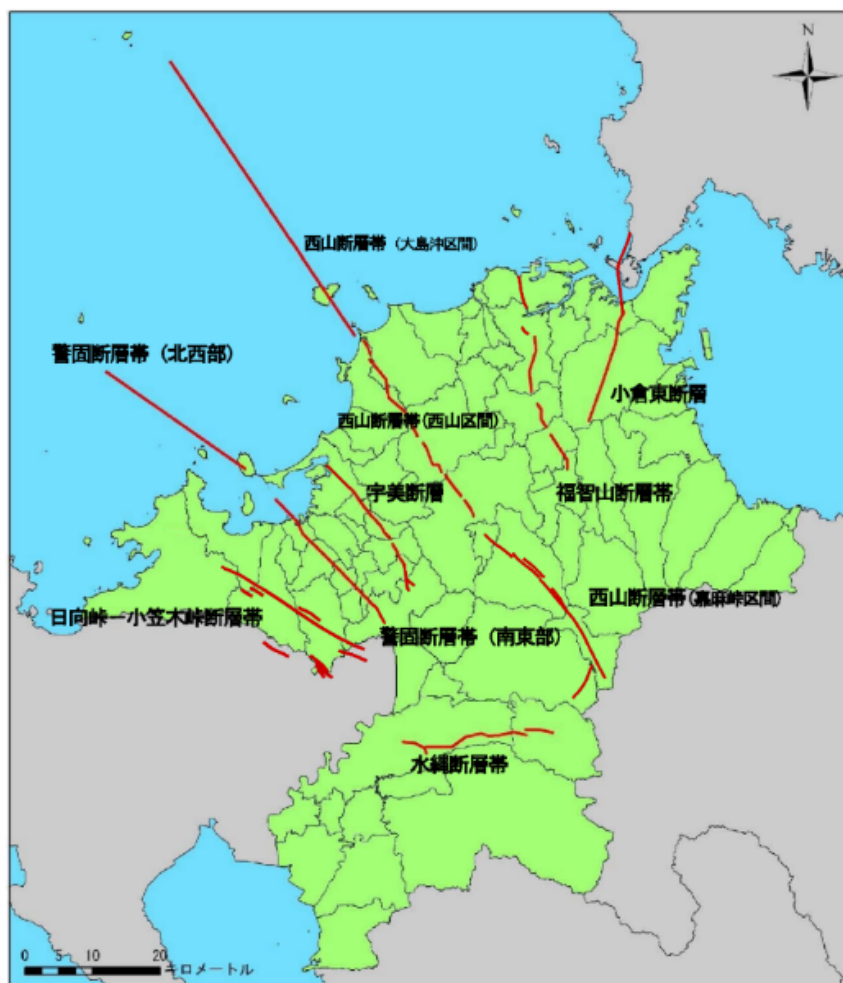
町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

なお、この計画の策定に当たっては、地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月 福岡県）の結果を基礎とする。

第1 国等における活断層の評価

現在、県内において存在が確認されている活断層は7つであり、それぞれの活断層の国等における評価は次のとおりである。

◆福岡県内で確認されている活断層の位置



資料：福岡県地域防災計画（令和3年9月）

◆福岡県に存在する活断層の国等における評価

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (大島沖区間)	西山断層帯 (西山区間)	西山断層帯 (嘉麻峠区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠－ 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	(1) 25	(1) 27	(1) 13	(1) 28	(1) 38	(1) 43	(1) 29	(1) 26	(1) 13	(1) 28
マグニチュード	(1) 7.0	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2	(1) 7.5	(1) 7.6	(1) 7.3	(1) 7.2	(1) 7.1	(1) 7.2
平均的な 活動間隔	(1) 不明	(1) 3,100年～ 5,500年	(1) 不明	(1) 9,400年～ 32,000年	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 14,000年	(1) 20,000年～ 30,000年	(1) 不明
最新の 活動時期	(1) 2005年 福岡県西方沖の 地震	(1) 4,300年前以後、 3,400年以前	(1) 4,600年前以後、 2,400年以前	(1) 28,000年前以後、 13,000年以前	(1) 20,000年前以後	(1) 13,000年前以後、 概ね 2,000年以前	(1) 不明	(1) 679年 筑紫地震	(1) 4,500年前以降	(1) 不明
今後30年以内に 地震が発生する確率	(1) 不明	(1) 0.3～6%	(2) 0.005%	(1) 1.5～3%	(1) 不明	(1) 不明	(1) 不明	(1) 1.5～3%	(1) 1.5～3%	(1) 不明

(1) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価
(2) 西日本地域を対象とした確率的地震動予測地図

資料：福岡県地域防災計画（令和3年9月）

第2 想定地震による被害等の概要

想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して設定するとともに、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。

本町では、もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層帯南東部、小倉東断層、西山断層と基盤一定地震に関する被害は、次のとおりである。

◆地震被害想定の結果

地震被害想定		小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層南 東部（中央 下部）	基盤一定	
想定地震	震度	6強	6強	6弱	6強	
液状化 危険度		町南西部の一部地域で高い	町南西部の一部地域で高い	町域では液状化は低い	町南西部の一部地域で高い	
建物被害	木造被害数（棟）	全壊	408	238	3	350
		半壊	386	307	11	370
	非木造被害数（棟）	大破	26	13	27	21
		中破	38	25	0	35
	木造被害率（%）	全壊	5.8	3.4	0.0	4.9
		半壊	5.4	4.3	0.2	5.2
非木造被害率（%）	大破	1.3	0.7	0	1.1	
	中破	1.9	1.3	0	1.8	
地震火災 被害	出火件数	2	1	0	2	
	焼失棟数	0	0	0	0	

地震被害想定		小倉東断層 (北東下部)	西山断層 (北西下部)	警固断層南 東部(中央 下部)	基盤一定
人的被害	死者数	26	15	0	22
	負傷者数	765	551	59	696
	要救出現場数	174	100	2	148
	要救出者数	102	59	1	87
	要後方医療搬送者数	77	55	6	70
	避難者数	595	344	8	509
	食料供給対象人口	6,901	5,480	203	7,510
	給水対象世帯	3,115	2,474	92	3,390
	生活物資供給対象人口	595	344	8	509
ライフライン被害	上水道管被害箇所数	34	27	1	37
	下水道管被害箇所数	0	0	0	0
	都市ガス管被害箇所数	0	0	0	0
	電力(電柱)被害本数	1	1	0	2
	電話(電話柱)被害本数	1	1	0	1
道路被害	国道201号被害箇所数(全区間)	4	7	4	6
	国道322号被害箇所数(全区間)	6	8	6	9
	八女香春線被害箇所数(全区間)	2	4	4	6
	苅田採銅所線(全区間)	1	1	0	1
鉄道被害	日田彦山線被害箇所数(全区間)	17	18	6	26
	平成筑豊鉄道被害箇所数(全区間)	16	14	6	23
重要施設被害	災害対策本部制約施設数	0	0	0	1
	警察・消防活動拠点制約施設数	0	0	0	0
	避難活動拠点制約施設数	9	7	0	11
	医療活動拠点制約施設数	8	7	0	9
生活支障	住居制約世帯数	4,224	3,365	126	4,559
	食料・飲料水制約世帯数	1,826	1,826	122	4,505
	電気制約世帯数	0	0	0	883
	情報通信制約世帯数	88	88	0	88

資料：地震に関する防災アセスメント調査報告書 福岡県(平成24年3月)

【資料1-4】福岡県の地震被害想定

【資料1-5】香春町ハザードマップ

第4章 防災関係機関等の防災上の事務又は業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なもの、あるいは間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する暇がないことから、情報の発信側の意図することが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

本町を管轄する各防災関係機関等の防災活動の実施責任、所在、及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 実施責任

第1 町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関する各機関の処理すべき事務、又は業務の概要は次のとおりである。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
香 春 町	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に係る事務に関すること 2 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること 3 防災施設の整備に関すること 4 防災に係る教育、訓練に関すること 5 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること 7 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること 8 給水体制の整備に関すること 9 町内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること 10 住民の自発的な防災活動の促進に関すること 11 災害危険区域の把握に関すること 12 各種災害予防事業の推進に関すること 13 防災知識の普及に関すること 14 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること 15 企業等の防災対策の促進に関すること 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 18 帰宅困難者対策の推進に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防・消防等応急対策に関すること 2 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること 3 避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること 4 災害時における文教、保健衛生に関すること 5 災害広報及び被災者からの相談に関すること 6 被災者の救難、救助その他の保護に関すること 7 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること 8 復旧資機材の確保に関すること 9 災害対策要員の確保・動員に関すること 10 災害時における交通、輸送の確保に関すること 11 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること 12 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること 13 災害ボランティアの活動支援に関すること 14 町所管施設の被災状況調査に関すること <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農地及び農林産用施設等の災害復旧及び改良に関すること 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること 3 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること 4 義援金品の受領、配分に関すること

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議に係る事務に関する事 2 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 3 防災施設の整備に関する事 4 防災に係る教育、訓練に関する事 5 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 6 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事 7 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 8 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 9 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事 10 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 11 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 12 防災知識の普及に関する事 13 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 14 消防応援活動調整本部に関する事 15 企業等の防災対策の促進に関する事 16 企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 17 災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事 18 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 19 帰宅困難者対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予報等情報の収集・伝達に関する事 2 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 3 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 4 救助法に基づく被災者の救助に関する事 5 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 6 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 7 公共土木施設、農地及び農林産用施設等に対する応急措置に関する事 8 農産物、家畜、林産物に対する応急措置に関する事 9 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関する事 10 自衛隊の災害派遣要請に関する事 11 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 12 災害ボランティアの活動支援に関する事 13 県所管施設の被災状況調査に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農地及び農林産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 2 物価の安定に関する事 3 義援金品の受領、配分に関する事 4 災害復旧資材の確保に関する事 5 災害融資等に関する事

3 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 田川警察署	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備計画に関すること 2 警察通信確保に関すること 3 関係機関との連絡協調に関すること 4 災害装備資機材の整備に関すること 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること 6 防災知識の普及に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達に関すること 2 被害実態の把握に関すること 3 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること 4 行方不明者の調査に関すること 5 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること 6 不法事案等の予防及び取締りに関すること 7 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること 8 避難路及び緊急交通路の確保に関すること 9 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること 10 広報活動に関すること 11 遺体の死因・身元の調査等に関すること

4 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
田川地区 消防本部	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災等の予防に関すること 2 消防力の維持向上に関すること 3 町と共同での地域防災力の向上に関すること 4 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること 5 防災知識の普及に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報収集、伝達に関すること 2 風水害、火災等の警戒、防御に関すること 3 消防活動に関すること 4 救急・救助活動に関すること 5 避難活動に関すること 6 行方不明者の調査、捜索に関すること 7 その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること

5 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
香春町消防団	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災、水害及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること 2 団員の能力の維持・向上に関すること 3 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること

	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風水害、火災等の警戒、防御に関する事 2 消防活動に関する事 3 救急・救助活動に関する事 4 避難活動に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 6 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関する事
--	---

6 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区 警察局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警備計画等の指導に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 2 広域的な交通規制の指導調整に関する事 3 他の管区警察局との連携に関する事 4 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 5 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 6 警察通信の運用に関する事 7 津波警報等の伝達に関する事
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事 2 国有財産の無償貸付等の措置に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害復旧事業の査定立会い等に関する事
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、通報に関する事 2 関係職員の現地派遣に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 米穀の備蓄に関する事 2 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 3 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急用食料の調達・供給に関する事 2 農業関係被害の調査・報告に関する事 3 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事 4 種子及び飼料の調達・供給に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害農業者等に対する融資等に関する事 2 農地・施設の復旧対策の指導に関する事 3 農地・施設の復旧対策の査定に関する事 4 土地改良機械の緊急貸付に関する事 5 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 6 技術者の緊急派遣等に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林・治山施設の整備に関する事 2 林野火災予防体制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林野火災対策の実施に関する事 2 災害対策用材の供給に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 復旧対策用材の供給に関する事
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 2 り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 3 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関する事 <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品・復旧資機材等の供給の円滑な確保に関する事 2 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 2 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
九州運輸局 (福岡運輸支局)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通施設及び設備の整備に関する事 2 宿泊施設等の防災設備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管事業者等への災害に関する予報等の伝達指導に関する事 2 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関する事 3 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 4 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関する事 5 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 2 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
福岡管区気象台	<p>(風水害災害予防・災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 4 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関する事 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<p>(地震・津浪災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地震・津波に関する観測施設を整備すること 2 地震・津波等に関する防災知識の普及に努めること 3 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること <p>(地震・津浪災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること 2 二次災害防止のため、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報を発表・伝達すること 3 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること
九州 総合通信局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信体制の整備に関すること 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電気通信の確保に関すること 2 非常通信の統制、管理に関すること 3 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所における災害防止のための指導監督に関すること 2 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
九州地方整備局	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について次の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象観測通報についての協力に関すること 2 防災上必要な教育及び訓練等に関すること 3 災害危険区域の選定又は指導に関すること 4 防災資機材の備蓄、整備に関すること 5 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること 6 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること 7 水防警報等の発表及び伝達に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予報等の発表及び伝達に関すること 2 水防活動の指導に関すること 3 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること 4 災害広報に関すること 5 緊急物資及び人員輸送活動に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	6 流出油等に対する防除措置に関すること 7 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること 8 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること 9 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること 10 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること 12 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること （災害復旧） 1 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
国土地理院 九州地方 測量部	（災害応急対策） 1 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること （災害復旧） 1 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
九州地方 環境事務所	（災害予防） 1 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること 2 環境監視体制の支援に関すること （災害復旧） 1 災害廃棄物等の処理対策に関すること

7 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第四師団 (飯塚駐屯地)	（災害予防） 1 災害派遣計画の策定に関すること 2 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること （災害応急対策） 1 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

8 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道(株)	（災害予防） 1 鉄道施設の防火管理に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること （災害応急対策） 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること （災害復旧） 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話(株) (北九州支店) NTTコミュニケーションズ(株)	（災害予防） 1 電気通信設備の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧通信施設の整備に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
㈱NTTドコモ(九州支社) K D D I ㈱ ソフトバンク ㈱	(災害応急対策) 1 津波警報、気象警報の伝達に関する事 2 災害時における重要通信に関する事 3 災害関係電報、電話料金の減免に関する事
日 本 銀 行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) 1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関する事 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事 5 各種措置に関する広報に関する事
日 本 赤 十 字 社 (福岡県支部)	(災害予防) 1 災害医療体制の整備に関する事 2 災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) 1 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 2 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日 本 放 送 協 会 (福岡放送局)	(災害予防) 1 防災知識の普及に関する事 2 災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) 1 気象予報等の放送周知に関する事 2 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関する事 3 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 4 災害時における広報に関する事 (災害復旧) 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
日 本 通 運 ㈱ (福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(災害予防) 1 緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) 1 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事 (災害復旧) 1 復旧資機材等の輸送協力に関する事
九 州 電 力 ㈱	(災害予防) 1 電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) 1 災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) 1 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
日 本 郵 便 ㈱ (九州支社)	(災害応急対策) 1 災害時における郵便事業運営の確保に関する事 2 救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保に関する事

9 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
平成筑豊鉄道(株)	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防火管理に関すること 2 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること 3 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること 2 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県トラック協会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急・救援物資の輸送協力に関すること
一般社団法人福岡県LPガス協会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス施設の整備と防災管理に関すること 2 LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時におけるLPガスの供給確保に関すること <p>(災害復旧)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
公益社団法人福岡県医師会	<p>(災害予防)・(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護の活動に関すること 2 負傷者に対する医療活動に関すること 3 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関すること。
一般社団法人福岡県歯科医師会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療救護活動体制の整備に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人福岡県看護協会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害看護についての研修や訓練に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者への支援に関すること 2 避難所等における看護活動に関すること 3 災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること
公益社団法人福岡県薬剤師会	<p>(災害予防)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療救護活動に関すること 2 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること 3 医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること 4 指定避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関すること 5 その他公衆衛生活動に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	(災害予防) 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) 1 気象予報等の報道周知に関すること 2 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 3 災害時における広報に関すること (災害復旧) 1 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)TVQ九州放送 (株)エフエム福岡 (株)CROSS FM ラブエフエム国際放送(株)	(災害予防) 1 防災知識の普及に関すること 2 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) 1 気象予報等の放送周知に関すること 2 指定避難所等への受信機の貸与に関すること 3 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること 4 災害時における広報に関すること (災害復旧) 1 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	(災害予防) 1 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること 2 職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること (災害応急対策) 1 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること 2 災害ボランティアの活動体制強化に関すること 3 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する こと

10 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
香春町 社会福祉協議会	(災害予防) 1 在宅要援護者対策に関すること 2 町が行う災害対策への協力に関すること (災害応急対策) 1 町災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2 在宅要援護者の応急対策に関すること 3 被災者の保護及び救援物資の支給に関すること 4 その他町が行う避難及び応急対策への協力に関すること 5 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること
香春町商工会	(災害応急対策) 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 災害時における物価安定の協力に関すること 3 救助物資、復旧資機材の確保の協力、斡旋に関すること
福岡県防犯協会 田川地区防犯協会	(災害応急対策) 1 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること 2 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 その他災害応急対策の業務の協力に関すること

第3節 町民等の基本的責務

第1 町民の基本的責務

町民は、「自らの命は自らが守る」との観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努め、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備える。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政が行う防災活動と連携・協力する。

さらに、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等住民生活との関連性が高い物資又は燃料等経済上重要な物資を、みだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努める。

第2 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーン^{※1}の確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や防災訓練・研修の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、町、県、国との物資・役務の供給協定の締結に努める。

^{※1} サプライチェーン：原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る、製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れのこと。業種によって詳細は異なるが、製造業であれば設計開発、資機材調達、生産、物流、販売などのビジネス機能（事業者）が実施する供給・提供活動の連鎖構造をいう。

第5章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

町は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し次の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- (1) 当該地域の地形地盤条件の考慮
- (2) 災害危険への影響
- (3) 施策・事業計画における防災上の効果等

2 施策・事業の総合調整

町は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3節 計画の周知

この計画は、町の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底する。

第6章 災害に関する調査研究の推進

第1 災害に関する調査研究

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究を継続的に実施又は推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、充実を図る。

第2 大学・学会・防災研究機関等との連携

災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、町は、構造物の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

第2部 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山の対策

町、県及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

さらに、風水害については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、報道関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

町及び県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 治水計画	総務課	・水防体制の強化 ・洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知
	建設課	・水害（河川）予防対策
	産業振興課	・水害（ため池、保安林）予防対策
第2 治山計画	産業振興課	・治山事業

第1 治水計画

1 河川対策

町は、関係機関、施設管理者と協力し、河川の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

（1）河川施設

国・県等施設管理者に、安全で安心な生活のための社会資本整備として、地域性に配慮しながら河道拡幅や築堤等の河川改修事業の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事等を要請し、その推進に協力する。

（2）水防体制の強化

町及び消防団は、水防計画に基づき、消防本部及び関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

(3) 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

1) 洪水浸水想定区域の指定

町は、水防法の一部改正 第14条の規定に基づき、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次にかかる事項の施設の名称及び所在地について定める。

- 洪水予報等の伝達方法
- 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- 洪水に係る避難訓練に関する事項
- その他洪水時の円滑かつ迅速な避難所等の確保を図るために必要な事項
- 洪水浸水想定区域内の洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下、同じ。）
- 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下、同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

なお、名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

町長は、中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

2) 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

町長は、次にかかる事項について住民に周知する。

- 洪水予報等の伝達方法
- 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- 洪水に係る避難訓練に関する事項
- その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

なお、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

3) 本防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告する。

- 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 避難誘導に関する事項
- 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 防災教育・訓練に関する事項
- 水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

イ 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、次の計画を作成し、この計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について町長に報告する。

- 防災体制に関する事項
- 浸水の防止のための活動に関する事項
- 防災教育・訓練に関する事項
- 水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項

2 ため池対策

町は、ため池の決壊による災害を未然に防止するため、農林水産省が行う「農業用ため池緊急点検」の結果を1つの目安とし、その他の状況等を総合的に勘案して、農業用ため池の整備等の計画作成を行い、老朽ため池の改修並びに防災上特に重要なため池を中心に、整備等を行う。

(1) ため池施設整備の実施方針

産業振興課は、ため池等の管理者が所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう堤体、余水吐、樋管等の整備を推進する。

また、緊急を要するものについては、適切な措置を講ずる。

(2) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

町は、ため池の管理者である水利組合等と連携して、ため池を調査し、安全対策及び防災情報連絡体制の整備を図る。

町は、ため池に関するハザードマップの作成に当たっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後は、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

3 平常時の巡視

総務課、建設課及び消防団は、暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を求める。

第2 治山計画

町は、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水源かん養保安林等において、県等が実施する水土保持機能の発揮及び山地に起因する災害を防止することを目的とした治山事業などの実施や、森林の整備・保全に協力する。

【資料2-1】重要水防箇所

【資料2-2】防災重点ため池

第2節 土砂災害の防止

町、県及びその他防災関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 土石流対策	総務課	・土砂災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
	建設課	・土砂災害対策事業の推進
第2 急傾斜地崩壊対策	建設課	・土砂災害対策事業の推進
	総務課	・土砂災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
第3 土砂災害防止対策	総務課	・土砂災害の啓発活動、警戒避難体制の構築
第4 山地災害対策	産業振興課	・山地災害対策の推進

第1 土石流対策

町は、住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

1 避難体制等の整備

(1) 土石流危険渓流の周知

町は、本防災計画に、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、関係機関に危険箇所マップを常設し、住民に危険箇所を周知する。さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。

(2) 警戒避難雨量の設定

町は、警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、もしくは地域ごとに設定する。

(3) 警報装置等の整備

町は、住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

2 避難路の整備等

避難路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第7節「避難体制の整備」による。

3 情報収集及び伝達体制の整備

(1) 情報の収集

町は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

(2) 情報の伝達

- 1) 町は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- 2) 町は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。
- 3) 町は、住民に対する気象予報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝

達方法についても、その整備に配慮する。

4 防災知識の普及

町は、住民に対し、日頃から継続的に次の事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

(1) 土石流災害の特性

(2) 警戒避難すべき土石流の前兆現象

- 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合
- 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

(3) 災害時の心得

- 気象予報等の聴取方法
- 避難の時期、方法、場所
- 飲料水、非常食料の準備
- その他災害特性に応じた措置

第2 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等による危険区域の指定や対策工事を要請し、その推進に協力する。

2 町の対策

(1) 規制

県は、崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、法律に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。

また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行い、移転を促進する制度がある。町はこれらの規制実施に当たって連携協力する。

(2) 避難体制等の整備

1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

急傾斜地崩壊危険箇所は、関係機関に危険箇所マップを常設し、住民に危険箇所を周知する。

2) 自主防災組織の育成

町は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、住民の協力を得て、区域の町内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

3) 避難に係る警報装置等の整備

町は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等の整備に努める。

4) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

町は、警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、

梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

5) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

町は、日頃から過去の経験をもとに、どの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予報等情報の収集に努める。

イ 情報の伝達

町は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予報等情報の伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者への夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

第3 土砂災害防止対策

1 土砂災害の定義

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

2 町の対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以降、「土砂災害防止法」という。)及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。

町長は、土砂災害警戒区域等の指定を受けたときは、次の事項を定める。

- 警戒区域ごとに情報伝達
- 予報等の発表・伝達に関する事項
- 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
- 避難、救助その他必要な措置

また、指定を受けた区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

町長は、土砂災害警戒区域の指定に係る次の事項について、印刷物等(ハザードマップ等)を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

- 土砂災害に関する情報の伝達方法、
- 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項
- その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、新たな基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、

土砂災害警戒区域の指定後、同様の措置を講ずる。

第4 山地災害対策

1 山地災害危険地の定義

「山地災害危険地」とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林野治第520号林野庁長官通知）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区で、災害危険箇所編に掲げるものをいう。

2 町の対策

（1）山地災害危険地区の周知

山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知を図る。

（2）防災意識の普及

山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、住民の防災意識の普及に努める。

（3）山地災害対策施設の整備等

県は、台風、集中豪雨等により山地災害が発生又は発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次、治山事業を実施していく。特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

町は、これらの山地災害対策施設の整備等に協力し、事業の推進を図る。

第5 災害危険性が高い盛土

県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

また、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県は適切な助言や支援を行う。

【資料2－3】土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

第3節 火災の予防

町及び消防本部は、火災の防止に関し、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 消防力の強化	総務課	・消防力の強化の推進
第2 火災予防対策	総務課 消防本部	・火災予防対策

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

町は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

- (1) 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防ポンプ自動車を配置する。
- (2) 地域の実情に応じて、化学消防自動車、救急自動車及び消防艇等を配備する。
- (3) 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

2 消防水利の強化

- (1) 町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽、耐震性貯水槽の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保等、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利体制の充実に努める。

- (2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町及び消防本部は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制を確立する。

4 総合的な消防計画の策定

町及び消防本部は消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

5 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

6 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

また、消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本

団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

7 消防職団員の教育訓練

町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

8 消防計画の策定

町及び消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

9 市町村相互の応援体制の強化

町は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

町及び消防本部は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

町及び消防本部は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の策定、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

3 住民に対する啓発

町及び消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

4 車両火災予防の推進

消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、附近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

5 火災予防運動の推進

消防本部は、住民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 報道機関による防火思想の普及
- (3) 講習会、講演会等による一般啓発

6 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ

の組織づくりと育成強化に努める。

第4節 都市構造の防災化

町は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

町は、立地適正化計画による防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物不燃化の推進	建設課	・建築物不燃化の推進
第2 防災空間の確保、整備、拡大	まちづくり課	・防災空間の確保、整備、拡大 ・造成地の災害予防対策
第3 無電柱化事業の推進	建設課	・無電柱化事業の推進
第4 造成地の災害予防対策	建設課	・工事の施工において、指導、監督

第1 建築物不燃化の推進

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

1 町の対策

(1) 公営住宅の不燃化推進

既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、逐次耐火構造に建替えを推進する。

老朽化した町営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について検討する。

(2) 住環境整備事業の推進

町は、住環境整備事業を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第2 防災空間の確保、整備、拡大

公園の整備を進め、避難地の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、社会資本整備重点計画に基づき、積極的に推進する。

第3 無電柱化事業の推進

町は、緊急輸送道路など防災上重要な道路について、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼすところについて共同溝・電線共同溝の整備を推進し、ライフラインの確保、電柱の倒壊による道路の寸断防止等、防災機能向上を図る。

第4 造成地の災害予防対策

町は、県と連携して、造成地で発生する災害の防止を図るため、開発許可基準に則り、開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられるよう当該工事の施工において、指導、監督を行う。

第5節 建築物及び文化財等の災害予防

町は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に町立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の災害予防対策	建設課	・建築物等の災害予防対策
第2 文化財災害予防対策	生涯学習課	・文化財災害予防対策

第1 建築物等の災害予防対策

1 建築物等に対する指導

町は、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

町、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

2 公共建築物の堅牢化

町は、避難収容施設等の防災上重要な公共建築物等について、当該施設の重要度を考慮して年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う

また、新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

なお、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフラインシステムの不測の事態に備え、次の対策に努める。

重要施設の耐震性強化対策項目

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 耐震性に考慮した機器類の取付け | <input type="checkbox"/> バックアップ機能の充実 |
| <input type="checkbox"/> 早期復旧ができる設備の構築 | <input type="checkbox"/> 自己電源の確保 |
| <input type="checkbox"/> 自己水源の確保 | <input type="checkbox"/> 消火・避難経路の確保 |
| <input type="checkbox"/> 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保 | |
| <input type="checkbox"/> 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保 | |

3 特殊建築物等の定期報告、指導

- (1) 学校、病院、興業場、公衆浴場、マーケット等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の建築設備については、定期的にその現状を調（検）査資格者等に調査させ、その結果の報告を求め、防災上必要な助言、

勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

第2 文化財災害予防対策

町は、県及び消防本部等と連携し、文化財を災害から保護するため、次の防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を行う。
- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。
 - 1) 防火管理体制の整備
 - 2) 環境の整備
 - 3) 火気の使用制限
 - 4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - 5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - 6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。
 - 1) 消火施設
 - 2) 警報設備
 - 3) その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- (6) 各種文化財の点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努める。

第6節 電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防

電気、ガス、石油・石油ガス、電気通信サービスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合、住民の避難、救命・救助、安否確認等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス、電気通信サービス事業者は、これらの供給を円滑に実施するため浸水防止対策等の措置を講ずる。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 電力施設	総務課	・電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防対策の調整
第2 国内通信施設災害予防対策		
第3 ガス施設		

第1 電力施設

電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去耐災環境の整備に常に努力を傾注する。なお、電力施設の災害予防は、電気事業者の災害予防計画の定めによる。

1 町の対策

町は、必要に応じて電気事業者が実施する対策等に対して協力をするとともに、町民への電気事故防止の周知に努める。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと
- 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当該事業所に通報すること
- 断線垂下している電線には絶対触らないこと
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと
- 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること
- その他事故防止のため留意すべき事項

第2 国内通信施設災害予防対策

通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。

また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、県の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努める。

1 町の対策

町は、必要に応じて通信事業者が実施する対策等に対して協力をする。

第3 ガス施設

ガス事業者は、風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

なお、エルピーガスの災害予防は、福岡県LPガス協会の災害予防計画の定めによる。

1 町の対策

ガス事業の管理者は、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。町は、必要に応じてガス事業者が実施する対策等に対して協力をする。

第7節 上水道、生活排水施設の災害予防

町は、水道及び生活排水の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な浸水防止対策等の施策を実施する。

また、施設の機能の確保等を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 上水道施設災害予防対策	住宅水道課	・上水道施設災害予防対策
第2 生活排水施設災害予防対策		・生活排水施設災害予防対策

第1 上水道施設災害予防対策

町（住宅水道課）は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、水道施設については、「水道施設の技術的基準を定める省令」、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等により施設の耐震化を推進する。

1 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

地震等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行われるよう、応急給水資機材の備蓄、更新並びに調達体制の整備を行う。

2 給水体制の多重化

（1）民間の井戸の活用

町内にある民間の井戸を調査し、災害時協力井戸として登録することを検討する。

（2）家庭における備蓄の促進

町民、行政区、事業所等に対して広報等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

3 協力体制の整備

災害時のために、町民及び自主防災組織等に対して、緊急時の給水方法や貯水、給水の目標水量等に関する広報を行う。また、指定給水装置工事事業者等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

4 系統間の相互連絡

導水管理・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

第2 生活排水施設災害予防対策

町（住宅水道課）は、市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、雨水、生活排水の迅速な排除が行えるよう生活排水施設の整備拡大に努める。なお、生活排水施設の設計及び施工では、耐震性の確保を推進する。

1 情報交換の迅速化

災害の危険性ある地域においては、流域の流出量等や水防情報を把握するとともに、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

2 動力源の確保

災害時における停電等による二次的災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

3 施設機能の維持

民間事業者等との協定締結などにより、発災後における生活排水施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても生活排水の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

4 機動性のある支援・受援体制の確立

平常時から、生活排水関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、生活排水の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

第8節 交通施設の災害予防

道路管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

また、基幹的な交通施設については、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努める。

さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 所管する道路の整備		・所管する道路の整備
第2 防災関係機関相互の応援体制	建設課	・防災関係機関相互の応援体制の整備

第1 所管する道路の整備

建設課は、風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

1 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

2 道路の防災工事

防災点検等で対応が必要とされた箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、道路啓開用資機材の配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

4 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

5 道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

第2 防災関係機関相互の応援体制

町は、災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

第2章 町民等の防災力の向上

第1節 町民が行う防災対策

町民は、一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 町民が行う防災対策	総務課	・住民に対する防災意識の高揚

第1 町民が行う防災対策

町(総務課)は、住民に対する防災意識の高揚を図るため、次の対策を実施する。

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 過去に発生した災害の被害状況
- (3) 災害危険箇所の把握
- (4) 災害時にとるべき行動(初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等)
- (5) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法(福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等)
- (4) 災害時の役割分担(非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等)等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施(屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等)

5 応急手当方法の習得

6 町、県又は地域(自治会、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

7 地域(自治会、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第2節 自主防災体制の整備計画

町は、災害時において、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第2 自主防災体制の整備	総務課	・自主防災組織の育成・支援 ・水防団、水防協力団体の育成強化

第1 自主防災体制の整備方針

災害時においては、住民や企業等が「自分の住む(働く)地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。そのため、町は、住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。

その際、多様な世代が参加できるような環境の整備、女性の参画の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

- 1) 自主防災組織の防災計画書(地区防災計画)の作成
- 2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

3) 防災訓練の実施

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握
- オ 炊き出し訓練
- カ 災害図上訓練
- キ その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4) 防災用資機材の整備・点検等

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

5) 自主防災地図(防災マップ)の作成

6) 地域内の他組織との連携

- ア 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進
- イ 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

(2) 災害発生時の活動内容

1) 初期消火の実施

- ア 家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかける。
- イ 火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2) 情報の収集・伝達

- ア 地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告する。
- イ 防災関係機関の提供する情報を住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3) 救出・救護の実施及び協力

- ア 崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。
- イ 自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。
- ウ 負傷者に対し応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

4) 集団避難の実施

町長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- ア 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。
 - ・市街地……………火災、落下物、危険物
 - ・山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
- イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度とする。
- ウ 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

5) 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力

- ア 避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要となる時、炊き出しを実施する。
- イ 町が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

2 自主防災組織の育成・支援

町は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 町は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) 町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、町内で広報するとともに次の自主防災組織の育成・指導に努める。

- 連絡・実働体制が整っているか
- 要支援者を的確に把握しているか
- 必要な防災資機材を確保しているか
- 指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか
- 日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰

(6) 地区内の住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地区防災計画を定める。

(7) 地区防災計画を定める場合、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により一体的な運用が図られるよう努める。

3 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

(1) 町は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努める。

(2) 消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

(3) 町は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

4 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

5 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第3節 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなど、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第3 町の役割	総務課	・企業等との防災訓練
	産業振興課	・事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発 ・商工会・商工会議所等との連携

第1 企業等の役割

企業等は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に従事する企業等は、町との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力する。

第2 企業等の防災組織

大規模な災害が発生した場合、企業は、積極的に自衛消防組織等を編成し、自主防災組織と連携を図りながら、安全の確保に努める。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるとき、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるよう努める。

◆事業所等における主な防災対策及び防災活動

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- (10) 施設の地域避難所としての提供
- (11) 地元消防団との連携・協力
- (12) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

第3 町の役割

1 防災訓練

総務課は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会を捉え、企業等に対し訓練への参加等呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

総務課は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

総務課は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

4 企業の防災に係る取り組みの評価

町は、各企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等を行うことにより、企業の防災力向上に努める。

5 商工会・商工会議所等との連携

産業振興課は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、町は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 町民等に対する防災知識の普及	総務課	・町民等に対する防災知識の普及
	学校教育課	・社会教育、学校教育を通じての防災知識の普及
第2 児童・生徒に対する防災教育	学校教育課	・児童・生徒に対する防災教育
第3 町職員に対する防災教育	総務課	・町職員に対する防災教育
第4 防災上重要な施設の管理者等の教育	総務課 消防本部	・防災上重要な施設の管理者等の教育
第5 防災知識の普及に際しての留意点等	総務課	・防災知識の普及に際しての留意点等知識の普及
第6 防災意識調査	総務課	・防災意識調査
第7 災害教訓の伝承		・災害教訓の伝承

第1 町民等に対する防災知識の普及

町、自主防災組織及び消防団は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、早期避難の重要性を住民に周知し、自らの判断で避難行動をとるよう住民の理解と協力を得る。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- 1) 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にすべき行動に関する知識
- 2) 過去に発生した災害被害に関する知識
- 3) 備蓄に関する知識
- 4) 住宅等における防災対策に関する知識
- 5) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- 6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- 7) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとるべき行動
- 8) 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- 9) 防災気象情報、避難指示等に関する知識
- 10) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- 11) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- 12) 避難生活に関する知識
- 13) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

- 14) 応急手当方法等に関する知識
- 15) 自主避難の重要性に関する知識
- 16) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- 17) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認
- 18) 災害情報の正確な入手方法
- 19) 要配慮者への配慮
- 20) 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- 21) 出火の防止及び初期消火の心得
- 22) 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得
- 23) 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- 24) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- 25) その他の必要な事項

（2）啓発の方法

- 1) テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- 2) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- 3) 映画、ビデオテープ等の利用
- 4) 各種相談窓口の設置
- 5) 消防団、防災士^{※1}を通じた啓発
- 6) 講演会、講習会の実施
- 7) 防災訓練の実施
- 8) インターネット（ホームページ）の活用
- 9) 各種ハザードマップ等の利用
- 10) 広報車の巡回による普及
- 11) 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

（3）災害リスク情報の啓発

総務課は、住民等の防災意識の向上、地域の防災対策の合意形成を図り、自然災害によるリスク情報を把握するとともに、専門家（気象アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、過去の災害履歴などを考慮し、その危険性を周知するとともに、災害時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図る。

（4）警戒レベル等の提供

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

※1 防災士：社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

(5) ハザードマップ等の活用

ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知し、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- 1) 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと
- 2) 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること
- 3) 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと
- 4) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等

(6) 災害発生後の啓発内容

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

2 社会教育を通じての普及

学校教育課は、社会教育において、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高めていく。

啓発の内容は、住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、学校教育課は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 町職員に対する防災教育

総務課は、町職員に対し、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、それぞれにおける防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国、県、大学等の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

次に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

- (1) 新任研修
通常の新任職員研修の一項目として行う。
- (2) 職場研修
各職場では、防災訓練等に併せて次の項目に重点を置いた研修を実施する。
 - 1) 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
 - 2) 各職場の初動時の活動要領の確認
 - 3) 研修会、講習会、講演会等の実施
 - 4) 見学、現地調査等の実施
 - 5) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する基礎知識
 - 1) 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - 2) 本町の災害特性、災害別・地域別危険度
 - 3) 過去の主な被害事例
- (2) 県防災計画、町防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他の必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び消防本部は、防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

総務課は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

また、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

さらに、総務課は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第6 防災意識調査

町は、住民の防災意識を把握するため、アンケート調査、及び、行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第7 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努め、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第5節 防災訓練の充実

町は、関係機関等の参加、その他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等とも連携した、各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 総合防災訓練	総務課	・総合防災訓練
第2 各種訓練	総務課	・各種訓練の実施
	建設課	・水防訓練
	福祉課	・要配慮者利用施設等の訓練
第3 住民の訓練	総務課	・住民の訓練

第1 総合防災訓練

町は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、町災対本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に係る多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

町は、応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。

なお、訓練は次の要領で実施する。

(1) 応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。

また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。

(2) 町災対本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施する。

(3) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する町災対本部図上訓練等種々考えられる。

(4) 町は、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

2 組織動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

町は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

4 水防訓練

水防管理団体（町長）は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施し、水門の閉鎖に時間がかかるなど機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行う。

5 消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

6 要配慮者利用施設等の訓練

本防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練の実施に努める。また、本防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

7 その他の訓練

消防本部等は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

町は、自主防衛組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- (1) 出火防止訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 応急救護訓練
- (5) 災害図上訓練
- (6) 情報の収集及び伝達の訓練
- (7) 炊き出し訓練
- (8) その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

- 1 町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。
また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 2 町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- 3 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

- 4 訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。
- 5 避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

町は、防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6節 町民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、住民は、「自らの命は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 家庭における心得	総務課	・家庭における心得の周知
第2 職場における心得	総務課	・職場における心得の周知

第1 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最低限とする。
風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。
- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。
「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子を見せず、率先して避難する。
- (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。
緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。
- (4) 子どもとはぐれないようにする。
子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- (5) 避難の際は、長い杖を携行し、運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

- (6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

- (7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

- (8) 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

- (9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

3 竜巻災害発生時の心得

- (1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4 土砂災害発生時の心得

- (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

土石流の前触れ	がけ崩れの前触れ	地すべりの前触れ
<ul style="list-style-type: none"> ○山鳴りがする。 ○川が濁り、流木が混ざり始める。 ○雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ○がけに割れ目ができる。 ○がけから濁った水がわき出る。 ○わき水が濁る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地面がひび割れたり、陥没する。 ○擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。 ○家の戸が開かなくなる。 ○沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

- (2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

5 外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や水辺でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所へ移動する。

第2 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること

2 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、町は、相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、必要な場合、関係機関に対し、職員の派遣を要請し、町が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 市町村間の相互協力体制の整備	総務課	・市町村間の相互協力体制の整備
第2 町と県、自衛隊との連携体制の整備	総務課	・町と県、自衛隊との連携体制の整備
第3 防災関係機関の広域応援体制の整備	総務課	・防災関係機関の広域応援体制の整備
第4 受援計画	総務課	・受援計画作成、体制の整備
第5 広域応援拠点等の整備	総務課	・広域応援拠点等の整備
第6 災害時応援協定等の促進	総務課	・災害時応援協定等の促進

第1 市町村間の相互協力体制の整備

総務課は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第2 町と県、自衛隊との連携体制の整備

町は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 防災関係機関の広域応援体制の整備

総務課は、田川警察署及び消防本部との連携を強化し、災害時の支援体制の整備に努める。

消防本部は、消防相互応援体制の充実を図るとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第4 受援計画

1 受援計画の作成

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性の確保に努める。

2 受援体制の整備

町は、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第5 広域応援拠点等の整備

町は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有する。

第6 災害時応援協定等の促進

町は、各種事業所や団体等と、災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結等に努める。

また、災害時には、民間業者や町内団体からの協力が必要となる事態が予測されるので、あらかじめ関係団体、企業等と協議し、物資等の優先的供給の業務内容、協力方法についての協議を行う。

【資料2-4】災害応援協定一覧

第2節 防災体制・施設・資機材等の整備

町は、応急対策の円滑な実施のために、町災対本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 災害対策本部等体制の整備	総務課	・災害対策本部等体制の整備
第3 警戒本部・特別警戒本部等の整備	総務課	・警戒本部・特別警戒本部等の整備
第4 水防本部等の整備	総務課	・水防本部等の整備
第5 防災中枢機能等の確保充実	総務課	・防災中枢機能等の確保充実
第6 防災拠点施設の確保・充実	総務課	・防災拠点施設の確保・充実
第7 ヘリポートの整備	総務課	・ヘリポートの整備
第8 備蓄物資の整備	総務課	・備蓄物資の整備
第9 被害情報等の収集体制の整備	まちづくり課	・被害情報等の収集体制の整備
第10 惨事ストレス対策	保険健康課 消防本部	・惨事ストレス対策
第11 復興の円滑化のための各種データの整備保全	税務住民課	・復興の円滑化のための各種データの整備保全

第1 香春町防災会議

基本法及び香春町防災会議条例の規定に基づいて設置する機関で、防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図る。

第2 災害対策本部等体制の整備

1 災害対策本部

町は、基本法及び香春町災害対策本部条例の規定に基づいて、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、町災対本部体制等の整備を図る。

その組織、編成については町災対本部の規定の定めるところによる。

(1) 初動体制の整備

町は、次の職員の非常参集体制の整備を図る。

- 専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成
- 参集基準及び参集対象者の明確化
- 連絡手段の確保
- 参集手段の確保
- 参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保
- 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、

使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線、あるいは携帯電話（災害時優先電話）の配備を推進する。

(3) 災害対策本部の整備

町は、次の点に留意して町災対本部の整備を行う。

1) 指揮命令系統

町長が不在等により本部長として指揮を執れない場合、副町長、総務課長と代理順位に基づき指揮する。

2) 災害対策本部等の代替施設

町災対本部の設置場所は、「災害対策室」とし、本庁舎が被害を受け、使用できなくなった場合の代替施設は、「勤労研修センター」とする。

なお、町災対本部機能としては、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の機能拡充を推進する。

3) 自家発電機

自家発電機は、発電式のみならず、その他の代替エネルギーの活用についても検討する。

4) 町災対本部室の確保・配置方法、優先電話回線の確保

5) 町災対本部等の基幹施設の通信、電力等の優先復旧

6) 応急対策用地図

7) 自家発電機能付携帯型ラジオ

(4) 関係機関等の参画

町は、町災対本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5) 人材の確保

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

【資料3-1】香春町防災会議条例

【資料3-2】香春町災害対策本部条例

第3 警戒本部等の整備

町は、香春町災害本部規程に基づいて、警戒段階において、効果的に災害に対応するため、警戒本部等の体制の整備を図る。

その組織、編成については香春町災害対策本部の規定の定めるところによる。

(1) 警戒本部

総務課長は、警戒体制を強化する必要があると認めた場合、警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(2) 特別警戒本部

副町長は、警戒体制をさらに強化する必要があると認めた場合、特別警戒本部を設置し、災害応

急対策を実施する。

第4 水防本部等の整備

町長は、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定に基づき定めた水防計画により、洪水による水害を警戒し、防ぎよすための水防本部を設置し、水防応急対策を実施する。ただし、町災対本部が設置されたときは、その組織に統合される。

消防団は、消防本部、町災対本部等と連携し、適切な消火・水防・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

第5 防災中枢機能等の確保充実

総務課は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

(1) 保有する施設・設備については、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

なお、燃料確保は、あらかじめ燃料販売業者と燃料の優先供給について協定等の締結を推進する。

(2) 物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

(3) 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策が実施できるよう引き続きシステムの多重化・高度化、クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

第6 防災拠点施設の確保・充実

総務課は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。また、災害発生時には停電が予想されることから、自家発電設備の確保等に努める。

町は、防災機能を有する「道の駅」「香春町役場」「思永館」を地域の防災拠点(物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、避難所等)として位置づけ、施設機能の整備・拡充を推進する。

第7 ヘリポートの整備

総務課は、災害時の自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの発着場所として、臨時ヘリポート予定地を指定しておく。

予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポート予定地の整備に努める。

【資料2-5】災害時における臨時ヘリポート

第8 備蓄物資の整備

総務課は、備蓄体制に関する県の指導・助言に従い、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、受援計画や備蓄計画を策定し、備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

第9 被害情報等の収集体制の整備

まちづくり課は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備しておく。

第10 惨事ストレス対策

保険健康課及び消防本部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11 復興の円滑化のための各種データの整備保全

税務住民課は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制（遠隔地の事業者等を含め）について整備しておく。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、県、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 災害救助法等の習熟	関係各課	・災害救助法等の習熟
第2 運用マニュアルの整備	総務課	・運用マニュアルの整備

第1 災害救助法等の習熟

1 災害救助法運用要領の習熟

町は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

2 災害救助法実務研修会等

関係各課は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

3 必要資料の整備

総務課は、「災害救助の運用と実務」、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

第2 運用マニュアルの整備

町は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 情報管理体制の整備

町は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

なお、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報は、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 町の災害通信網の整備	総務課	・町防災行政無線等の整備拡充
第3 各種防災情報システムの整備	総務課	・防災情報システムの整備
第4 通信訓練の実施	総務課	・通信訓練の実施
第5 情報通信設備の維持	総務課	・情報通信設備の維持

第1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

種類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（地上系）	○停電時には非常用電源で機能。 ○使用不能（輻輳等） ^{※1} になりにくい。
防災行政無線（移動系）	○使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	○停電時には非常用電源で機能。 ○激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	○停電時には非常用電源で機能。 ○使用不能（輻輳等）になりにくい。
NTT加入電話（一般）	○輻輳時には通信制限がかかる。 ○有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ○停電時は交換機が停止しなければ使用可。
携帯電話（一般）	○輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ○中継局の設備破損や停電時は不通（数時間は予備バッテリーで機能）
衛星通信	○一般的に輻輳しにくい。 ○激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
（災害時優先電話） NTT加入電話 携帯電話	○回線輻輳時の発信が優先的に接続。

※1 輻輳（ふくそう）：交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること

第2 町の災害通信網の整備

町は、防災に関する情報の収集及び伝達並びに災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、非常電源の確保、耐震化等を含めた防災行政無線通信施設の充実、整備の保守点検を行う。

また、情報通信技術の高度化にしたがって、パソコン通信による情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話の活用など、災害時に有効な通信手段の導入を検討する。

1 町防災行政無線等の整備拡充

災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、無線通信設備の整備を推進する。

- (1) 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立
- (2) 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備、充実
- (3) 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実
- (4) 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備
- (5) 主要防災関係機関への通信回線を設置
- (6) 防災行政無線と全国瞬時警報システム（Jアラート）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

第3 各種防災情報システムの整備

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備及び充実を図る。

- 1 総務課は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデータの整備（当該データの加除修正を含む。）をする。
- 2 消防本部は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。

第4 通信訓練の実施

総務課は、様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める

第5 情報通信設備の維持

総務課は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第5節 広報・広聴体制の整備

町は、災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応する体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備	総務課	・被災者への情報伝達体制の整備
	まちづくり課	・広報体制の整備
第2 関係機関の連絡体制の整備	関係各課	・関係機関の連絡体制の整備
第3 報道機関との連携体制の整備	まちづくり課	・報道機関との連携体制の整備
第4 要配慮者への情報提供体制の整備	福祉課	・要配慮者への情報提供体制の整備

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

町は、災害時の広報要領に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報にあたる。

1 運用体制の整備

町は、次により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要支援者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の熟練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートが多ルート化

2 被災者への情報伝達

町は、次により被災者への広報にあたる。

- (1) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系電話や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。
併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。
- (2) 防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- (3) 避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。
- (4) 通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。
- (5) 災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。
- (6) 発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- (7) 被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役

割・責任等の明確化に努める。

- (8) 要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう努める。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

第3 報道機関との連携体制の整備

総務課は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第4 要配慮者への情報提供体制の整備

要配慮者への適切な情報提供を行うため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制の整備に努める。

また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど必要な体制の整備に努める。

第6節 二次災害の防止体制の整備

町は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	関係各課	・降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備
第2 危険物施設等災害予防計画	総務課 消防本部	・危険物施設等災害予防対策の推進

第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 二次災害の防止体制の整備

町は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

2 被災建築物・宅地応急危険度判定体制の整備

町は、被災建築物及び宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、「被災宅地危険度判定業務マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）の習熟に努め、危険度判定体制の整備を行う。

第2 危険物施設等の災害予防

消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から危険物施設の安全確保に努めるとともに、災害発生時の被害拡大の予防対策を推進する。

1 危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

2 消防機関が実施する対策

(1) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

(2) 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第7節 避難体制の整備

町は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟	総務課及び関係各課	・避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟
	福祉課	・避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備
第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定	建設課	・避難路の整備
	総務課	・指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定
	福祉課	・福祉避難所の指定・管理
第3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備	総務課	・指定緊急避難場所・指定避難所の設備等の整備
	税務住民課・福祉課	・指定緊急避難場所・指定避難所の管理運営体制の整備
第4 指定避難所、避難路等の住民への周知	総務課・税務住民課・福祉課	・指定避難所、避難路等の住民への周知
第5 多様な避難状況の把握	総務課	・多様な避難状況の把握
第6 学校等における避難計画	学校教育課	・学校等における避難対策の整備
第7 救出救助体制の整備	総務課・消防団	・救出救助体制の整備

第1 避難誘導體制の整備及び誘導方法の習熟

町は、本編 第3部 第2章 第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容を習熟する。

1 避難確保計画の策定と訓練

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難確保計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難計画の作成に当たっては、総務課と福祉課との連携の下、消防団、自主防災組織、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておき、次の事項に留意して、避難行動要支援者等の避難支援の体制構築に努める。また、避難の長期化についても考慮し、その体制の整備にも努める。

- (1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所等への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」を参考としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努め、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

マニュアルは、次の事項に留意し作成する。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用し、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (2) 県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。
- (3) 土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (4) 避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。
- (5) 住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とする。

なお、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難誘導體制の整備

町は、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドラインの改定」を参考とする。また、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制としては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

(1) 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

町が避難指示等を発令する場合又は福岡管区気象台が大雨注意報等該当する防災気象情報を発表する場合には、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルを用いて提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解し、警戒レベルに対応した避難行動がわかるような避難情報の提供に努める。

住民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろん

のこと、発令される前であっても福岡管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的な避難を心がける。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報	町
警戒レベル4	・危険な場所から指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難指示	町
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は、危険な場所から立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難	町
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報（洪水、大雨）	福岡管区気象台
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性；大雨に関するもの）	福岡管区気象台

（2）避難指示等の発令対象区域の設定

1）水害

総務課及び建設課は、水害について次のような避難指示等の発令対象区域を設定しておく。

ア 水位周知河川

水位周知河川は、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、区域を設定する。

イ その他河川

その他河川については、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについて、水位周知河川と同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。

ウ 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難指示等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、

総務課及び建設課は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

エ 避難指示等の発令対象区域

避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等についてわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

2) 土砂災害

総務課は、土砂災害の避難指示等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難指示等を発令することを基本とする。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

(1) 個別避難計画の作成

福祉課は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に努める。

(2) 地域住民等の連携

福祉課は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備を図る。

また、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化するため、避難指示のほか、高齢者等避難（住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

総務課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の移送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努める。

また、具体的な避難・受入方法を含めた計画を定め、関係者間で適切な役割分担を行ったうえで広域避難を実施するよう努める。

総務課は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定

町長は、①洪水、②崖崩れ、土石流、③一時的に大量の降雨が生じた場合において、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずる。

1 避難路の整備

町は、地域住民や観光客等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について避難路の整備に努める。なお、避難路の選定、整備に当たっては次の事項に留意する。

- 選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。
- 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。
- 誘導標識、誘導灯、誘導索を設け、その維持に努めること。
- 避難路上の障害物件を除去すること。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

総務課は、公園・グラウンド、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者等の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定されていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

(2) 一時避難場所の確保

国道201号、国道322号が交差する交通の要衝にあり、災害発生時にも多くの車両が町内を通行中であることが予測される。このため、小規模な災害（風水害等）の場合を除き、大地震などの大規模災害が発生した場合の備えとして、道路通行者が緊急的、一時的に避難できる避難場所を確保する。

(3) 指定避難所の指定

総務課は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共施設その他の施設で、避難者が避難生活を送るために必要十分な施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

災害時は指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

学校における指定避難所の運営に関しては、町及び県の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保

のための方策を検討する。

(4) 福祉避難所の指定・管理

総務課及び福祉課は、町社会福祉協議会と連携し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための対策がなされており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

また、福祉避難所について、受入れ対象者を特定して公示するものとし、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(5) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

総務課は、避難所の整備に当たり、一定期間の避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、一時的、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備

町（総務課及び関係各課）は、次の指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備に努める。

1 連絡手段の整備

町災対本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

2 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。

3 指定避難所の設備等の整備

- (1) 指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。
- (2) 指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションやダンボールベッドなどの必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所等が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
- (4) 指定避難所となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め、また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (5) 指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料（食物アレルギーに配慮）、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、

炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

避難所等の運営・管理に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府 平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、町（総務課及び関係各課）は、次の運営・管理体制を構築しておく。

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。
- (2) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月）」等を参考にしながら、あらかじめ避難所運営マニュアル等を作成しておく。
- (3) 住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。なお、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (4) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (5) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (6) 「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。
- (7) 多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるとともに、指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (8) 災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- (9) ペット同行避難について、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参照し、避難所運営に反映する。
 - 1) ペット同行避難の備えに関する住民啓発
（逸走の防止と所有者明示、健康管理としつけ、ペットのための避難用品及び備蓄品の準備、避難所の確認、避難所等における飼育管理）
 - 2) ペット同行避難訓練への参加
 - 3) ペット受入れ避難所の選定、ペットスペースの確保
 - 4) 動物救護活動に関する関連機関との連絡調整
 - 5) 防災訓練における同行避難訓練の実施
- (10) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。また、避難所設営初動マニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、旅館等の宿泊施設の活用等を含めて検討できるよう努める。

- (11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第4 指定避難所、避難路等の住民への周知

町は、災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、避難路・指定避難所等について平常時から次の方法で周知に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

【住民への周知内容】

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定緊急避難場所等を指定した際の公示
- (3) 広報紙、インターネットによる周知
- (4) 案内板等の設置による周知
- (5) 防災訓練による周知
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (7) 避難計画に基づく避難地図（洪水ハザードマップ等）の作成、配付による周知
- (8) 自主防災組織等を通じた周知

第5 多様な避難状況の把握

1 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

- (1) 町は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把握する。
- (2) 町は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

2 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

町は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第6 学校等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院等の施設管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、次の事項に留意した避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - 1) 避難者の優先順位
 - 2) 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - 3) 避難者の確認方法

- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合、教育課は定めるように促す。）
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 教育課は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町・施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等は、地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、県外施設との連携に努める。

第7 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。総務課及び消防団は、消防本部と連携し、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団への教育指導を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たせるよう、教育訓練を推進する。

【資料3-10】指定緊急避難場所及び指定避難所

第8節 交通・輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 緊急通行車両等の事前届出	総務課	・緊急通行車両等の事前届出
第2 緊急輸送体制の整備	総務課	・輸送車両等の確保 ・円滑な輸送のための環境整備 ・輸送施設・輸送拠点の整備
	建設課	・緊急輸送道路の啓開体制の整備

第1 緊急通行車両等の事前届出

総務課は、災害時に使用する町有車両等について、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定めておく。

なお、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため行う事前届出は、県公安委員会・田川警察署に対して行う。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

総務課は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

福祉課は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

総務課は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

総務課は、災害時における救援物資の受け入れ、一時保管及び町内各地区への供給を行うために物資集配拠点を指定・点検する。指定された施設については、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について検討する。

4 緊急輸送道路の啓開体制の整備

建設課は、発災後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておく。

5 町の緊急輸送路の周知

総務課は、緊急輸送を効果的に実施するために、関係機関との連携を図るとともに、町民には自家用車両使用の自粛、災害時の運転車両の措置方法等の啓発を図る他、広報等により災害時の緊急輸送路の周知を図る。

第9節 帰宅困難者支援体制の整備

町は、大規模災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 帰宅困難者対策の実施	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報収集伝達体制の構築 ・帰宅困難者の家族等の安否確認の支援 ・一時滞在施設の提供 ・徒歩帰宅者に対する支援 ・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客対策
第3 基本原則の周知	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・基本原則の周知
第4 事業所、町民等の役割	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 帰宅困難者対策の実施

1 災害時の情報収集伝達体制の構築

総務課は、公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況等を、庁舎や交番等における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制の整備に努める。

2 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

総務課は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段など、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 一時滞在施設の提供

町が所管する施設において、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者、観光客等の帰宅困難者を対象とした一時的収容の可能性を検討する。

また、総務課は、帰宅困難者の一時滞りに協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞りに必要な支援を実施するよう努める。

4 徒歩帰宅者に対する支援

総務課は、企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

5 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

総務課は、事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

6 観光客対策

産業振興課は、国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

第3 基本原則の周知

総務課は、自宅外にいる者の次の心得の普及を図る。

1 むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

2 まず安否確認をする

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

3 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

第4 事業所、町民等の役割

- 1 帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動する。
- 2 事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。

第10節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、町は、田川保健福祉事務所等と連携し、医療救護体制を整備する。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 医療救護体制の整備	保険健康課	・情報収集・連絡体制の整備 ・医療救護チームの編成 ・保健福祉事務所、地域医療関係機関、 災害拠点病院等との連携強化
第2 負傷者の医療機関への搬送体制	保険健康課	・負傷者の医療機関への搬送体制の整備
第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	保険健康課	・医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制の整備
第4 福祉支援体制の整備	福祉課	・福祉支援体制の整備

第1 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

2 医療救護所の指定

保険健康課は、地区医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定する。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

3 医療救護チームの編成

(1) 保険健康課は、田川医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ医療救護チームを編成する。

医療救護チームの構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、班の人数については災害の規模により適宜定める。

町独自で医療救護チーム編成が困難な場合は、田川保健福祉事務所の協力のもと、広域圏で編成する。

(2) 町で編成された医療救護チームについては、田川保健福祉事務所へ報告する。変更した場合も同様とする。

4 保健福祉事務所等との連携強化

災害時は、田川保健福祉事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのために必要な事項について、田川保健福祉事務所等と連絡調整を図る。

5 地域医療関係機関との連携体制

保険健康課は、災害時に備えて、田川医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

6 災害拠点病院等との連携強化

保険健康課は、災害時に町内の医療施設で対応できない場合、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により後方医療体制の充実を図るとともに、災害時の通信手段等の確保を図る。

【資料3-13】災害拠点病院等

第2 負傷者の医療機関への搬送体制

保険健康課は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、消防本部、消防団、県及び医療関係機関・団体と連携した搬送体制を整備する。

また、消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進し、救急救命士の有効活用を図る。

さらに、総務課は関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送体制を確保しておく。

第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制

1 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

(1) 保険健康課は、応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、田川保健福祉事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

(2) 保険健康課は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、指定避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等の備蓄を推進する。

(3) 町は、福岡県薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

2 薬剤師の確保

町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、福岡県医師会や福岡県薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

第4 福祉支援体制の整備

大規模な災害時には、福祉施設等に甚大な被害が生じ、また、長期間の避難生活が想定されることから、避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等の福祉の支援を必要とする者に対する支援体制を十分に確保できないことが想定される。

このため福祉課は、福岡県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（県、県内市町村、福岡県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成）を基盤とする広域的な福祉支援ネットワークと連携して、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される福岡県災害派遣福祉チーム（以下「災害派遣福祉チーム」という。）の派遣受入れ体制の整備に努める。

1 災害派遣福祉チームの体制における役割（平時）

(1) 町の地域防災計画などにおいて災害派遣福祉チームの役割を規定し、指定避難所の運営体制等を整備する。

(2) 災害派遣福祉チームの役割を念頭において、訓練等を実施する。

2 災害派遣福祉チームの体制における役割（災害時）

指定避難所等において災害派遣福祉チームと連携し、被災者支援を実施する。

3 災害派遣福祉チームの体制の整備に関する研修等の実施

町は、福岡県災害福祉ネットワーク協議会と連携して、発災時に指定避難所等において災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう、防災訓練等への参画を行う。

第11節 要配慮者等安全確保対策

町は、要配慮者及び避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等、以下「要配慮者等」という。）の安全を確保するため、平常時から、要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 基本的事項	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 全体計画の策定 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 個別避難計画の作成・利用・提供
第2 社会福祉施設等の対策	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 防災設備等の整備
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定
第3 幼稚園・保育所・学校等対策	学校教育課、福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所・学校等対策
第4 在宅の要配慮者等対策	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要配慮者等対策
第5 避難行動要支援者の移送	総務課、福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の移送
第6 外国人等への支援対策	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の支援対策 旅行者への支援対策
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 通訳・翻訳ボランティアの確保
第7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保
第8 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

第1 基本的事項

1 地域防災計画・全体計画の策定

福祉課は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）」（以下「取組指針」という。）等を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

（1）避難行動要支援者名簿の作成・更新

福祉課は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者とし、「取組指針」を参考に、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、基礎とする名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに役場庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 避難行動要支援者に記載する者の範囲、要件等

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲等、避難行動要支援者に記載する者の要件は、生活の基盤が自宅に有る者のうち次の通りとする。

区 分	要 件
高齢者	○65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
要介護者	○介護保険要介護3以上の在宅生活者
障がい者	○身体障がい身体障がい者程度等級表1級以上及び2級の者 ○知的障がい療育手帳判定基準A判定の者 ○精神障がい精神障がい者保健福祉手帳1級の者
その他	○前の3項目に準ずる者で介護認定を受けていない寝たきりの方、認知症及び難病患者 ○その他町長が認める者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

○氏名	○行政区
○生年月日	○地域支援者
○性別	○担当民生委員
○住所又は居所	○かかりつけ病院名、傷病名
○電話番号その他の連絡先	○避難支援等を必要とする事由
○上記に掲げるもののほか避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項。	

(4) 名簿情報の利用及び提供

- 1) 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で利用することができる。
- 2) 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、香春町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 3) 町長は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報は回収する。

(5) 名簿情報を提供する場合における配慮

町長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(6) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

福祉課は、総務課や福祉課など関係部局の連携の下、田川医師会、福祉専門職、町社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものととなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 氏名 | <input type="checkbox"/> 生年月日 |
| <input type="checkbox"/> 性別 | <input type="checkbox"/> 住所又は居所 |
| <input type="checkbox"/> 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 避難の支援を必要とする事由 |
| <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 | |
| <input type="checkbox"/> 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 | |
| <input type="checkbox"/> その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 | |

(2) 個別避難計画情報の利用

町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(3) 個別避難計画情報の提供

- 1) 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。
- 2) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。
この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(4) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

町長は、個別避難計画情報を提供するときは、情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(5) 秘密保持義務

個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(6) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

福祉課は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(7) 地区防災計画との整合性

福祉課は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第2 社会福祉施設等の対策

1 組織体制の整備

福祉課は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

2 防災設備等の整備

- (1) 福祉課は、社会福祉施設等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（飲料水、食料、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。
- (2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

総務課は、本防災計画において、要配慮者等が利用者する浸水想定区域内の施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

また、「水防法」に基づく浸水想定区域内又は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、本計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難確保計画の作成を義務化し、計画作成を支援する。

第3 幼稚園・保育所・学校等対策

学校教育課及び福祉課は、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者に対し、災害時における幼児、児童の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の実施について要請する。

また、幼稚園・保育所・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

第4 在宅の要配慮者等対策

1 組織体制の整備

町は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。

また、障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

町は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

町は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、総務課は、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（J I Sで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

総務課は、県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、(公財)福岡県国際交流センター（以下「国際交流センター」という。）及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

(3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

総務課は、行政等から提供される災害情報や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。

2 旅行者への支援対策

産業振興課は、災害発生時における旅行者への迅速な被害状況の把握と、その状況に応じた適切な避難場所や経路等の情報伝達を確実に行うことができるよう、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理

者や関係団体との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

また、ホテル・旅館等の施設管理者は、町等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備える。

第7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

田川保健福祉事務所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、町との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

福祉課は、田川保健福祉事務所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第8 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

総務課は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的な知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう取り組む。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築を図る。

第12節 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努めるとともに、災害時に多くの人々がボランティア活動ができるよう、受入体制の整備やボランティア活動環境の整備を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 災害ボランティアの受入 体の整備	福祉課 保険健康課	・災害ボランティアの活動環境の整備 ・災害廃棄物の分別等に係る広報・周知
第3 災害ボランティアリーダー・ コーディネーター等の育成・支援	福祉課	・災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援
第4 ボランティア活動の普及・ 啓発	総務課	・ボランティア活動の普及・啓発

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

1 福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割

災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会、県及び町社会福祉協議会が中心となって、県レベル、町レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平

常時から行政、関係団体等と連携し、準備・取り組みを行う。

- (1) ボランティア受入れ拠点の整備
 - (1) 災害ボランティア本部の設置場所の決定
 - (2) 責任者の決定や担当者の役割分担
 - (3) 地域住民との連携
 - (4) 通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討
 - (5) 資機材のリストアップと調達方法の確認
 - (6) 災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成
 - (7) 活動資金の確保等
- (2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

2 町における役割

- (1) 町は、災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、次のような研修や訓練を通じて推進する。

- 平常時の登録
- 研修制度
- 災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制
- 防災ボランティア活動の拠点の確保
- 活動上の安全確保
- 被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化

- (2) 町は、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。
- (3) 保険健康課は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。
- (4) 町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

3 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー・コーディネーターを養成する。

- 1 福祉課は、町社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 町社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 3 町は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援活動

県	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害ボランティア連絡会との連携による育成・支援活動 ・講習会、防災訓練等の実施によるボランティア意識の醸成、災害ボランティアに関する知識の普及啓発 ・防災士等との連絡体制の構築 ○専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアの把握 ○ボランティア保険の普及啓発
町	<ul style="list-style-type: none"> ○香春町社会福祉協議会との連携による育成・支援活動 ・講習会、防災訓練等の実施による「地区災害ボランティアリーダー・コーディネーター」等の育成・支援 ○ボランティア保険の普及啓発
香春町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成 ○災害ボランティア活動マニュアルの作成
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○講習会の開催 ○講師の派遣 ○災害時ボランティア活動マニュアルの作成

第4 ボランティア活動の普及・啓発

町は、町民、事業所等に対して、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第13節 災害備蓄物資等の整備・供給

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 給水体制の整備	住宅水道課	・給水体制の整備
第3 食料供給体制の整備	産業振興課	・食料供給体制の整備
	総務課	・町民及び事業所等の備蓄意識、相互協力意識の向上
第4 生活必需品等供給体制の整備	産業振興課	・生活必需品等供給体制の整備
	総務課、福祉課	・自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上
第5 血液製剤確保体制の確立	保険健康課	・血液製剤確保体制の確立
第6 資機材供給体制の整備	総務課	・資機材供給体制の整備
第7 義援物資の受入体制の整備	産業振興課	・義援物資の受入体制の整備

第1 共通方針

- 1 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画の作成に努める。
- 2 町は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- 3 大規模な災害の発生に備え備蓄は、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。
- 4 備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- 6 交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。

- 7 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

第2 給水体制の整備

災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想されたため、町は、平常時から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく。

1 補給水利等の把握

住宅水道課は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めると共に、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

2 給水用資機材の確保

住宅水道課は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 貯水槽等の整備

住宅水道課は、災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強に努める。

4 危機管理体制の整備

住宅水道課は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 水道施設の応急復旧体制の整備

住宅水道課は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

住宅水道課は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル/人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備

町は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

1 給食用施設・資機材の整備

町は、野外炊飯に備えて炊飯器具を指定避難所等備蓄施設に整備する。

2 食料の備蓄

産業振興課は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

3 町民・事業所の備蓄推進

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などの企業備蓄に努める。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

産業振興課は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) LPガス業者等との協力体制の整備

町は、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、(一社)福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制を構築する。

学校教育課は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス事業者との間で協力体制を整備する。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

☞ 務課は、町民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。福祉課は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時から
の備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 生活物資の備蓄

(1) 町の備蓄推進

産業振興課は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

(2) 町民・事業所の備蓄推進

町民は、大規模災発生直後は、町等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分
相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待
機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄するように努める。

2 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則と
して、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努
める。

3 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 総務課は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

(2) 福祉課は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を
醸成する。

第5 血液製剤確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

第6 資機材供給体制の整備

町は、災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部

等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等、より円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 資機材の備蓄

総務課は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮にもするとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

総務課は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第7 義援物資の受入体制の整備

産業振興課は、小口・混載の義援物資は町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口物資の配送に限定し、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握し、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に町災対本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておく。

第14節 住宅の確保体制の整備

町は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備	建設課	・ 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備
第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備	建設課	・ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

町は、公営住宅の空き状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施する。

また、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

建設課は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を迅速に供与するため、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。

なお、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の迅速な提供には、福岡県応急仮設住宅建設・管理マニュアルを活用する。

第15節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるため、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備	保険健康課	・保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備
第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保	保険健康課	・防疫用薬剤及び資機材等の確保
第3 学校における環境衛生の確保	学校教育課	・学校における環境衛生の確保
第4 家畜防疫への習熟	産業振興課	・家畜防疫への習熟

第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備

保険健康課は、「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動要領・内容に基づき、感染症等の疾病の発生を防止するために必要な体制を整備する。

また、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のための研修等を行う。

第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

保険健康課は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平常時からその確保に取り組む。

第3 学校における環境衛生の確保

学校教育課は、校長と連携し、保健室常備の救急用器材、薬品の確保、災害時ストレスのケア等に必要な処置を実施する。

また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第4 家畜防疫への習熟

産業振興課及び関係機関は、保健衛生、防疫、環境対策に示す活動要領・内容を習熟する。

第16節 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため廃棄物処理活動が迅速に行われるよう災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 ごみ処理体制の整備	税務住民課	・ごみ処理体制の整備
第2 し尿処理体制の整備	税務住民課	・し尿処理体制の整備
第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備	税務住民課	・がれき等災害廃棄物処理体制の整備
第4 災害廃棄物処理計画の整備	税務住民課	・災害廃棄物処理計画の整備
第5 広域的な処理体制・連携体制の確立	税務住民課	・広域的な処理体制・連携体制の確立

第1 ごみ処理体制の整備

税務住民課は、第3部 第2章 第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示されたごみ処理活動の要領・内容を習熟するとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理するために必要な体制を整備する。

また、町は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2 し尿処理体制の整備

1 し尿処理要領への習熟と処理体制の整備

税務住民課及び関係各課は、第3部 第2章 第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、災害発生時のし尿の収集、処理の体制をあらかじめ整備しておく。

2 災害用仮設トイレの整備

町は、発災時に指定避難所、住宅地内で生活排水施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを自ら保有するほか、仮設トイレを保有する建設業、生活排水指定店等と協力関係を整備する。

第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

災害による建物の消失、流失倒壊等の損壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき等」という。）を適正に処理する体制を整備する。

1 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

税務住民課は、第3部 第2章 第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示されたがれき等処理活

動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 がれき等の仮置場の選定

税務住民課は、短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次の点に留意して、がれき等の仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 応援協力体制の整備

町は、がれき等処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめその応援能力について十分調査し、協定書の締結等体制を整えておく。

第4 災害廃棄物処理計画の整備

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

なお、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図り、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

第17節 農業の災害予防

暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 防災措置等	産業振興課	・農地、農業用施設の災害の防止対策の推進

第1 防災措置等

1 農地、農業用施設の災害の防止

町は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、人命及び公共施設等並びに農地、農業用施設等を防護するため、又、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点ため池」を中心としたため池や排水機場等の整備を進めるほか、農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

第18節 複合災害の予防

町は、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 複合災害の応急対策への備え	全課・局等	・複合災害の応急対策への備えの充実
第2 複合災害に関する防災活動	全課・局等	・複合災害に関する防災活動

第1 複合災害の応急対策への備え

町は、地震、火災、風水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを検討し、災害対策・体制の確保に努める。

第2 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの災害対策・体制の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

2 複合災害に関する知識の普及啓発

町は、県と連携して地震・風水害の同時多発の複合災害時における住民の災害予防、及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 防災関係機関における業務継続計画

町は、大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 業務継続性の確保	全課・局等	・業務継続体制の確保
第2 電源及び非常用通信手段の確保対策	総務課	・電源及び非常用通信手段の確保対策
第3 データ管理の徹底	税務住民課、関係各課	・データ管理の徹底

第1 業務継続性の確保

1 業務継続計画(BCP)の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

2 業務継続体制の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、次の「重要6要素」について定めておく。

- (1) 町長が不在時の明確な代行順位
- (2) 職員の参集体制
- (3) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (4) 電気・水・食料等の確保
- (5) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、
- (6) 重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理

第2 電源及び非常用通信手段の確保対策

1 電源及び非常用通信手段の確保

町は、防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

2 再生可能エネルギーの導入推進

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

第3 データ管理の徹底

町は、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 町の組織体制の確立

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達の災害未然防止活動を実施するとともに、必要に応じ町災対本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 職員の配備動員	全部	・ 配備にあわせた動員及び参集
	消防部消防班	・ 消防団の動員
第2 災害対策本部等の運用	総務部庶務班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣

第1 職員の配備動員

町は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、町防災計画の定めるところにより、町災対本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立する。

この場合、所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、香春町災害警戒準備室（以下「準備室」という。）、香春町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は町災対本部を設置する。

なお、局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災対本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。

町災対本部の機構及び運営については、「香春町災害対策本部条例」「香春町災害対策本部規程」に定めるところによる。

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

【資料3-1】香春町防災会議条例

【資料3-2】香春町災害対策本部条例

■配備基準（風水害・地震）

設置体制の内容		配備基準	
		地震発生時	風水害発生時
総務課			
準備室	災害関係課の職員体制を強化し、被害情報収集、巡視、県への連絡を行う。事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度4の地震が発生した場合 災害発生危険性がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 台風の接近などに備える
災害警戒本部体制（関係各課）			
災害警戒本部	災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度4の地震が発生した場合 余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水、暴風警報が発表され、災害発生危険性が予想される場合 （警戒レベル3）
災害対策本部	第1配備体制		
	災害対策本部を設置し、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食糧の供給等の災害応急対策が実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5弱の地震が発生した場合 軽微な災害が発生した場合 その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 軽微な災害が発生した場合 （警戒レベル4）
	第2配備体制		
		<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度5強以上の地震が発生した場合 局所的な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生が予想される場合 軽微な災害が発生した場合 （警戒レベル4） その他、町長が必要と認めた場合
	第3配備体制		
	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 災害に対する総合的な対策を講ずる必要がある場合 その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害の発生が予想され、又は広範囲にわたる被害が発生した場合 河川の水位がはん濫危険水位を超え、さらに記録的短時間大雨情報110mm 特別警報が発表された場合 （警戒レベル5） その他、町長が必要と認めた場合 	
第4配備体制			
	全職員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> 町内で震度6強以上の地震が発生した場合 大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 その他、町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害（土砂、洪水）が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合 災害に対する総合的な対策を講ずる必要がある場合 全国瞬時警報システム発動時 その他、町長が必要と認めた場合

2 職員の動員体制

職員の動員は、町災対本部編成表及び災害警戒本部編成表の体制を整えるとともに、次の事項についても定める。

(1) 動員の系統

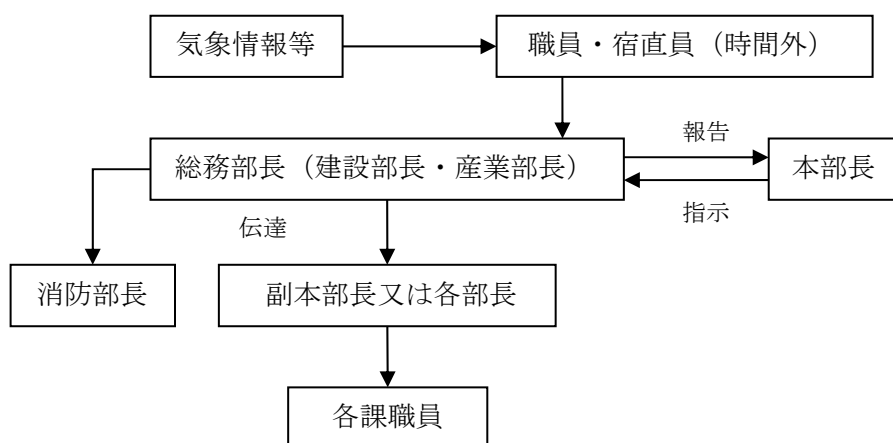
1) 勤務時間内の職員の動員（電話・防災無線等を利用して行う。）

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨電話や庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

2) 休日・夜間等の職員の動員（電話・防災無線等を利用して行う。）

休日、夜間等勤務時間外に配備、本部設置等に該当する災害等を覚知した場合、職員は配備体制基準・指令に基づき登庁する。

連絡等が行えない場合は、自主的に登庁し、配備基準に基づき想定される最大の被害を考慮した人員の確保、動員の配備を行う。



(2) 参集の場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

(3) 動員の報告

参集した職員は、直ちに各課長に参集報告を行い、各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び総務課長（庶務班）に報告する。

町災対本部が設置された場合には、対策本部の総務課長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(4) 職員の動員調整

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の部の応援を必要とする場合は、総務部に職員の動員要請をする。

総務部は、各班長から職員の動員要請があった場合は、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

(5) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、救助法に基づく救助事務を補助する。

(6) 市町村間の応援協定

町は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

第2 災害対策本部等の運用

1 災害対策本部の設置場所

町災対本部は役場庁舎内に置く。役場庁舎が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長の判断により、勤労者研修センター等その他の施設に町災対本部を移設する。

なお、町災対本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

2 災害対策本部長等の代理順位

町災対本部等は、町長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

体制	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	町長	副町長	総務課長
災害警戒本部	町長	副町長	総務課長
準備室	総務課長		

3 災害対策本部の組織

町災対本部の組織及び役割は、次のとおりである。

本部長	町長	本部の事務を総括し、所属の職員を指揮、監督する。
副本部長	副町長	本部長を補佐し、本部長に事故等がある場合、その職務を代理する。
部長	消防団長、各課長（会計管理者及び議会事務局長を含む）及び教育長のうちから本部長が定める。	本部長と連携し、町の応急対策活動に協力する。
班長	本部長が指名	本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める	上司の命を受け、班の事務に従事する。

4 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針の決定や各班の連絡、調整を行う。

本部会議の開催時期	○災害対策本部設置後 ○その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○本部長 ○副本部長 ○本部員
事務局	○庶務班（総務課）
報告事項	○各班の配備体制 ○緊急措置事項
協議事項	○被害状況の把握 ○応急対策に関すること ○本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること ○自衛隊、県、他市町村及び関係機関への応援の要請に関すること ○避難の指示、警戒区域の指定に関すること ○救助法の適用に関すること ○応急対策に要する予算及び資金に関すること

	○国、県等への要望及び陳情 ○その他災害対策の重要事項
--	--------------------------------

5 現地災害対策本部

- (1) 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災対本部を設置する。
- (2) 現地災対本部の責任者は、副本部長とする。
- (3) 現場災対本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

6 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められた場合、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められる場合、町災対本部を廃止する。

総務部庶務班は、町災対本部を設置又は廃止した場合は、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知、公表を行う。

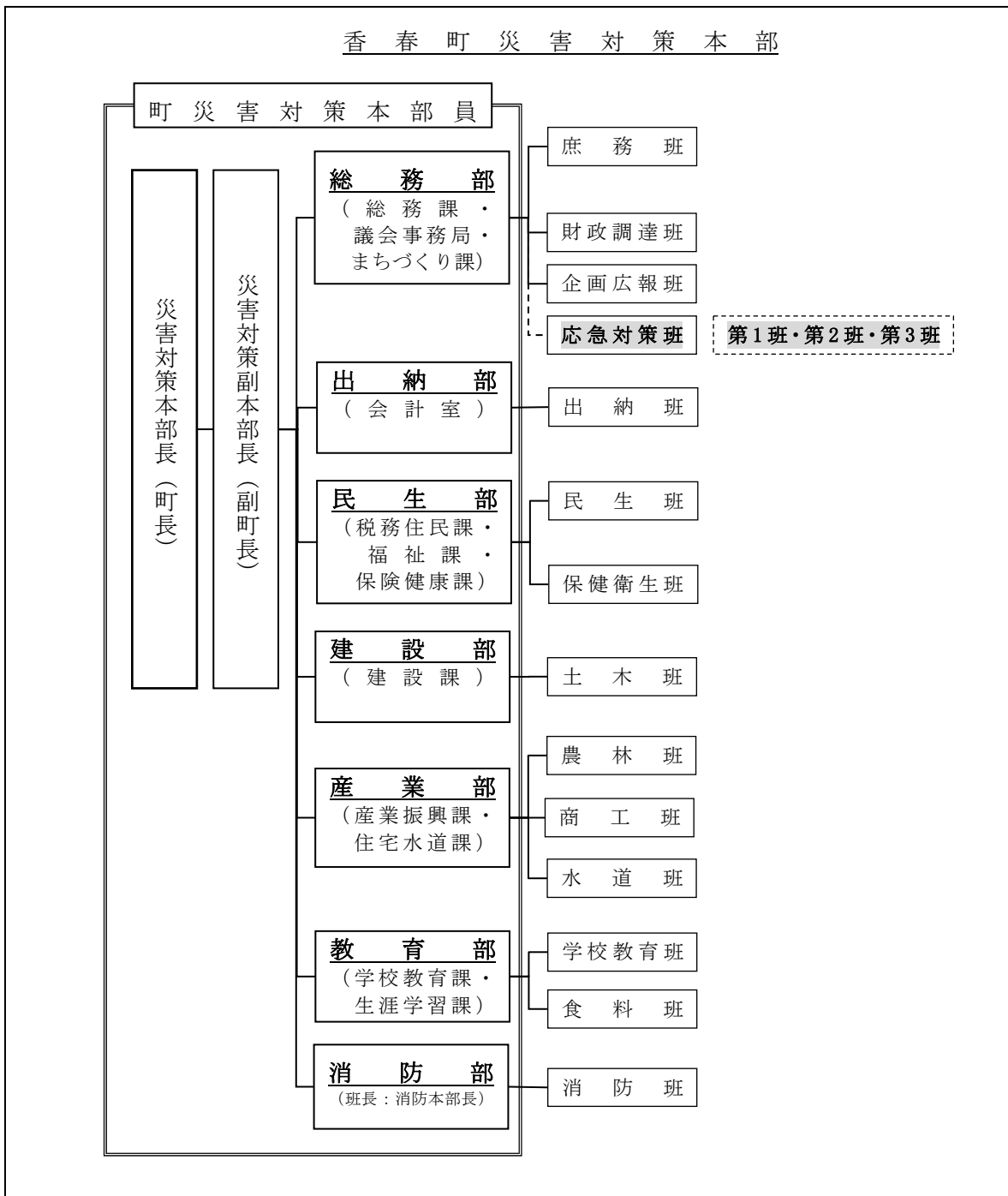
設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	庁内放送、防災行政無線、一般電話等
関係機関	防災情報通信ネットワーク、一般電話等
住 民	防災行政無線、広報車、報道機関等

7 災害対策本部の分掌事務

町災対本部の分掌事務は、次のとおりとする。

■香春町災害対策本部組織図



■香春町災害対策本部の分掌事務

(●印は主な活動時期)

初動	応急	復旧	分 掌 事 務
1-1 総務部 庶務班(総務課員)			
●			職員の動員、各部との連絡調整(安否確認)
●			災害対策本部の設置・本部会議の開催、運営
●			災害対策の樹立及び災害全般の調整
●			気象情報の受理及び通報、伝達
●			災害全般・被災情報の収集、報告
●			防災会議の運営、その他関係機関との連絡
●			災害情報の県、国、関係機関への報告、通知
●			災害時の相互応援協定
●			各班の総合統制並びに人事
●			自衛隊の災害派遣要請
●			派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れ
●			国、県及び市町村、関係機関への応援要請
●			避難指示の発令、避難所の開設
●			住民の安否確認と支援情報等の提供、孤立防止対策
●			報道機関への協力要請、報道対応
●			災害の資料及び記録の作成
●			緊急通行車両の申請、確保
●			災害従事職員の公務災害
●			非常用電源の確保、運用
●			放送、無線通信機器、災害時優先電話の確保
●			自治会長・自主防災組織との連携
●			消防団の組織の統括、連絡調整
	●		ヘリポートの設置
	●		警戒区域の指定
	●		水害・土砂災害の警戒活動
	●		広域的避難者の受入れ
		●	海外からの支援の受入れ
	●		本部長指示による被災地の現地調査
	●		その他各班に属さないこと
1-2 総務部 財産調達班(総務課・議会事務局)			
●			町有財産の被害調査、災害対策
	●		災害の応急費、災害対策本部費等の予算措置
	●		応急資材の調達、被服寝具その他生活必需品の確保斡旋
		●	災害救助費関係資料の作成、報告
	●		他の班の要請に応じて応援協力
	●		議員との連絡調整
1-3 総務部 企画広報班(まちづくり課)			
●			庁舎の管理、庁内利用者の安全確保、避難誘導
	●		災害写真の撮影、情報収集及び告知放送
	●		被害状況の集計、災害記録の整理
●			燃料の調達、運用
●			公用車の調達、配車計画及び運行
	●		災害に関する通信・放送・新聞・発表その他広報宣伝
		●	総合的な災害復旧計画、災害復興計画の作成

初動	応急	復旧	分 掌 事 務
1-4 応急対策班（各班）			
		●	緊急的な応急対策
2-1 出納部 出納班（会計室）			
		●	災害対策本部の歳入・歳出外現金の出納
		●	義援金の保管及び出納、受付、配分
	●		他の班の要請に応じて応援協力
3-1 民生部 民生班（税務住民課・福祉課・保険健康課）			
●			関係施設の被害調査、災害対策
●			避難所の設置及び被災者の収容
●			保育所園児の安全確保、安否確認
	●		災害時要援護者支援班の動員、関係機関との調整
	●		避難行動要支援者の安全確保、安否確認
	●		福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送
	●		救助法の適用と連絡調整
	●		救助用食糧、器材の配給計画、必要量の調査、出納保管及び交付
	●		主食配給の特別措置
	●		災害時の遺体の埋火葬、遺体安置所の設置
	●		ごみ・し尿じん芥等の処理及び清掃
	●		被災地のがれき、廃棄物処理、一時収集場所の確保
	●		町民個人情報のデータ管理
	●		被災動物の保護、収容
	●		ボランティアの受入れ及び活動支援
		●	被災家屋の調査
		●	り災証明の発行
		●	税の減免
		●	災害弔慰金、見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付等
		●	生活保護、被災者生活再建の支援
		●	消費生活、災害相談窓口の開設
3-2 民生部 保健衛生班（税務住民課・福祉課・保険健康課）			
●			関係施設の被害調査、災害対策
●			医療機関及び医療団体との連絡
	●		避難行動要支援者の安全確保、安否確認
●			医療救護所の設置
●			保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整
	●		被災者の医療及び助産、健康相談
	●		被災地域の防疫及び消毒
	●		薬品及び衛生資材の調達及び配分
	●		仮設トイレ等の設置
	●		災害時の食品衛生、その他環境衛生の指導
		●	心のケア対策
4-1 建設部 土木班（建設課）			
●			関係施設の被害調査、災害対策
	●		災害箇所の応急対策及び復旧
	●		道路、河川堤防、橋梁等の防災計画及び危険区域の設定
	●		水害の警戒活動

初動	応急	復旧	分 掌 事 務
	●		道路等の災害予防措置
	●		道路の啓開及び障害物の除去
	●		建築物（宅地）の応急危険度判定、応援要請
	●		災害応急対策用工事資材の確保
●			関係団体等への協力要請
5-1 産業部 農林班（産業振興課）			
●			関係施設（農畜産・山林等）の被害調査、災害対策
●			農作物、家畜及び山林の被害調査及び対策
●			家畜、家きんの被害調査及び対策
●			林野関係の被害調査及び対策
	●		農業関係団体との連絡
	●		家畜伝染予防、有害鳥獣の駆除、防疫
	●		応急措置用農作物の種苗あつせん
	●		家畜飼料の補給対策
		●	農林畜産事業者に対する支援、災害融資
5-2 産業部 商工班（産業振興課）			
●			関係施設の被害調査、災害対策
●			り災商工業者・観光関係の被害調査
	●		食糧（食料品）の確保、供給
	●		炊き出し材料の確保、支援
	●		物資集配拠点の設置、救援物資の受給、配分
	●		物資等の流通、物資輸送
●			帰宅困難者の避難支援、宿泊・交通機関との調整
●			外国人、旅行者、帰宅困難者への各種支援
		●	中小企業等の被災者に対する融資等
6-1 住宅水道部 住宅班（住宅水道課）			
●			関係施設の被害調査、応急対策
		●	被災住宅の応急修理、建築物復旧の技術指導
	●		応急仮設住宅の建設
	●		建築資材等の調達
		●	応急仮設住宅、空き家住宅への入居者選定
	●		関係団体等への協力要請
6-2 住宅水道部 水道班（住宅水道課）			
●			関係施設の被害調査及び被害水道の復旧
●			給水等に関わる広報活動
	●		応急給水、給水車の配車及び応急給水活動
	●		給水計画、飲料水の確保
		●	水道施設の維持管理
		●	生活排水施設の応急対策及び復旧
	●		関係団体等への協力要請
7-1 教育部 学校教育班（学校教育課・生涯学習課）			
●			関係施設の被害調査、応急対策
●			教育関係機関、その他団体との連絡調整
●			児童・生徒の安否確認、り災状況の調査
●			児童生徒等の避難及び救護

初動	応急	復旧	分 掌 事 務
	●		避難所の管理運営（学校・体育館など）
	●		学校等の医療、保健衛生、給食（炊き出し）の支援
	●		応急教育の実施施設及び設備の確保
	●		教材・学用品及び教科書の調達、配分
	●		児童生徒の安全指導、環境衛生指導
	●		文化財の保護
7-2 教育部 食料班（学校給食センター）			
●			関係施設の被害調査、応急対策
	●		り災者に対する炊き出し
	●		災害対策従事者に対する炊き出し
	●		炊き出し用の資機材、食材（米、惣菜等）の調達
8-1 消防団（田川地区消防本部 香春分遺所）			
●			消防団の動員
●			被災状況の調査
●			現場広報（関係機関、住民）
●			人命危険情報収集
●			災害の警戒及び防ぎよ
●			避難誘導（要配慮者を含む。）
●			被災者の救助、救出
	●		二次災害予防
	●		災害対策本部（現地災害対策本部）との連絡調整
●			傷病者の搬送、身元確認等
	●		各種資機材の調達手配
	●		ヘリポートの設置、運営
	●		応援協定、支援協定に関する応援隊・支援隊の派遣要請
	●		行方不明者の捜索

第2節 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 派遣要請依頼等	総務部庶務班	・自衛隊の災害派遣要請
第2 自衛隊との連絡調整	総務部庶務班	・自衛隊との連絡調整
第3 派遣部隊の受入れ体制	総務部庶務班	・派遣部隊の受入れ体制の整備 ・作業内容の調整
第4 派遣部隊の活動	総務部庶務班 及び関係各部	・派遣部隊の活動の支援、調整
第5 派遣部隊の撤収要請	総務部庶務班	・派遣部隊の撤収要請
第6 経費の負担	出納部出納班	・経費の負担

第1 派遣要請依頼等

1 派遣要請依頼

(1) 本部長は、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

(2) 本部長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊災害派遣要請の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	県知事（県防災危機管理局） ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できない場合は、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	文書（緊急の場合は、電話等で行い、事後文書送付）
要請依頼内容	○災害の状況 ○派遣を要請する事由 ○派遣を希望する期間 ○派遣を希望する区域及び活動内容 ○その他参考となる事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
飯塚駐屯地	飯塚市津島282	0948-22-7651	第2高射特科団長

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがない場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

【様式1】自衛隊災害派遣要請依頼書

第2 自衛隊との連絡調整

町（本部長）は、大規模災害が発生し、町災対本部を設置した場合には、自衛隊から派遣される連絡幹部等を町災対本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

また、自衛隊の連絡幹部等は、町及び防災関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を行う。

第3 派遣部隊の受入れ体制

庶務班は、自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおり派遣部隊の受入れ体制を整備する。

1 連絡調整者の決定

町長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

連絡窓口	<ul style="list-style-type: none">○庶務班に連絡窓口を一本化する。○自衛隊からの連絡員派遣を要請する。○専用電話回線を確保する。
------	---

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材を、速やかに調整して提供する。

3 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得る。また、公園等を宿営地に指定する場合についても、同様とする。

4 作業内容の調整

町長、知事及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none">○作業箇所及び作業内容○作業の優先順位○資材の種類別保管（調達）場所○部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
---------	--

5 臨時ヘリポートの設置

庶務班は、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。

第4 派遣部隊の活動

自衛隊は、人命財産の保護と救護のため、各関係機関と緊密な連絡を保って互いに協力し、次の活動を行う。

1 災害発生前の活動

自衛隊は、状況悪化に伴い必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。災害発生子想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況の情報収集を行う。

2 災害発生後の活動

知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常、次による。

■自衛隊の活動概要

(1) 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 要救助者等の捜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の捜索、救出・救助活動
(4) 水防活動	土のう作成・運搬・積み込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動(空中消火を含む)
(6) 道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
(7) 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療・救護・防疫の活動
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
(9) 炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給食の実施
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
(11) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
(12) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

第5 派遣部隊の撤収要請

- 1 町(本部長)は、派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、住民生活の安定及び復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- 2 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請(提出)する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

【様式2】自衛隊災害派遣撤収依頼書

第6 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として町が負担する。ただし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他必要経費は、町と自衛隊で協議する。

【資料2－5】災害時における臨時ヘリポート

第3節 応援要請

町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や防災関係機関等と相互に応援協力し、連携を図りながら、防災活動に万全を期する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 市町村間の相互応援活動	総務部庶務班	・市町村間の相互応援活動の実施
第2 県への応援又は応援幹旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請	総務部庶務班	・県、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関への応援要請又は応援幹旋の要請
第3 消防機関の相互応援活動	消防部消防班(総務部庶務班)	・消防活動応援、緊急消防援助隊応援要請
第4 応援の受入れに関する措置	総務部庶務班及び関係各部	・応援の受入れの各対応実施

第1 市町村間の相互応援活動

1 他市町村への応援要請

町長が応急対策を実施するために必要と認めるときは、他の市町村長に対し、基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣要請を行う。

町長は、応援要請を受けた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施に当たっては、応援に従事する者は被災市町村の指揮の下に行動する。

(1) 個別相互応援協定

町は、災害時に係る相互応援協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本応援協定

一定広域圏に被害が集中し、個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

第2 県への応援又は応援幹旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

1 県への応援要請の手続き

町長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の幹旋を要請する。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。

県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局
伝達方法	文書（緊急の場合は、電話等で行い、事後文書送付）
伝達事項	○災害の状況 ○応援を必要とする理由 ○応援を希望する物資等の品名、数量 ○応援を必要とする場所・活動内容 ○その他必要な事項

2 指定地方行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

- (1) 本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め災害対策の万全を期する。
- (2) 本部長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
- 1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
 - 2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
 - 3) 派遣を必要とする期間
 - 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - 5) その他職員の派遣について必要な事項

第3 消防機関の相互応援活動

1 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

本部長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

応援要請の内容

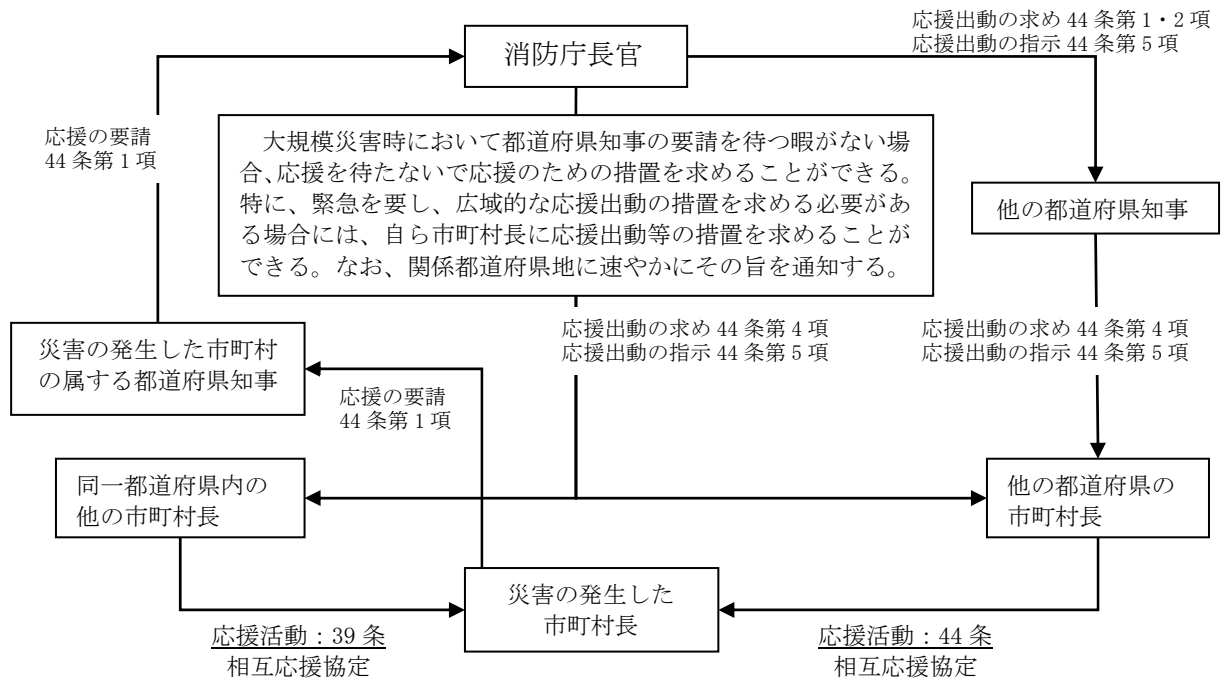
応援要請種別	第一要請	○現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請
応援要請方法		○代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行う。
県への連絡		○本部長は、県に応援要請の旨を通報する。

2 緊急消防援助隊への応援要請

大規模災害発生時において、本部長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

◆ 応援要請系統図



第4 応援の受入れに関する措置

町は、他の市町村等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、近隣市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保する。

【資料2-4】災害応援協定一覧

第4節 災害救助法の適用

町長は、大規模災害による被害が大きい場合は、住民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し救助法の適用を要請し、応急的に一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 災害救助法の適用手続	総務部庶務班	・災害救助法の適用手続
第3 救助の実施の委任	総務部庶務班及び関係各班	・災害救助法による救助の実施
第4 救助の実施状況及び費用の報告	総務部庶務班	・救助の実施状況及び費用の報告

第1 災害救助法の適用基準

救助法は、町からの被害情報に基づき、県が適用する。

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。救助法は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため応急的なもので、本町における具体的適用は、次の適用基準のいずれか1つに該当する場合である。

【災害救助法の適用基準】

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 町内の住家が滅失した世帯の数	町 40 世帯以上	施行令第1条第1項第1号
(2) 県の区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 2,500 世帯以上 かつ町 30 世帯以上	施行令第1条第1項第2号
(3) 県区域内の住家が滅失した世帯の数そのうち町内の住家が滅失した世帯の数	県 12,000 世帯以上 かつ町多数(町の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)	施行令第1条第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき	多数 ※1	施行令第1条第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合 ・食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合	— ※2	施行令第1条第1項第4号

注1) ※1 の場合は、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したことによる。県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

※2 は、内閣府令の定める基準に該当することによる。

注2) (1)～(4)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼

する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

第2 災害救助法の適用手続

- 1 本部長は、町域の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

- 2 町長は、「災害救助法の適用基準」の(4)の後段及び(5)の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。

3 適用申請の特例

本部長は、災害の事態が急迫し、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

第3 救助の実施の委任

1 災害救助法による救助の種類等

救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、「福岡県災害救助法施行細則」による。

救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急処理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (12) 応急仮設住宅の供与

2 災害救助法による救助の委任

救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、救助を迅速に行うため、災害救助法第13条の規定、同法施行令第17条の規定に基づき救助事務の一部を町長に委任することができる。

第4 救助の実施状況及び費用の報告

救助法に基づく救助を行った場合は、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

庶務班は、関係各班に關係帳簿の作成を指示し、整理を行ったうえで、これを県知事に報告する。

【資料3-4】災害救助法による救助内容（救助の程度及び期間）

第5節 要員の確保

町は、災害応急対策実施のため、町のみで必要な労務を確保できない場合においては、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 災害対策実施機関の関係者等の動員	総務部庶務班	・職員派遣要請による応急対策
第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ	民生部民生班 教育部学校教育班	・ボランティア等の奉仕団の要員の確保による応急対策
第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員	総務部庶務班	・公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員による応急対策
第5 従事命令等による応急措置の業務	総務部庶務班	・従事命令、協力命令、保管命令等による応急対策

第1 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの対策班において、次の措置を講じる。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の奉仕団の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (4) 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第2 災害対策実施機関の関係者等の動員

町は、自ら技術者等の確保が困難なときは、次により他機関等に対し、必要な技術者等の応援派遣を要請する。

1 指定公共機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請

指定公共機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣要請をする場合は、次の事項を記載した文書で要請を行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 知事に対する職員の斡旋要求

知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は市町村の職員派遣の斡旋を要求する場合は、次の事項を記載した文書で要求する。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣斡旋について必要な事項

第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ

ボランティア等の奉仕団による労働力の確保は、第3部「災害応急対策」第1章第6節「災害ボランティアの受入・支援」による。

第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員

労働者の雇用は、原則として「福岡労働局ハローワーク田川」に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介の斡旋を依頼する。

地域内において、労働者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町村長に対し、奉仕団の派遣斡旋を依頼する。

1 労働者の雇用の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療救護における移送
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分
- (6) 遺体の捜索及び処理

2 労働者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (1) 労働者の雇用を要する目的
- (2) 作業内容
- (3) 所要人員
- (4) 雇用を要する期間
- (5) 従事する地域
- (6) 輸送、宿泊等の方法

3 労働者の賃金

雇用による労働者の賃金は、町内の通常の実費とする。

第5 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

1 知事の従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車運送業者及びその従事者

2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させることができる。

3 保管命令等

救助のため管理、使用、収用できるもの、また、保管させることができるものは、次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事がその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

4 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、保管若しくは輸送を業とする者とする。

第6節 災害ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときは、町、福岡県災害ボランティア連絡会、県及び町社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

町は、(仮称)町災害ボランティア本部及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 受入窓口等の設置	民生部民生班 教育部学校教育班	・受入窓口等の設置の支援
第2 災害ボランティアの活動	民生部民生班 教育部学校教育班	・災害ボランティアの活動の支援
第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携	総務部庶務班	・町災対本部と災害ボランティア本部の連携

第1 受入窓口等の設置

1 町災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、福岡県災害ボランティア連絡会、県及び町社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町村レベルの2段階レベルの災害ボランティア本部を設置し、相互に連携の上、日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。

- (1) 民生班及び学校教育班は、町社会福祉協議会に対し、ボランティアの受け入れ調整組織、活動拠点となる町災害ボランティア本部の設置及び運営の要請を行う。
- (2) 町災害ボランティア本部は、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等の活動を展開する。
- (3) ボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町が県から事務委任を受けた場合は、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する。この場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができる。

災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 (福岡県災害ボランティア連絡会、県)	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○被災市町村間のボランティアの調整等 ○必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
町災害ボランティア本部 (民生班及び学校教育班、町社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○被災住民のニーズの把握 ○町からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ボランティアの募集、受付、登録 ○ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ボランティア活動用資機材の確保 ○ボランティア連絡会議の開催 ○ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○町、県災害ボランティア本部との連絡調整

○その他ボランティア活動について必要な活動

2 町のボランティア活動への支援

民生班及び学校教育班は、町災害ボランティア本部の活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置及び運営について、必要に応じて支援を行う。

町の町災害ボランティア本部への支援

- 町災害ボランティア本部の場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 町災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 町職員の派遣
- 被災状況についての情報提供
- ごみなどの収集運搬
- その他必要な事項

3 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、町災害ボランティア本部に要望等を的確に伝える。

町災害ボランティア本部は、民生班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。庶務班は、県災対本部へ情報を提供する。

4 ボランティアへの協力要請

町災害ボランティア本部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。

ボランティアのニーズに関する情報は、福岡県NPO・ボランティア支援センターや報道機関、ホームページ等を通じて公表する。

また、赤十字奉仕団、赤十字ボランティア、婦人会等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について応急救護措置等に関する協力を要請する。

第2 災害ボランティアの活動

町災害ボランティア本部は、町社会福祉協議会及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へ地域ボランティアを配置する。

関係各班は、各活動地点においてボランティアが的確に対応できるよう調査を行う。

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 指定避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助

- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 町災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

町災害対策本部は、現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

本町に災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な防災対策の実施を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 防災気象情報等	総務部庶務班	・防災気象情報等の収集
第2 警報・注意報等の伝達系統	総務部庶務班	・気象情報等の伝達
第3 洪水予報・水防警報等	総務部庶務班 消防部消防班	・洪水予報・水防警報等の収集伝達
第4 土砂災害警戒情報	総務部庶務班	・土砂災害警戒情報の収集伝達

第1 防災気象情報等

福岡管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下「防災気象情報」という。）を次により発表し、防災機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て住民に周知できるよう努める。

また、福岡管区気象台等は避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し住民の自発的な避難判断を促す。

なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、福岡管区気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した時の住民の取るべき行動等について、町と連携して普及啓発に努める。

町は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、住民へ伝達する。

1 福岡管区気象台が発表する防災気象情報及びその活用

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・はん濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

(1) 特別警報・警報・注意報等

1) 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。

種類	概要
	災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。	

2) 警報・注意報

種類	概要	
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視覚障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。

種類	概要
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のため農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

(2) 予報・警報等の細分区域

本町の予報・警戒等の細分区域は、「福岡県・筑豊地方・(筑豊地方)」区域で発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)、又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、発表する。

福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域(福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域)単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

町及び消防本部は、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し火災に関する気象情報を周知し、注意を促す。

第2 警報・注意報等の伝達系統

1 気象情報等の伝達

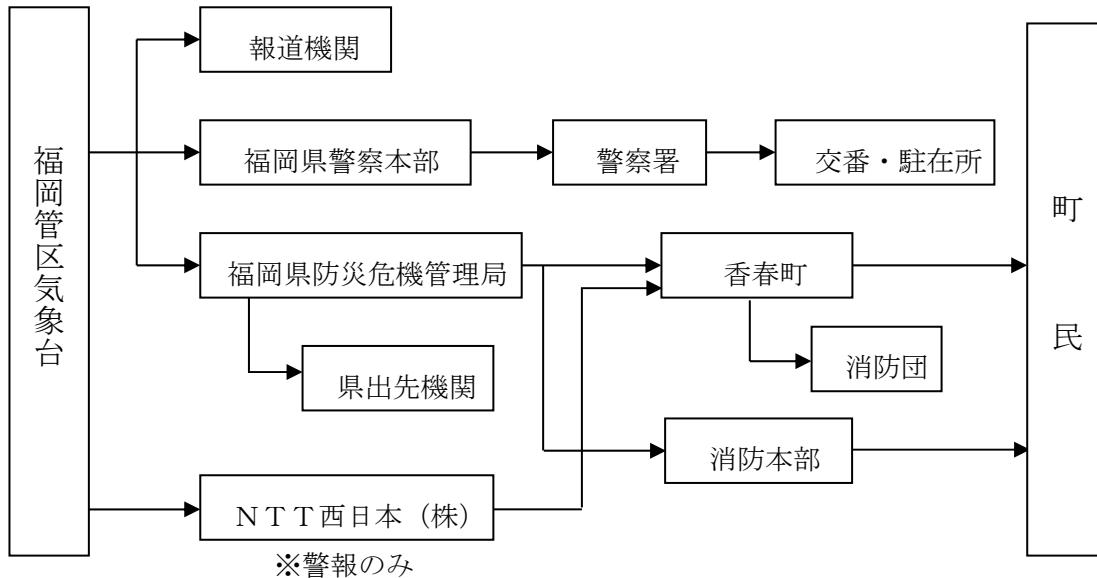
庶務班は、気象情報の収集・伝達を行い、住民への周知については、町ホームページ、全国瞬時警報システム(Jアラート)、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを活用し、適宜行う。

なお、住民に対し、必要と認められる予報等だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。

また、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、要配慮者が基本法第60条第1項の規程に

よる避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

◆気象情報の伝達系統



2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を消防署員又は警察官に通報しなければならない。(基本法第54条)

(2) 警察官等の通報

通報を受けた消防署員又は警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報

通報を受けた町長は、福岡管区気象台、県防災危機管理局及びその他の関係機関に通報する。

◆通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	放置すれば決壊のおそれがある堤防の水もれ

◆異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備 考
福岡管区気象台	(092) 725-3600	気象等に関する事項
	(092) 725-3609	地震に関する事項 (官庁執務時間)
	(092) 725-3606	地震に関する事項 (夜間・休日)
福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線 : 5722 5723 (警備課) FAX : 5729 夜間 5505

第3 洪水予報・水防警報等

1 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

本町における水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、九州地方整備局遠賀川河川事務所と福岡管区気象台が共同して行う指定河川洪水予報の種類及び対象河川は次の通りである。

警戒レベルは2～5に相当し、洪水予報が発せられた場合には、町は、指定河川洪水予報伝達系統により住民に対し周知を行う。

◆洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域
遠賀川	金辺川	左岸 福岡県田川郡香春町大字香春字中川原1202番地先から彦山川合流点まで 右岸 福岡県田川郡香春町大字香春字昭和区1549番地先から彦山川合流点まで

◆氾濫危険水位情報の基準

河川名	県土整備事務所	水位観測所	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	関係水防管理者
金辺川	田川	夏吉	3.10m	3.70m	4.57m	田川市長, 香春町長, 福智町長

2 指定河川洪水予報の種類及び内容

種類	情報名	内容
洪水警報	はん濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報[洪水])	はん濫が発生したとき、はん濫が継続しているときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す。
	はん濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報[洪水])	はん濫危険水位に達したとき、はん濫危険水位以上の状態が継続している時に発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状態。 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難指示が必要とされる。
	はん濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報[洪水])	はん濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等のはん濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等の避難が必要とされる

種 類	情報名	内 容
洪水注意報	はん濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報[洪水])	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、はん濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。 はん濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団の出動の参考とする。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる。

※ 気象庁長官と国土交通大臣又は県知事が共同して行う指定河川における洪水予報である。

第4 土砂災害警戒情報

福岡県と福岡管区気象台は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援することや、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とし、土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

色	警戒レベル
非常に危険(うす紫) 極めて危険(濃い紫)	避難が必要とされる警戒レベル4に相当
警戒(赤)	高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
注意(黄)	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど 自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

大雨警報（土砂災害）が発表されたら、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を確認し、命に危険を及ぼす危険度が高まっている領域では、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難が必要。

2 土砂災害警戒情報

福岡県と福岡管区気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村を最小単位とし土砂災害警戒情報を発表する。

避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

3 土砂災害警戒情報の伝達

福岡管区気象台は、発表した土砂災害警戒情報を防災情報提供システムにより県等の防災関係機関及び報道機関へ伝達する。また、テレビ・ラジオを通じて住民へ伝達し、自主避難等にも活用する。

福岡県土整備部砂防課は、防災FAXやメールにより町、消防本部、県関係機関等に対し土砂災害警戒情報を伝達する。

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を住民に周知するとともに、土砂災害危険箇所等に指定されている地域の住民に対して、避難指示等を発令する。

【資料3-3】注意報及び警報の種類（地震情報）並びに発表の基準

第2節 被害情報等の収集伝達

町及び防災関係機関は、相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害情報の収集	総務部庶務班	・災害情報の収集・統括・報告
	関係各班	・災害情報の収集・とりまとめ・報告
第2 被害情報等の共有	総務部庶務班	・被害情報等の共有
第3 被害状況の報告基準、方法等	総務部庶務班	・県、国への報告 ・防災関係機関への通知
第4 通信計画	総務部庶務班	・災害時における通信連絡

第1 災害情報の収集

1 情報収集体制

災害情報の収集・統括・報告は次による。

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きした内容を報告する
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する
庶務班	行政区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。	
	県、関係機関と連絡を取り、広域的な災害情報等を収集する。	
	自衛隊、警察、消防等のヘリコプターによる情報の把握に努める。	

2 災害情報の把握

消防班は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行い、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行う。

消防班は、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上水道・生活排水等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

また、町は備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(2) 建物被害

(3) 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況

(4) 避難の状況

- (5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- (6) 防災関係機関の対策の実施状況
- (7) 交通機関の運行・道路の状況
- (8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況
- (9) 市町村からの要請及び防災関係機関への要請

3 災害関係情報収集用カメラ等の活用

町は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

4 各班の調査内容

各担当班は、原則として所管する施設等について被害状況の調査を行う。

班名	関係課及び係	主な調査事項
庶務班	総務課庶務係、議会事務局	被害状況調査の調整・総括
財務調達班	財政係、管財係	
企画広報班	企画調整係	住家被害、庁舎被害、公園施設被害
応急対策班	全課	
出納班	会計室	
民生班	生活環境係	処理施設被害
保健衛生班	保険健康課、福祉課	社会福祉施設、医療施設、保育施設被害
水道班	住宅水道課	水道施設被害
土木班	土木係	道路・橋梁、河川被害
住宅班	住宅管理係、住宅計画係	町営住宅施設被害
農林班	農林業振興係、農林業土木係	農林業施設被害
商工班	商工観光係	商工・観光施設
学校教育班	学校教育課	教育施設、社会教育施設、文化施設被害
食料班	学校教育課	給食センター被害

5 調査の基準

調査の基準は、福岡県災害調査報告実施要綱「被害の判定基準」による。

【資料3-5】被害認定の基準

【資料3-6】福岡県災害調査報告実施要綱

【資料3-7】福岡県災害救助法施行細則

6 被害情報の取りまとめ

庶務班は、各班が調査した情報を次の点に留意してとりまとめる。

活動期	留意点
初期活動期	災害の全体像の把握 現在の被害の状況 未確認情報の把握
応急活動期	町全体の被害の状況 各事項の詳細な内容の整理

第2 被害情報等の共有

1 被害情報等の共有

風水害の規模や被害の程度に応じ、町、県、国及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を迅速に行うため、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

そのため、町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

町は、県、国及び防災関係機関等と災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、情報共有を図るよう努める。

2 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表は、県や防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（令和3年9月16日 内閣府通知）」に基づいて行う。

第3 被害状況の報告基準、方法等

1 県への報告

庶務班は、災害情報及び被害状況を「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき、県に報告する。報告すべき情報の区分は、次のとおりである。

報告の種類、内容等

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即 報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線、 電話又は ファクシミリ	県災害 対策本部 (県地方本部)
被害状況報告 (即 報)	○被害状況が判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 (詳 報)	○災害発生後、5日以内に報告	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	○応急対策終了（町災対本部解散）後、 20日以内に報告	第3号	文書（2部）	県災害 対策本部

県への報告ができない場合、直接国（総務省消防庁）に報告する。

2 国への被害報告

庶務班は、県に被害状況等を報告できない場合、直接国（総務省消防庁応急対策室）に報告する。

また、119番通報が殺到した場合は、町から県に加えて直接国（総務省消防庁応急対策室）にも報告する。

3 防災関係機関への通知

庶務班は、被害情報を取りまとめた後、ただちに、田川警察署、ライフライン等防災関係機関へ通報する。

第4 通信計画

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、町はそれぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努め、必要に応じて関係機関と相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

1 災害発生直後の対応

庶務班は、災害発生直後は、災害情報連絡のため防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行い、有線通信回線の利用ができなくなった場合は、防災無線をはじめ、携帯電話、防災関係機関の非常無線通信施設等あらゆる通信施設を最大限に活用し、非常の際の通信連絡網の確立を図る。

2 災害時における通信連絡

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、福岡県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、町は県への被害状況報告等及び隣接市町村への通信に利用する。

(2) 公衆電気通信設備の優先的利用

町長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、設備の被害その他によりその利用が制限される場合は、「非常(緊急)通話」又は「非常(緊急)電報」の取り扱いを受け、通信の優先利用を図る。

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターへ非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話の利用

災害時優先電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用できる電話であり、災害発生時は、発信用として利用する。

庶務班は、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(4) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4項の規定に基づき、福岡地区非常通信連絡協議会の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

【様式3】福岡県被害状況報告(様式1～4号)

【様式4】被害発生状況連絡票

【様式5】人的被害報告

【様式6】住家被害報告

【様式7】その他被害報告

【様式8】災害箇所一覧表

【様式9】火災・災害等即報要領様式

第3節 広報・広聴

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害広報の実施及び方法	総務部企画広報班	・災害広報の実施
第2 災害時の放送要請	総務部企画広報班	・放送要請
第3 相談窓口の設置	総務部庶務班及び関係各班	・相談窓口の設置、対応

第1 災害広報の実施及び方法

町は、災害応急対策の第一次の実施機関として、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、「福岡県災害緊急情報自動配信システム」を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

また、時期に配慮して、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する情報を写真等により記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

時期	手段	内容
災害発生直後	防災行政無線 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール・まもるくん その他	(1)災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関する こと。 (2)避難指示等に関する こと (3)災害時における住民の心がまえ (4)自主防災組織等に対する活動実施要請に関する こと
応急対策活動時	防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール・まもるくん その他	(5)災害応急対策実施の状況に関する こと (6)電気・ガス・水道・燃料等の供給に関する こと (7)安否情報に関する こと (8)指定避難所の設置に関する こと (9)応急仮設住宅の供与に関する こと (10)炊き出しその他による食品の供与に関する こと (11)飲料水の供給に関する こと (12)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する こと (13)災害応急復旧の見通しに関する こと (14)物価の安定等に関する こと (15)その他

第2 災害時の放送要請

報道機関への発表資料は庶務班が取りまとめ、発表は本部長（町長）が行う。

1 放送要請

企画広報班は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて災害に関する、通知・伝達・要請・警告等の放送要請を行う。ただし、緊急かつやむを得ない場合は各放送局へ直接要請を行う。

発表内容は、次のとおりとする。

要請先	○県、又は緊急かつやむを得ない場合は、NHK北九州放送局、RKB毎日放送、テレビ西日本、九州朝日放送、福岡放送、TVQ九州放送、CROSS九州、FM福岡、九州国際FMの各放送局
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要する場合 ○通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○放送要請の理由 ○放送事項 ○放送を行う日時及び放送系統 ○その他必要な事項

（1）町から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（県災対本部、設置時のみ）	県防災行政無線電話《発信番号 78-》 700-7027（宿直室） 700-7020～7025（防災危機管理局事務室、宿直室 対応可） 78-700-7500（県災対本部、設置時のみ）
一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986（県災対本部、設置時のみ）	一般加入電話 092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（県災対本部、設置時のみ）
備考 1. 一般加入電話は、町の孤立防止用無線電話からも接続できる。	

（2）町からNHK福岡放送局への要請

一般加入ファックス 092-781-4270 092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
県防災行政無線電話《発信番号 78-》 982-70
一般加入電話 092-741-7557 092-741-4029

2 情報提供

企画広報班は、報道機関に対しては、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。情報の不統一を避けるため、情報の一元化を図る。

記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

発表者	内容
本部長、副本部長又は総務部長	○災害の種別、発生場所、日時、状況 ○災害応急対策の状況等

3 取材自粛の要請

報道機関に対しては、避難所等においてプライバシーを侵害するおそれのある取材等の自粛を要請する。

第3 相談窓口の設置

1 問い合わせ電話への対応

町は、災害発生直後は、特に住民からの問い合わせ電話が多く入ることも予想され、必要により町災対本部には西日本電信電話（株）に緊急用の電話の仮設を要請し、問い合わせに対応できる職員の確保と併せて体制の整備を行う。

2 相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

庶務班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて関係各班の担当者を配置し、庁舎内等に相談窓口を設置する。

(2) 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取を行い応急対策に反映させる。

- 搜索依頼の受け付け
- 食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- り災証明書の発行
- 埋火葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第4節 避難対策の実施

町は、災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための、避難の指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 高齢者等避難	総務部庶務班	・高齢者等避難を発令措置
第2 避難指示等	総務部庶務班	・避難指示等発令措置
第3 警戒区域の設定	総務部庶務班・消防部消防班、 建設部土木班	・警戒区域の設定
第4 避難者の誘導及び移送	総務部庶務班・消防部消防班、 民生部民生班・教育部学校教育班	・避難者の誘導及び移送
第5 指定緊急避難場所の開放及び周知	総務部庶務班	・指定緊急避難場所の開放及び周知
第6 指定避難所の開設及び運営	総務部庶務班・民支部民生班・ 関係各班	・指定避難所の開設及び運営
	民生部保健衛生班	・保健・衛生対策
	産業部農林班・商工班	・食料、生活物資の供給
第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理	総務部庶務班	・避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理
	民生部保健衛生班	・保健・衛生対策
第8 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援	民支部民生班	・在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援
第9 帰宅困難者対策	総務部庶務班 産業部商工班	・帰宅困難者対策
第10 ペット同伴の避難者等への支援	民支部民生班	・ペット同伴避難者の支援

◆ 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

◆ 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等）

（1）避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、指定緊急避難場所等又は安全な自主避難先（親戚・知人

宅、ホテル・旅館)への移動等、対象とする災害から安全な場所に移動する。

2) 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、住民等がハザードマップ等で浸水想定区域、浸水等を確認し、自宅・施設等の浸水しない上階への移動又は上層階に留まる等自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

(2) 緊急安全確保(リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動)

警戒レベル5(緊急安全確保の発令時[※])等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。

※ 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない。

第1 高齢者等避難

1 高齢者等避難(警戒レベル3)発令

町は、避難指示等のほか、住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

2 土砂災害

町は、土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

3 夜に備えた対応

町は、夕刻時点において大雨警報(土砂災害)が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合等においては、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第2 避難指示等

本部長は、基本法第60条に基づき、災害の発生又は発生のおそれのある場合に、避難を要する地区の住民に対し速やかに「避難の指示」を行う。

なお、本部長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、「緊急安全確保(警戒レベル5)」等の安全確保措置を指示する。

1 避難指示等を行う者

避難の指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められており、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

「避難指示」「緊急安全確保」は、原則として町長が行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、本部長の判断を仰ぐいとまがない場合、又は本部長が不在の場合は、町災对本部の運営「設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が本部長の権限を代行（職務代理者として本部長の権限を行使するもので、その効果は本部長に帰属する）する。

庶務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示等に関する事務を行う。

避難指示等を行う者及びその要件

区分	実施者	根拠法令
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	基本法第56条第2項
避難指示 (警戒レベル4)	町長	基本法第60条1項
	警察官又は海上保安官	基本法第61条 警察官職務執行法第4条（警察官のみ）
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事	基本法第60条（町長がその事務を行うことができないと認めたとときの事務の代行）
緊急安全確保 (警戒レベル5)	町長	水防法第29条（水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。）
		地すべり等防止法第25条（直ちに当該区域を管轄する警察署長に通知しなければならない。）

(1) 町長、知事の役割

町長は、大規模災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難指示を行う。また、避難の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく。

なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りをおそれず早期に避難指示を発令する。

特に土砂災害や水位周知河川・中小河川の氾濫等による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、町長は指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示等を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。

また、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって立ち退きの避難指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

(2) 洪水等に係る知事の指示

洪水の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、知事又はその命じた職員は、速やかに当該区域の町長に状況を伝え、町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。

(3) 警察官

1) 警察官は、住民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった

場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- 2) 田川警察署長は、町長が行う避難の指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- 3) 田川警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示等の基準

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (2) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。
- (4) 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 指定行政機関の長等による助言

町長は、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

4 住民等への周知

- (1) 町長は、避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、地域住民等に対し、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。この場合、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

また、危険の切迫性に応じて次のような、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- 避難指示等の伝達文の内容を工夫すること
- 対象者を明確にすること
- 避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること

- (2) 庶務班は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建

物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	庶務班及び関係各班	町防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、福岡県災害緊急情報自動配信システム、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難先又は指定緊急避難場所 <input type="checkbox"/> 避難経路その他の誘導措置	<input type="checkbox"/> 避難指示の理由及び内容 <input type="checkbox"/> 出火・盗難の予防措置（戸締まり、携行品）等 <input type="checkbox"/> 携行品その他

5 関係機関相互の通知及び連絡

庶務班は、避難の指示等が発令された場合は、県災対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。

連絡先

報告	県知事（県防災危機管理局）
協力要請	消防本部、警察署等
避難所開設要請	避難所担当班（避難所派遣職員）、避難施設管理者等

6 解除とその伝達、報告

本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の指示等を解除する。

庶務班は、避難所運営者と連携し、指定避難所に避難している対象者にこれを伝達する。また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第3 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命を守るために特に必要があると認める場合は、次の事項を明示して、基本法第63条に基づき、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

庶務班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。また、本部長からの要求等により、警察官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長に通知する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発令者 <input type="checkbox"/> 警戒区域設定の日時 <input type="checkbox"/> 警戒区域設定の理由 <input type="checkbox"/> 警戒区域設定の地域 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 |
|---|

1 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により町長等が行う。

区分		実施者	備考	
災害対策基本法	第63条第1項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権	
	第63条第2項	警察官又は海上保安官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		住民等の生命・身体の保護を目的とする。
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定	
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき）		
消防法	第28条第1項	消防吏員又は消防団員	火災の現場における警戒区域の設定権	
	第28条第2項	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）		

- (1) 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 町長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。
なお、町長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、あらかじめ町防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。
- (3) 警察官は、町長（権限の委任を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。なお、町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずる。
- (5) 水防団及び消防班は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、町と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、住民等の生活行動を制限するものであることから各設定権者は、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、各設定権者は、必要な情報を設定区域の住民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

庶務班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を指定避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第4 避難者の誘導及び移送

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、次の担当班等が災害の規模、状況に応じて各対象毎に安全な最寄り避難所等まで行う。なお、避難は原則として徒歩とする。

避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
住民	○民生班、消防班 ※ 在宅の避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設	○教職員、学校教育班
保育施設	○保育所職員、民生班
福祉施設	○施設管理者、民生班
事業所等	○施設の防火管理者及び管理責任者等

※ 災害の規模、状況に応じて警察署、消防本部、消防班へ協力を得る。

2 避難者の携帯品等

避難者の携帯品等は、次のものを目安とし円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

携帯品等の目安

○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
○ 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難の優先順位等

(1) 地区ごとの避難の順位は、避難行動要支援者の避難を優先する。

避難順位は、概ね次の順位によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する。

① 介助を要する高齢者や障がいのある人及び傷病者
② 傷病者
③ 乳幼児及びその母親・妊産婦
④ 高齢者・障がいのある人
⑤ その他の要配慮者
⑥ 学童
⑦ 女性

⑧ 男性

なお、避難に当たっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させる。

(2) 地区の避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、緊急避難を実施すべき地区内居住者の避難を優先する。

4 避難誘導の安全確保

(1) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。

(3) 町は、消防職員、消防団員、自主防災組織リーダー、町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(4) 在宅の避難行動要支援者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、民生班が車両等を用いて輸送する。施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。庶務班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

5 移送の方法

(1) 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合は、消防班は車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合には、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、田川県土整備事務所を経由して県に要請する。

6 広域避難

(1) 広域避難についての協議

町は、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該の都道府県との協議を求める。

(2) 広域避難の実施について

町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(3) 避難者への情報提供

庶務班は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第5 指定緊急避難場所の開放及び周知

庶務班は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、町が開設する避難所とは別に、住民が自主避難する場合は、地区避難所、自治会等が開設

する自治公民館等を緊急的に使用する。

第6 指定避難所の開設及び運営

庶務班は、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図る。なお、災害の規模にかんがみ必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。

1 指定避難所の開設

指定避難所は、原則的に本部長が地区の小学校やあらかじめ指定した避難所のうちから災害の状況を考慮し、選定する。

(1) 指定避難所の開設は、民生班及び関係各班で構成する避難所派遣職員が庶務班と連携し、施設管理者等の協力を得て速やかに開設し、住民等に周知する。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。

なお、緊急に避難所を開設する必要がある場合は、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、本部長が開設しない場合であって、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者等が開設することができる。

(2) 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができる。

また、町域の指定避難所で収容力が不足する場合は、県又は近隣市町村へ避難所の開設を要請する。

(4) 民生班は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(5) 町は、指定避難所等に避難してきた者については、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

(6) 庶務班は、指定避難所を開設した場合に関係機関などによる支援が円滑に講じられるよう、次の事項について県災対本部をはじめ県警察本部、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- 1) 指定避難所開設の日時及び場所
- 2) 箇所数及び収容人員（指定避難所ごと）
- 3) 開設期間の見込み
- 4) 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

(7) 指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、避難所運営の拠点とするとともに、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、事務室には、要員を常時配置し、避難者カード・名簿、事務用品等を準備する。

2 指定避難所の適切な運営管理

(1) 指定避難所等における協力体制の構築

- 1) 指定避難所の運営は、関係機関の協力のもと災害初期においては、避難所派遣職員が担当する。
- 2) 避難所派遣職員は、避難所等における正確な情報の伝達、食料や飲料水、生活物資等の配布、清掃等について、役割を分担し、運営に努める。
- 3) 避難所派遣職員は、指定避難所の安全確保と社会秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- 4) ボランティア団体等は、指定避難所の運営に関して避難所運営組織や町に協力し、秩序ある

避難生活の運営に努める。

(2) 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り避難者に世帯単位に記入するよう指示するとともに、集まった避難者カードを基にして避難者リストを作成し保管するとともに、庶務班に報告する。

(3) 指定避難所等の運営管理に関する役割分担の明確化

1) 統括者の運営措置

町は、避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所に避難所派遣職員を配置し、次のとおり避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。指定外の避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

なお、避難が長期化するときは必要に応じてプライバシーの確保、男女別の性差によるニーズへの対応、要配慮者の処遇等に配慮する。

- 統括者に防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - ▽ 避難者への開放区域、避難所事務室等の設定
 - ▽ 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - ▽ 避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいる場合は直ちに民生班に報告する。）
 - ▽ 避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - ▽ 館内放送、情報等の掲示等
 - ▽ 供給物資等の受領、保管
 - ▽ 避難所における事業等への協力

2) 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努めるも。また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

- 町からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

3) 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を産業部（農林班、商工班）住宅水道部（水道班）に請求する。物資等を受け取った場合は、各居住区の班長等と協力し、避難者にこれを配分する。

4) 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日に1回、庶務班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のある場合は、必要に応じて報告する。

(4) 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

庶務班は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

区長、自主防災組織、住民等は、避難所派遣職員等に協力し、避難所自治組織を設立するとともに、避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について避難所運営をサポートする。

区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- 運営方針、生活ルールの決定
- 避難者のニーズ調査、統括者への報告
- 食料、物資の配布、炊き出し協力
- 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等）
- ごみの管理、施設・トイレの清掃等
- 秩序の保持

(5) 性暴力・DVの発生防止

庶務班は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

3 収容人数等の周知

庶務班は、収容人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

4 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

保健衛生班は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

民生班は、避難者が落ちつきを取り戻すまで次の点に留意する。

- (1) グループ分け
- (2) 間仕切り等による避難者のプライバシーの確保
- (3) 多様な者の視点等に配慮
- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 指定避難所運営管理ルールの徹底
- (6) 指定避難所のパトロール等
- (7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- (8) 福祉避難所の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

(1) 庶務班は、災害の規模、被災者の避難及び受け入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、宿泊施設等への移動を避難者に促す。

また、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(2) 庶務班は、災害の規模、被災者の避難、受け入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合において、県内市町村への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該の都道府県との協議を求める。

また、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(3) 庶務班は、広域一時滞在の要請に備えて、指定避難所のうちから、町外からの避難者を受入れる施設をあらかじめ定める。

3 保健・衛生対策

保健衛生班は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

第8 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援

(1) 民生班は、在宅で生活可能な者（在宅避難者）のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なものについては、指定避難所入所者に準じ救援措置をとる。また、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

(2) 食料の配布に当たっては、栄養士の指導のもと避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズや食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努める。

第9 帰宅困難者対策

商工班は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。

一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

第10 ペット同伴の避難者等への支援

(1) 町は、避難所の開設と併せて、動物受入れ避難所の案内、ペットの避難スペースを確保する。

(2) 動物救護活動の関連機関と調整し、飼育管理方法、必要物資の把握、物資の供給に努める。

- (3) ペット同伴の避難者は、避難所等における飼育管理（逸走の防止と所有者明示、健康管理・しつけ、ペット避難用品及び備蓄品の準備など）に協力する。「福岡県災害時ペット救護マニュアル」等を参照する。

【資料3-10】指定緊急避難場所及び指定避難所

【資料3-11】要配慮者利用施設一覧

第5節 水防対策の実施

洪水、雨水出水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 水防対策の実施	総務部庶務班 建設部土木班	・水防対策の実施
第3 応援協力関係	総務部庶務班 建設部土木班	・必要とする要員及び資機材について応援を要請

第1 特別警戒水位（氾濫危険水位レベル4水位）の設定及び周知

県は、国（遠賀川河川国道事務所）が定めた洪水特別警戒水位に達し、水位又は流量が示され、その状況が国より通知された場合、町（町長）にその事項を通知する。

また、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに町（町長）に通知する。

第2 水防対策の実施

1 町における水防組織、活動及び予報等の伝達については、「福岡県水防計画」の定めに準じて実施する。

2 町長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防地方本部長に報告する。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3 応援協力関係

1 町長は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体、又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。

- 2 県は、町（水防管理団体）からの応援要請事項の実施が困難な場合、その他必要があると認めた場合、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。
- 3 九州地方整備局は、必要に応じて、著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第6節 消防活動

消防本部は、火災発生時には、町、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 消防活動体制の確立	消防部消防班	・消防活動体制の確立 ・必要とする要員及び資機材について応援を要請
第2 消防活動の実施	消防部消防班	・消防活動の実施
	総務部庶務班	・自主防災組織、住民、事業所との連携 ・火災発生等の情報の収集

第1 消防活動体制の確立

消防班は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生した場合は、非常招集を発令し、非常警備体制を確立する。

また、災害により必要と判断した場合は、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

第2 消防活動の実施

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防計画に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

(3) 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋梁の損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

(4) 消防水利の確保

災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、消防長、消防署長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

3 事業所の活動

事業所は、自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で次の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

5 町民の活動

(1) 町民は、ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂のくみ置きの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

6 町の措置

(1) 消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、消防団の動員を迅速に行うとともに、住民の安全な避難誘導を円滑に行うため自主防災組織との連携に万全を期するように努める。

(2) 庶務班は、消防本部、住民及び警察署等から火災発生等の情報の収集を行う。

収集する情報の種類

<input type="radio"/> 火災の発生状況	<input type="radio"/> 無線通信の状況
<input type="radio"/> 自治会、自主防災組織等の活動状況	<input type="radio"/> 使用可能な消防水利の状況
<input type="radio"/> 通行可能な道路の状況	

【様式9】火災・災害等即報要領様式

第7節 警備対策の実施

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 防犯活動への協力	消防部消防班	・巡回パトロールの実施
	総務部庶務班	・防犯活動への協力要請等

第1 警察の活動

- 1 田川警察署は、独自に又は町と連携し、治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。
- 2 田川警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、住民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。
- 3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 防犯活動への協力

町は、震災や風水害など自然災害への対応のほか、犯罪や交通事故、放火といった事象への対応として、警察機関、消防組織等と連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、次のとおり防犯や交通安全、放火防止に取り組む

1 巡回パトロール

消防班は、自主防災組織、消防本部、田川警察署と連携し、火災予防、放火、窃盗及びその他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

庶務班は、田川警察署や防犯協会に対し、指定避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第8節 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的
大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、町は、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 町の活動	消防部消防班、 総務部庶務班	・救助情報の収集、救出活動
第2 救急活動	民生部保健衛生班	・傷病者の医療機関への搬送
第3 惨事ストレス対策	民生部保健衛生班	・職員等の惨事ストレス対策の実施

第1 町の活動

1 救助情報の収集

消防班等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から要救助情報を収集し、庶務班に連絡する。
庶務班は、消防本部及び警察署等と連携し、通報された情報を収集し、これを管理する。

2 救助活動

- (1) 消防班は、消防本部と連携して救助チームを編成し、要救助情報をもとに災害現場に出動し、速やかに捜索、救出活動を行う。
また、これらの状況については、速やかに県に報告する。
- (2) 救助チームは、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。
- (3) 住民等からの情報については、適宜関係機関あてに伝達し、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。
- (4) 救助チームは、災害の特殊性、危険性及び事故内容等を的確に把握し、安全かつ迅速に行う。
なお、災害現場での活動は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員等の健康管理やマスク着用等を徹底する。
- (5) 町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。
- (6) 町及び田川警察署は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救出を要する者を発見した場合は、救助関係機関及び住民の協力を得て、人命の保護と被災者の救出、救護を実施する。
- (7) 行方不明者の捜索
災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）がある場合は、これを対象として捜索活動を実施する。

1) 行方不明者名簿の作成

庶務班は、各班と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願いや被災現場等での情報を収集し、行方不明者名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、消防本部及び警察署に提出し相互に連携を図る。

2) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表は、県や防災関係機関が

緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について（令和3年9月16日 内閣府通知）」に基づいて行う。

◆行方不明者名簿

- 庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

第2 救急活動

- 1 救助チームは、負傷者を救出した場合は、保健衛生班と協力して救命措置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他軽度な傷病者は消防隊員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て自主的な応急手当てを依頼する。
- 2 救助チームは、重度傷病者等の搬送については、県防災ヘリコプターの有効活用を図る。

第3 惨事ストレス対策

搜索、救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、必要に応じて、医師会等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 海外からの支援の受入れ

庶務班は、海外からの救援隊受入れや救助物資の提供に際しては、民生班、県と連携し、円滑な協力体制の確保されるよう配慮する。

第9節 医療救護

町は、大規模事故が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、可能な限りの傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 初動医療体制の確立	民生部保健衛生班	・医療情報の収集、医療チームの編成、医療救護所の設置
第2 医療救護活動・助産活動	民生部保健衛生班	・災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請
第3 災害時後方医療体制	消防部保消防班	・被災傷病者等の搬送等
第4 医薬品・医療資機材の調達	民生部保健衛生班	・医薬品・医療資機材の調達
第5 被災者の健康管理	民生部保健衛生班	・被災者の健康管理
第6 災害救助法における実施基準	民生部保健衛生班	・災害救助法における医療救護の実施

第1 初動医療体制の確立

1 医療情報の収集

保健衛生班は、県及び田川医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

医療情報の収集内容

○ 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
○ 避難所、救護所の設置状況
○ 医薬品、医療器具等の需給状況
○ 医療施設、救護所等への交通状況
○ その他参考となる事項

2 医療チームの編成

保健衛生班は、多数の傷病者が発生した場合は、田川医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、町外の公立病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

医療救護チームの編成基準

構成	備考
医師及び薬剤師(1~2名)、看護師(1~4名)、補助員(1名)	運転手(必要に応じ)

医師会等への伝達・要請事項

○ 災害の種類、規模、発生場所	○ 資器材等の状況
○ 必要とする救護班数	○ その他
○ 救護所の設置場所	

3 医療救護所の設置

保健衛生班は、各班と連携し、次の点に留意し、医療救護所を設置する。

医療救護所は、原則として指定避難所等に設置するが、状況に応じて、災害現場に近い公民館、集会所等の公共施設、一般診療機関にも設置する。

医療救護所設置の留意点

- 被災傷病者の発生及び避難状況
- 医療救護チームの配備体制及び医療スタッフの派遣体制
- 被災地の医療機関の稼働状況
- 医療資機材、水、非常用電源等の確保の見通し
- 搬送体制、情報連絡体制の確保の見通し

第2 医療救護活動・助産活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

1 救護所での活動

重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージ（負傷者選別）を実施する。災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

- (1) 傷病度合によるトリアージ^{※1}（トリアージタグを使用）等
- (2) 医療救護
- (3) 助産救護
- (4) 死亡確認
- (5) 死体検案

2 災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請

- (1) 町は、多数の重症、中等症の傷病者が発生すると予想される状況の場合は、速やかに県に対して、災害派遣医療チーム（福岡DMAT）等の派遣の要請を行い、受入れ体制の整備を推進する。
- (2) 福岡DMATは、医療チームと協働しながら活動し、活動を終了するときは、医療チームに必要な引継を行う。

第3 災害時後方医療体制

1 後方医療体制の確立

保健衛生班は、一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重病者を収容する収容医療機関の確保を行う。

なお、町外への転送が必要な場合は、県又は近隣市町村へ要請する。

2 被災傷病者等の搬送

災害により被災した傷病者等は、次のように搬送を行う。

搬送手段がない場合は、住民の協力を得て搬送するか、又は消防、警察、自衛隊等、緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに搬送する。

また、交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県や自衛隊等に対し、ヘリコプターでの搬送を要請する。

なお、ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

^{※1} トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の重症度と緊急度を判定し、治療や搬送の優先順位を決定すること。

傷病者等の搬送先と搬送主体

搬送先	搬送主体
被災現場から医療救護所、医療機関等へ	消防本部、警察、町、自主防災組織等
被災現場、医療救護所等から災害拠点病院等へ	消防本部、町
被災現場、医療救護所等から町外の災害拠点病院等へ	消防本部、自衛隊、町、県

第4 医薬品・医療資機材の調達

1 医薬品・医療資機材の確保

保健衛生班は、原則として次のとおり医薬品及び医療資機材を確保する。

医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難な場合は、町災対本部から田川保健福祉事務所を通じて県災対本部へ、又は県災対本部へ直接供給を要請する

2 輸血用血液の確保

保健衛生班は、輸血用血液その他の血液製剤が必要な場合は、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

3 その他

水道班は、飲料水、洗浄のための給水を行う。

第5 被災者の健康管理

1 健康状況の把握

保健衛生班は、田川保健福祉事務所と連携し、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

また、田川保健福祉事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

2 相談・指導

保健衛生班は、田川保健福祉事務所と連携し、巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

第6 災害救助法における実施基準

1 医療救護の対象者

- (1) 医療救護の対象者は、応急的な医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため、医療の途を失った者。
- (2) 助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

2 医療救護の範囲・期間

医療救護チームの担当業務の範囲及び期間は、次のとおりである。

業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他治療及び施術
-------	---

	(4) 病院又は診療所への受入れ (5) 看護 (6) 助産（分べん介助、分べん前後の処置、衛生材料の給付等）
医療救護の期間	(1) 医療については、災害発生の日から原則として14日以内とする。 (2) 助産については、分べんした日から7日以内とする。

【資料3-12】災害拠点病院等

第10節 飲料水の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 飲料水の確保、供給	住宅水道部水道班	・飲料水の確保、供給

第1 飲料水の確保、供給

1 基本的な考え方

災害時には、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る。

2 水源の確保

水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合は、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための水源を確保する。

確保する水源

<input type="checkbox"/> 浄水施設等	<input type="checkbox"/> 飲料用浄水装置の活用	<input type="checkbox"/> 民間の井戸
--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------

3 給水需要の調査

水道班は、災害により給水機能が停止した場合は、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、早急に応急給水の需要を把握する。

把握する内容

<input type="checkbox"/> 断水地区の範囲	<input type="checkbox"/> 避難所及び避難者数
<input type="checkbox"/> 断水地区の人口、世帯数	<input type="checkbox"/> 給水所の設置場所

4 給水活動の準備

水道班は、前項調査による給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

給水活動の準備事項

活動計画作成	○給水方法 ○給水量 ○資機材の準備 ○人員配置 ○広報の内容・方法 ○水質検査等	
給水目標 (1人1日当たり)	○飲料水の確保が困難な場合	3ℓ (飲料水)
	○飲料水の確保が困難であるが搬送給水できる場合	14ℓ (飲料水+雑用水) ※ 雑用水；洗面、食器洗い
	○伝染病予防法に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)
	○上記の場合が比較的長期にわたる場合必要の都度	35ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)
資機材などの確保	○保有する車両及び資機材を使用する。	

	○不足する場合は業者から調達する。
応援要請	○町単独で飲料水の確保、給水活動等が困難な場合は、近隣市町村及び田川保健福祉事務所に応援を要請する。

5 給水活動

水道班は、原則として指定避難所等に拠点給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、住民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足する場合は、給水袋等を準備し、使用させる。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬方法については、応援機関の協力を得て、浄水施設から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

(2) 井戸の活用

民間の井戸等の利用が必要な場合は、当該所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は、状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であるので、飲料水として不適切な場合は、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要する場合は、状況により仮配水管等の設置を行う。

6 広報

水道班は、企画広報班と連携し、被災した住民に対し給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を適宜行う。

第11節 食料の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 食料の調達	産業部農林班	・食料需要の把握 ・食料の調達
	総務部庶務班	・災害応急対策活動の従事者の食料需要の把握
第3 食料の輸送、配分及び保管	産業部農林班 民生部民生班	・食料の輸送、配分及び保管
第4 炊き出しの実施、支援	民生部民生班 教育部学校教育班 食料班	・炊き出しの実施、支援

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し、及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。
なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、町による輸送は原則として行わない。
- (3) 上記(2)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に上記(2)による給食に切り替える。
- (4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。
- (5) 上記(4)以外の施設等へは、直接配送する。
 - 1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - 2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (6) 住民等においては、次のように対応する。
 - 1) 2～3日間は、可能な限り、住民自身が備蓄している食料で対応する。
 - 2) 住民相互で助け合う。
- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。

2 食料供給の対象者等

食料の供給は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

※ 救助法による食料の供給等は、県防災計画等を参照する。

■供給対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等に基づき、指定避難所に受け入れられた者 ○ 住家が被害を受け、炊事の不可能な者 |
|---|

- 食料の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 災害応急対策活動従事者（救助法の実費弁償の対象外）

第2 食料の調達

1 食料需要の把握

民生班は、食料の需要について、次により情報を把握し対応する。

需要の把握

対象者	担当
指定避難所	民生班
住宅残留者	民生班（自主防災組織等の協力による）
災害応急対策活動の従事者	庶務班

2 食料の調達

(1) 業者からの調達

農林班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは、次の供給品目が不足すると判断した場合は、食料品業者などから調達する。

必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

供給品目

- 主食；炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副食；即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他；高齢者や乳幼児等、避難行動要支援者のニーズに配慮した食品

(2) 県等からの米穀等の調達

民生班及び農林班は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要な場合は、米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、福岡農政事務所又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」、「政府所有米穀の販売要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する要領」による。

国の米穀等の調達要請

- 九州農政局福岡農政事務所を通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
- 九州農政局福岡農政事務所に対し米穀及び乾パン等の調達を要請
- 九州農政局福岡農政事務所を通じて自衛隊保有の乾パン等の放出を要請

第3 食料の輸送、配分及び保管

1 食料の輸送

民生班及び農林班は、原則として調達業者に対し、供給先（指定避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食料の輸送を依頼する。

食料品業者が指定地まで食料を輸送できない場合や物資集積拠点に到着した食料については、庶務班が輸送業者に要請して輸送を行わせることができる。職員及び公有車による輸送は原則として

行わない。

※ 調達先は極力一括要請とする。

2 食料の配分

食料は、原則として指定避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

3 食料の保管

民生班及び農林班は調達した食料の保管等が必要な場合は、原則として物資集配拠点に保管する。

第4 炊き出しの実施、支援

1 炊き出しの実施

食料班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて指定避難所となる学校の調理室、給食センター、道の駅等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。
- 食物アレルギーに配慮する。

第12節 生活必需品等の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 生活必需品の調達	産業部商工班 民生部民生班	・生活必需品の把握、生活必需品の調達
第3 生活物資の輸送及び保管	民生部民生班	・生活物資の輸送及び保管
第4 救援物資の受入れ等	民生部民生班	・救援物資の受入れ、仕分け・保管・輸送、物資の配布

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、町備蓄を放出及び協定業者から調達し、配付する。
協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町による輸送は原則として行わない。
- (3) 住民等においては次のように対応する。
 - 1) 2～3日間は、可能な限り、住民自身が備蓄している生活必需品等で対応する。
 - 2) 住民相互で助け合う。在宅の要配慮者への配送等は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、指定避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- (5) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者及び品目は、次のとおりとする。

※ 救助法による生活物資の供給等は、県防災計画等を参照する。

供給対象者

- 災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）を受けた者
- 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
- 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

生活必需品等の範囲

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
- 食器（茶わん、皿、はし等）
- 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

- 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、歯磨等、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、乾電池）
- 生理用品
- その他

第2 生活必需品の調達

1 需要の把握

民生班及び商工班は、生活物資の需要について、食料と同様に、情報を把握し、対応を行う。

2 生活必需品の調達

民生班及び商工班は、当該販売業者に生活必需品を発注する。なお、地域内だけの業者だけでは不足する場合は、県、日赤県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

第3 生活物資の輸送及び保管

1 生活物資の輸送

民生班は、（原則として）調達業者に指定避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

この場合、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、職員による直接的な調達・配送活動は管理上必要な場合を除いて最小限にとどめる。

2 生活物資の分配

生活物資は、（原則として）指定避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て物資を配布する。

供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

3 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け及び保管等が必要な場合は、原則として物資集配拠点でこれを行う。

第4 救援物資の受入れ等

民生班は、災害の状況により救援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び町社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部等関係機関と連携しながら、救援物資受入窓口を設置し、救援物資の募集及び受入れを行う。

1 受入れ

(1) 民生班は、関係機関と調整の上、事前に救援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

(2) 物資提供の申し出に対しては、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分け等に手間がかからないよう留意する。

供給対象者への確認事項

- 品目、数量
- 輸送ルート
- 輸送手段
- 到着予定日時

2 仕分け・保管・輸送

救援物資は、物資集配拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を

確認する。

3 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第13節 交通対策の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町、警察（公安委員会）、道路管理者等は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置	総務部庶務班	・災害発生時の自動車運転者の取るべき措置の周知
第2 町の交通規制	建設部土木班	・交通規制、交通規制等の周知徹底・広報
第3 道路交通の確保	建設部土木班	・道路交通の確保

第1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

- 1 交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。
- 3 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

第2 町の交通規制

1 実施責任者

交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、土木班が行う。

交通規制等の措置は、道路管理者（町道：土木班、県道：田川県土整備事務所）と田川警察署長が連携し行う。

2 情報収集

土木班は、田川警察署、道路管理者、又は道の駅から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

3 相互連携・協力

土木班は、田川警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

4 交通規制の方法

土木班は、道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、規制対象等を表示した標識等（基本法施行規則 別記様式第2）を設置する。

緊急を要するため標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難

であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

5 交通規制等の周知徹底・広報

土木班は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努めるとともに、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他交通規制の実施状況、及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、関係機関に連絡するとともに、住民、運転者等に周知徹底及び広報を図る。

交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認める場合は、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号） 第4条
	○災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認める場合は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	基本法第76条
警察署長等	○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認める場合で、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法 第5条又は第114条の3
警察官	○車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認める場合は、必要限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法 第6条又は第75条の3
	○通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	基本法第76条の3
自衛官及び消防吏員	○警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	自衛官及び消防吏員
道路管理者	○道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条

第3 道路交通の確保

1 緊急輸送路の確保

土木班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、車両及び人の通行を確保する。

また、警察署と密接に連絡を行い、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について綿密に把握する。

2 道路の障害物の除去

土木班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、迅速に通行可能にするため、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

【資料3-13】緊急輸送道路

第14節 緊急輸送の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 緊急輸送の確保	総務部庶務班	・災害対策要員の緊急輸送
	民生部民生班	・食料、飲料水、生活物資等の緊急輸送
第2 緊急通行車両の確認申請	総務部庶務班	・緊急通行車両の確認申請
第3 車両等、燃料の確保、配車	総務部庶務班	・車両等、燃料の確保、配車
第4 物資集配拠点の設置	総務部庶務班	・物資集配拠点の設置、物資の調達
	民生部民生班	

第1 緊急輸送の確保

庶務班及び民生班は、指定避難所を開設した場合は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の指定避難所等へ搬送が必要な場合は、協定締結先の(公社)福岡県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

庶務班は、道路不通により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

1 輸送の優先順位

輸送活動に当たっては、次の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止(二次災害の発生防止を含む)
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおり。

緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	<p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食料、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

第3段階	上記第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員、物資 ○生活必需品
------	---------------------------------------

第2 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両において、公安委員会が基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行った場合は、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

庶務班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

【様式10】緊急通行車両事前届出

2 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章（様式第1号）及び緊急通行車両確認証明書（様式第2号）を交付する。

3 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第3 車両等、燃料の確保、配車

庶務班は、次のとおり緊急輸送のための車両、燃料等を確保する。

1 車両、燃料の確保

公用車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

公用車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

車両、燃料の調達

区 分	内 容
公用車両の把握	○調達可能な公用車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○公用車両で対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○各班の公用車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

2 配車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。

車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

3 県への要請依頼

庶務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター等による輸送を要請依頼する。

第4 物資集配拠点の設置

町は、備蓄物資だけでは物資が不足し、業者等から調達する場合、又は大量の救援物資等が届く場合は、必要に応じて物資集配拠点としてフレッシュワークかわらを開設する。また、フレッシュワークかわらが事情により開設できない又は物資集配できない場合は、総合運動公園及び道の駅を臨時的に開設する。

民生班は、物資集配拠点との緊急輸送体制を整え、物資の調達を行う。

第15節 保健衛生、防疫、環境対策

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化防止のための的確な防疫活動等を行い衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 保健衛生	民生部保健衛生班	・健康調査、健康相談、避難所や仮設住宅での衛生管理、栄養調査、栄養相談、食品の衛生対策、愛護動物の救護等の実施、心のケア対策
第2 防疫	民生部保健衛生班	・感染症の予防、防疫
第3 環境対策	民生部民生班	・有害物質の漏出等環境対策

第1 保健衛生

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、次により対応する。

1 健康調査、健康相談

保健衛生班は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

2 避難所や仮設住宅での衛生管理

保健衛生班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、併せて指定避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

<input type="checkbox"/> トイレの清掃・消毒	<input type="checkbox"/> 避難所居住スペースの清掃
<input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等の励行	<input type="checkbox"/> 食品の衛生管理
<input type="checkbox"/> ごみ置き場の清掃・消毒	

3 栄養調査、栄養相談

保健衛生班は、県と協力して定期的に指定避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供など、栄養バランス改善のための対応を行う。

4 心のケア

(1) 支援活動の実施

保健衛生班は、災害時に被災者や防災活動従事者の災害のストレスによって生じた精神的問題に対応するため、必要に応じて、精神科医師、看護師等で編成される災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣を要請し、精神的不安解消の対策を行う。

(2) 児童・生徒等のメンタルケア

町教育委員会及び学校長等は、被災児童・生徒等の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、田川保健福祉事務所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康

診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

5 食品の衛生対策

保健衛生班は、田川保健福祉事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒等の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

6 愛護動物の救護等の実施

大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ、又避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。

保健衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、田川保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛玩動物の収容対策を行う。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るために、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

- 1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- 2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- 3) 飼養困難な愛護動物の一時保管
- 4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- 5) 愛護動物に関する相談の実施 等

(2) 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

保健衛生班は、避難所を設置した場合、田川保健福祉事務所及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第2 防疫

1 感染症の予防

保健衛生班は、田川保健福祉事務所と連携し、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防措置を講じるための検病調査を実施する。

検病調査の結果、感染症等の発生のおそれがある場合は、避難所等において健康診断を実施する。

2 感染症発生時の対応

- (1) 保健衛生班は、感染症の患者等が発生又は病原体保有者が発生したとき、又は被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、速やかに田川保健福祉事務所に連絡するとともに、連携の上、必要な対策を行う。
- (2) 田川保健福祉事務所は、町の協力のもと、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (3) 田川保健福祉事務所は、感染症指定医療機関等の受入れ先を確保し、搬送する。

3 被災地の防疫

保健衛生班は、田川医師会等と連携し、田川保健福祉事務所の指導又は指示により、感染症の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

(1) 防疫チームの編成

町は、防疫活動を行うために防疫チームを編成する。人員等が不足する場合は、田川保健福祉事務所に応援要請を行う。

防疫チーム編成

担 当	1チームの構成人員
民生班、保健衛生班	衛生技術者1名，作業員2～3名，事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動においては、業者からの調達や町が保有する薬剤・資機材を使用する。薬材、資機材等が不足する場合は、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

保健衛生班は、災害により感染症が発生又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶ場合、状況に応じて自主防災組織や住民の協力を得て、防疫活動を実施する。

災害防疫活動

○ 予防教育及び広報活動の強化	○ 生活用水の使用制限及び供給等
○ 消毒方法の施行	○ 避難所の衛生管理及び防疫指導
○ ねずみ族、昆虫等の駆除	○ 臨時予防接種の実施

第3 環境対策

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、町、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

民生班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第16節 要配慮者の支援

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者に対する様々な応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策	民生部民生班	・災害により新たに発生した要配慮者に関する対策
第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策	民生部民生班	・安全確保、安否確認 ・指定避難所や在宅の要配慮者等への支援 ・福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送 ・福祉仮設住宅での支援
	住宅水道部住宅班	・福祉仮設住宅の供給
第4 外国人等への支援活動	産業部商工班	・災害時の外国人、旅行者への支援活動

第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

- (1) 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- (2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- (3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- (4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- (5) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じた的確に行うことが必要である。

このため、民生班は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努める。

1 安全確保、安否確認

(1) 安全確保

民生班は、避難所派遣職員と連携して、災害発生初期の緊急措置として、自主防災組織や、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、町社会福祉協議会等の機関に要請し、避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

(2) 安否確認

民生班は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、町社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿を作成し、実施する。

安否確認の方法

○ 自主防災組織の調査に基づく報告
○ 民生委員の調査に基づく報告
○ 福祉関係団体等の調査に基づく報告
○ 避難者名簿に基づく報告
○ 田川保健福祉事務所その他関係機関の調査に基づく報告
○ 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は町が名簿により直接確認
○ 身体障害者（世帯）、生活保護世帯の一人暮らし世帯等に対し、町が名簿により直接確認

2 指定避難所や在宅の要配慮者等への支援

民生班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、指定避難所や在宅の要配慮者等に対し、次のような支援を行う。

在宅等の避難行動要支援者への支援内容

○ 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
○ ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
○ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
○ チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
○ 保健師等によるケア

避難所の避難行動要支援者への支援内容

ケアサービスリストの作成	○必要な介護・介助要員の業種別、人数 ○必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○踏み板等の設置による段差の解消 ○簡易ベッド ○パーティション（間仕切り） ○車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用スペースの確保	○少人数部屋への割り当て ○冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ボランティアによる個別情報伝達

3 福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送

(1) 福祉避難所等の確保

民生班は、要配慮者等が指定避難所や在宅で介護等が困難で必要と認められるときは、福祉避難

所を確保するとともに、必要に応じて町内福祉施設等に緊急受入れを要請する。

福祉避難所の開設においては、利用できる施設の中から、応急危険度判定を受け、福祉避難所の開設を行う。

福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたみがある施設）
- 不足する場合は、県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れ要請

（2）福祉避難所への移送

民生班は、避難所と連携して、福祉避難所等が確保されたときは、指定避難所に避難した要配慮者について、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに移送する。この際、要配慮者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

4 福祉仮設住宅の供給

住宅班は、民生班と連携し、県と協議のうえ必要があると認める場合は、要配慮者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

留意点

- 要配慮者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 要配慮者の程度に応じた優先的な入居の配慮

5 福祉仮設住宅での支援

民生班は、田川保健福祉事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第3 避難対策

要配慮者等の避難対策は、本編 第2部「災害応急対策活動」第4節「避難対策の実施」の定めによる。

第4 外国人等への支援活動

1 外国人への支援活動

商工班は、災害時に迅速に外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

なお、支援活動においては外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。

2 旅行者への支援活動

商工班は、災害時の旅行者の被災状況について、町内の各施設から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

【資料3-11】要配慮者利用施設一覧

第17節 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。

回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 安否情報の提供	総務部庶務班	・安否情報の提供

第1 安否情報の提供

庶務班は、災害発生後、安否情報について、速やかに被災者等からの相談、問い合わせ、要望等に対応するための総合的な窓口を設置し、全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

1 情報収集

- (1) 庶務班は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求める。
- (2) 庶務班は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用する。

2 照会を行う者

照会を行う者（以下「照会者」という。）は、個人又は法人とし、次のとおり分類する。

- (1) 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
- (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- (3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

3 照会手順

- (1) 照会者は、町長に対し、次の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - 1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - 2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - 3) 照会をする理由
- (2) 照会者は(1) 1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、町長が適当と認める方法によることができる。

4 提供できる情報

庶務班は、照会者の分類により、次の情報を提供することができる。

ただし、当該照会が不当な目的によるもの、又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認められるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

また、全国避難者情報システムの活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

第18節 遺体の搜索、収容及び火葬

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 遺体の搜索	消防部消防班	・遺体の搜索
第2 遺体の処理・検案	民生部保健衛生班	・遺体の処理
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	民生部保健衛生班	・遺体の収容、安置
第4 遺体の火葬・埋葬	民生部保健衛生班	・遺体の火葬・埋葬

第1 遺体の搜索

- 1 消防班は、救出作業あるいは搜索中、遺体を発見した場合は、医師による診断を行うとともに、田川警察署（警察官）に届出る。
※ 救助法による遺体の搜索の詳細は、県防災計画等を参照する。
- 2 消防班、警察官及び防災関係機関は、検視（死体調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。

第2 遺体の処理・検案

1 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見した場合、又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がない場合、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書（死体見分調書）を添えて町長に引き渡す。

2 遺体の処理

保健衛生班は、町に引き渡された遺体を、医師による検案等により処理を行い、医師会等に対し、次のとおり遺体の処理を要請する。

※ 救助法による遺体の処理の詳細は、県防災計画等を参照する。

遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

1 納棺用品等の確保

保健衛生班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

保健衛生班は、行方不明者名簿の確認を行うとともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、住民等からの問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人がある場合は、遺族等に遺体を引き渡す。

3 遺体の収容、安置

保健衛生班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、次のとおり一時安置を行う。

遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できない場合は、避難所等へ設置する。

第4 遺体の火葬・埋葬

1 埋火葬許可書

遺体の埋火葬許可書は、民生班で発行する。

2 埋火葬の実施

保健衛生班は、遺族等が遺体の埋火葬を行うことが困難な場合、又は遺族がいない場合は、次のように遺体の埋火葬を行う。

※ 救助法による遺体の埋葬の詳細は、県防災計画等を参照する。

埋葬方法

- (1) 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できない場合は、近隣市町村等に協力を要請する。
- (2) 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- (3) 外国人等の埋火葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。
- (4) 埋火葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。
- (5) 一時的な埋葬について
保健衛生班は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48）」第10条の規定に基づき、事務を行う。
- (6) 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、取り扱う。

3 安置所の相談窓口

保健衛生班は、遺体の埋火葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第19節 障害物の除去

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、道路、河川等の障害物の除去を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 障害物の除去	住宅水道部住宅班・総務部応急対策班・民生部保健衛生班	・住家又は周辺に運ばれた障害物
	建設部土木班・産業部農林班・総務部応急対策班	・道路、河川、水路にある障害物

第1 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象及び条件は、概ね次のとおりとする。

障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のために除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

※ 救助法による障害物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

第2 障害物の除去

- 1 山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- 2 道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川等の管理者が行う。
- 3 町は、管理外の道路、河川等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、町が緊急的に障害物を除去する。
- 4 町で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て除去を実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	住宅班、応急対策班、保健衛生班、施設管理者
道路、河川、水路にある障害物	土木班、農林班、応急対策班、施設管理者

5 障害物除去の方法・集積場所

町は、所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。

※ 他の所有者の敷地内で作業を行う必要がある場合は、可能な限り所有者の同意を得る。

※ 除去した障害物は、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し仮置場に集積する。

6 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第20節 文教対策の実施

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報	教育部学校教育班	・幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
	民生部民生班	・保育所児童、学童の安全確保、安否確認
第2 教育の実施	教育部学校教育班	・施設、職員等の確保 ・応急教育 ・学用品の調達及び給与
	教育部食料班	・学校給食の措置
第3 保育所児童、学童の安全確保、安否確認	民生部民生班	・保育所児童、学童の安全確保、安否確認
第4 文化財対策	教育部学校教育班	・文化財の応急対策

第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報

園長及び学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備を行いPTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保するものとする。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

園長及び学校長は、大規模災害が発生した場合、町長等が避難情報の発令を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。

1 学校、保育所（園）内の措置

(1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

(2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な避難場所に移動する。

(3) 学校、保育所（園）外活動時の対応

遠足等所・校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行い、速やかに校長等へ状況を報告する。

2 登下校所園時及び休日等の状況把握

登下校所（園）時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。

3 保護者への引渡し

(1) 校所園内の児童生徒等への対応

警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校所園内に保護する。
その際、迎えに来た保護者も同様に保護する。

(2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校所園内保護を行い、安全が確実なものとは判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

(3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や、保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても同様に校所園内保護を行う。

4 安否の確認

学校教育班及び民生班は、災害が発生した場合は、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が町外へ疎開した場合は、保護者からの届け出書や教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先の園児、児童、生徒への照会及び連絡を行う。

第2 教育の実施

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長及び学校長は、各施設の被害を調査し、学校教育班と連携し、次のとおり応急教育の場所を確保する。

応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けた場合	○被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○二部授業の実施
施設の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	○被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長及び学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業の再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等の必要な措置を講ずる。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、庶務班から避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に努める。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、概ね次のとおりとする。

応急教育の内容

学習に関する教育内容	○教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
------------	---

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。

4 学用品の調達及び給与

学校教育班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を調達し、支給する。

※ 救助法による学用品の給与の詳細は、県防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

学校教育班及び食料班は、給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、次の点に留意し給食実施の可否について決定しなければならない。

学校給食の留意事項

- 被害があっても、できうる限り学校給食を継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに給食が実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意し、給食を実施する。
- 感染症・食中毒が発生しないよう、衛生管理について特に留意し、給食を実施する。

第3 保育所児童、学童の安全確保、安否確認

保育所児童、学童の安全確保、安否確認は、本節「第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報」の定めに準ずる。

第4 文化財対策

学校教育班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があった場合は、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第21節 住宅の確保

大規模な災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けなければならない。このため、町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 空き家住宅の活用	住宅水道部住宅班	・公営住宅、民間住宅の活用
第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設	住宅水道部住宅班	・応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設
第3 応急仮設住宅の入居者選定	住宅水道部住宅班	・応急仮設住宅の入居者の選定
第4 被災住宅の応急修理	住宅水道部住宅班	・被災住宅の応急修理
第5 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）	住宅水道部住宅班	・住宅等に流入した土石等の除去

第1 空き家住宅の活用

1 公営住宅の活用

- (1) 住宅班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等に町営住宅等の空き家情報を提供し、被災者の相談に対応する。

空き家住宅の募集

町	町営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

- (2) 災害の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対して、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。
- (3) 町営住宅が被害を受けたときは、早急に応急修理等を実施する。また、必要に応じ、災害町営住宅を建設する。

2 民間賃貸住宅の活用等

救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となることから、町は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、町に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、町は、基礎的な自治体として、被災者のり災程度の把握や総合的な相談窓口としての対応を図る。

第2 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設

住宅班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設に当たり、二次災害に十分配慮し、安全な用地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、町自ら

建設する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて町営住宅、公民館等の既存施設を応急住宅として提供する。

1 需要の把握

住宅班は、庶務班及び民生班と連携して、被害調査の結果により応急仮設住宅（建設型応急住宅）の概数を把握する。

また、仮設住宅入居の申し込みは、被災者相談窓口又は避難所にて受け付ける。

2 用地の確保

住宅班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先して、確保する。

3 応急仮設住宅の建設

住宅班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、建設業者関係団体等の協力を得て建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様には、十分配慮する。

4 福祉仮設住宅の設置

救助法が適用された場合は、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、かつ老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

救助法の適用時に、応急仮設住宅（建設型応急住宅）を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

住宅班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の管理を行う。

第3 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

(1) 住宅班は、庶務班及び民生班と連携して、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。なお、この場合、次の点にも留意する。

- 1) 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅（建設型応急住宅）での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。
- 2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(2) 県が建設した応急仮設住宅（建設型応急住宅）の場合は、その入居者選定に協力する。

第4 被災住宅の応急修理

住宅班は、救助法が適用されない場合において、必要と認める場合は、居室、炊事場、便所などの日常生活に不可欠な部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

※ 救助法による被災住宅の応急修理は、県防災計画等を参照する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理を行う実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

対象者

- 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
- 自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分について実施する。

建築業者の不足や建築資機材の調達が困難である場合は、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋及び調達を依頼する。

県への斡旋依頼時の連絡事項

- 被害戸数（半焼・半壊）
- 派遣を必要とする建築業者数
- 修理を必要とする戸数
- 連絡責任者
- 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- その他参考となる事項

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者の住宅に関する相談等を行う。

町は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置し、被災者への適切な対応を図る。

第5 住宅等に流入した土石等の除去(住宅障害物の除去)

住宅班は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、住宅班が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 木班は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

3 救助法で定める基準

(1) 障害物除去の対象

- 1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること
- 2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること

- 4) 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること
- 5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

(2) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第22節 災害廃棄物等の処理

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や生活排水施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 ごみ処理	民生部民生班	・生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理
第2 し尿の処理	民生部民生班	・仮設トイレの設置、し尿の処理
第3 がれきの処理	民生部民生班	・がれきの処理
第4 死亡獣畜処理	民生部民生班	・死亡獣畜処理

第1 ごみ処理

民生班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

町で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、田川保健福祉事務所へ応援を要請する。

なお、収集・処理に当たっては、次の点に留意する。

留意点

- 住民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ▽ ごみ収集処理方針の周知
 - ▽ ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯及び避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。
- ごみ処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

2 廃棄物の処分

廃棄物の処理は、処分場の処理能力を考慮し、必要に応じて広域的な支援を要請する。

○廃棄物等は、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

○アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

ごみ処理施設

施設名・住所	設置者・市町村	処理能力
田川郡東部じん荼処理センター 田川郡添田町中元寺 815	田川東部環境衛生施設組合 田川市、香春町、添田町、 川崎町、糸田町、大任町、 福智町、赤村	年間処理量 815 t/年 資源回収量 105 t/年 処理能力 12 t/日
最終処分場 田川郡添田町大字中元寺 4299	田川東部環境衛生施設組合 田川市、香春町、添田町、 川崎町、糸田町、大任町、 福智町、赤村	66,752 m ³ (残余量 13,273 m ³) 令和元年

第2 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

民生班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、これを調達できない場合は、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

民生班は、町の指定する許可業者と連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、町の指定する許可業者に協力を要請し、し尿処理施設において処理する。激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

留意点

- 仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量を算定し、適切な収集・処理を行う。

第3 がれきの処理

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難な場合や道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、民生班は、土木班及び応急対策班と連携し、収集・処理を行う。

1 実施体制

民生班は、町のみでがれきの処理が困難な場合は、民間業者や他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立し、実施する。

2 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、焼却処分とする。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を 방지、適正な処理対策を行う。

3 住民等への広報

民生班は、住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を次のとおり行う。

がれき処理の広報活動

- がれきの収集処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4 死亡獣畜処理

民生班は、田川保健福祉事務所長の指導により、死亡した家畜、家禽等を処理する。処理に当たっては、原則としてごみ処理施設又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。

第23節 一般通信施設、電気施設、ガス施設の災害応急対策

通信サービス事業者、電気事業者、ガス事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある時は、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 一般通信施設	総務部庶務班	・一般通信施設事業者の応急対策における連絡調整
第2 電気施設	総務部庶務班	・電気施設事業者の応急対策における連絡調整
第3 液化石油ガス施設	総務部庶務班	・液化石油ガス事業者の応急対策における連絡調整

第1 一般通信施設

通信サービス事業者は、通信設備が被災した場合は、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立防止を図ると共に、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

2 応急措置

一般通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、通信サービス事業者の実施計画の定めによる。

3 町の措置

通信サービス事業者の連絡調整は庶務班が行い、必要に応じ通信サービス事業者が行う応急対策に協力する。

第2 電気施設

電気事業者は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがある場合は、防災業務計画に基づき、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 停電時における連絡

- (1) 町は、災害時において停電又は電力施設の被害を知った場合は、直ちに電気事業者に連絡し、対策を協議する。
- (2) 停電又は電力施設に被害があることを知った者は、速やかに九州電力(株)又は役場に連絡する。

2 電気事業者の応急措置

- (1) 災害時における広報は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- (2) 電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については九州電力(株)の実施計画の定めによる。

3 町の措置

電気事業者との連絡調整は庶務班が行い、必要に応じ電気事業者が行う応急対策に協力する。

第3 液化石油ガス施設

液化石油ガス販売事業者は、大規模な災害の発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、応急対策を講じる。

1 応急対策

液化石油ガス設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(一社)福岡県エルピーガス協会の各支部の実施計画の定めによる。

2 情報提供

被災の概況、復旧の現況と見通し等(水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告)について、町災対本部等に適宜、情報の提供を行うとともに、付近住民に周知する。

3 町の措置

液化石油ガス販売事業者との連絡調整は庶務班が行い、必要に応じ液化石油ガス販売事業者が行う応急対策に協力する。

第24節 上水道、生活排水施設の災害応急対策

町は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 上水道施設	住宅水道部水道班	・上水道施設の応急対策
第2 生活排水施設	民生部民生班	・生活排水施設の応急対策

第1 上水道施設

水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止した場合は、速やかに次のとおり応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源池、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認した場合は、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

住民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者等の協力を得て、復旧対策を行う。

復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源池から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 生活排水施設

民生班は、生活排水（浄化槽）が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

- (1) 汚水管渠は、汚水の疎通に支障のないよう、移動ポンプを配置する。
- (2) 終末処理場等は、停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- (3) 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応

急措置を行う。

(5) 仮設トイレの確保

上水道施設及び生活排水施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

2 復旧対策

町内排水設備等工事指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。必要に応じて他市町村の生活排水事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

第25節 交通施設の災害応急対策

町は、交通施設が災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点をかんがみ、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 道路施設	建設部土木班	・道路施設の被害調査、応急対策
第2 鉄道施設	総務部庶務班	・鉄道事業者との連絡調整

第1 道路施設

土木班は道路管理者（町道：建設部、県道：田川県土整備事務所、国道：北九州国道事務所）と連携し、災害が発生した場合は、各所管の道路、橋梁について被害状況を調査し、次のとおり応急復旧対策を行う。

1 応急対策

- (1) 災害が発生した場合は、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。通行が危険な路線・区間は、警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。
- (2) 道路管理者は、道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物は、関係機関と連携して除去し、交通の確保に努める。
- (3) 道路管理者は、通行が危険な路線・区間は、田川警察署に通報し、交通規制等の措置を要請する。
- (4) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- (5) 道路管理者は、上水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

2 復旧対策

町道が被災した場合は、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難な場合は、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、町単独で困難な場合は、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第2 鉄道施設

鉄道事業者は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 広報活動

災害が発生した場合において、被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表する。

2 応急措置

鉄道施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他列車運行を確保するため必要な応急措置については、鉄道事業者の実施計画の定めによる。

3 町の措置

鉄道事業者との連絡調整は庶務班が行い、必要に応じ鉄道事業者が行う応急対策に協力する。

第26節 土砂災害の応急対策

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、町は、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 町、県及び関係機関相互の情報連絡	総務部庶務班 建設部土木班	・災害情報の関係機関との情報連絡
第2 警戒体制の確立	総務部庶務班 建設部土木班	・土砂災害警戒体制の確立
第3 災害発生時の報告	総務部庶務班	・土砂災害発生時の県への報告
第4 救助活動	総務部庶務班 建設部土木班 消防部消防班	・土砂災害に係る救助活動

第1 町、県及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

町、県及び関係機関は、本章 第1節「防災気象情報等の伝達」及び第2節「被害情報等の収集伝達」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努め、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

町、県及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3 降雨状況の把握

県下における降雨の状況は、一様でないので、町は雨量測定を実施する。

第2 警戒体制の確立

庶務班及び土木班は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。

一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。

1 急斜面崩壊危険地区の場合

(1) 第1次警戒体制の場合

- 1) 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- 2) 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- 3) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合	前日までの降雨がない場合
当日の日雨量が50ミリを越えたとき	当日の日雨量が80ミリを越えたとき	当日の日雨量が100ミリを越えたとき

(2) 第2次警戒体制の場合

- 1) 第2次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- 2) 必要に応じて、基本法に基づく、避難指示を行う。

前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合で	前日までの連続雨量が40～100ミリ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が80ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき	当日の日雨量が100ミリを越え、時間雨量30ミリ程度の強い雨が降りはじめたとき

2 土石流発生危険地区の場合（雨量の目安は1に準じる）

(1) 第1次警戒体制の場合

- 1) 第1次警戒体制においては、防災パトロールを実施する。
- 2) 地元自主防災組織等の活動を要請する。
- 3) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(2) 第2次警戒体制の場合

- 1) 第2次警戒体制においては、住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- 2) 必要に応じて、基本法に基づく、避難指示を行う。

3 他の危険地区の場合

- 1・2を参考にし、基本法に基づく、避難指示を行う。

第3 災害発生時の報告

- 1 庶務班は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（所管事務所及び砂防課）に報告を行う。
- 2 庶務班は、上記報告の他、本章 第2節「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

第4 救助活動

庶務班及び消防班は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。この際次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- 1 被災者の救出
- 2 倒壊家屋の除去
- 3 流出土砂・岩石の除去
- 4 救助資機材の調達
- 5 関係機関の応援体制

第27節 二次災害の防止

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 二次災害の防止活動	総務部庶務班 建設部土木班 住宅水道部住宅班	・降雨等による二次災害防止活動
	住宅水道部住宅班	・空き家対策

第1 二次災害の防止活動

1 町の対応

- (1) 町職員、消防職員、消防団員、警察官や自衛隊員等、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保、二次災害被災防止に努める。
- (2) 土木班及び住宅班等は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度^{*1}を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、庶務班は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに地域住民に対して避難情報の広報を行う。

(3) 空き家等

住宅班は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 土砂災害警戒情報

福岡管区気象台及び県は共同で、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

3 爆発危険物等

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

4 有害物質等

町及び県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

^{*1} アドバイザー制度：（公社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度である。

第28節 農林産施設等の災害応急対策

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため町は、県及び関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 農業用施設応急対策	産業部農林班	・農業用施設応急対策
第2 農作物応急対策	産業部農林班	・農作物応急対策
第3 畜産応急対策	産業部農林班	・畜産応急対策
第4 林産物応急対策	産業部農林班	・林産物応急対策

第1 農業用施設応急対策

- 1 農林班は、かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 農林班は、出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3 **ため池対策**
 - (1) 農林班は、ため池管理者と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、危険箇所については貯水位の低水位管理の提言や堤体の補強等を行う。
 - (2) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるとともに、速やかに県、関係機関へ通報する。
 - (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

第2 農作物応急対策

農林班は、病虫害防除、応急技術対策、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第3 畜産応急対策

農林班は、県の指導の下、災害時において家畜伝染病の発生予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の防止に努める。

また、治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に対し治療を要請する。

第4 林産物応急対策

農林班は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保、及び林産物の被害を軽減するため、県と協議のうえ被災立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

調整ページ

第4部 災害復旧・復興対策（各編共通）

第1章 災害復旧・災害復興の基本方針

■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 基本方針	総務課・他関係各課	・基本方針
第3節 香春町災害復旧・復興推進本部の設置	総務課・他関係各課	・災害復旧・復興推進本部の設置

第1節 基本方針

被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 1 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、①原状復旧か、②計画的復興を行うか早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
 - (1) 迅速な原状復旧を目指す
 - (2) さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指す
必要な場合は、これに基づき、復興計画を策定する。
- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、町が主体的に取り組むとともに、国の支援を受けながら計画的に行う。
- 3 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。
併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を促進する。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第2節 香春町災害復旧・復興推進本部の設置

大規模災害からの復旧・復興に向けて、町長を本部長、副町長を副本部長、各課の長、教育長、並びに庶務係を本部員とした香春町災害復旧・復興推進本部を設置し、全力を挙げて推進する。

第2章 災害復旧事業の推進

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

町は、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関と緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

また、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、町災対本部が設置された災害からの復興のために必要な場合、関係機関に職員の派遣を要請する。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1節 災害復旧事業計画	関係各課	・災害復旧事業計画の作成
第2節 激甚法による災害復旧事業	関係各課	・激甚法による災害復旧事業の実施

第1節 災害復旧事業計画

町は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定する。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にし、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

災害復旧事業の種類

種 類	復旧事業項目	根拠法
1 公共土木施設災害復旧事業計画	○河川 ○砂防設備 ○道路、橋梁 ○生活排水施設 ○公園 ○林地荒廃防止施設 ○地すべり防止施設 ○急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2 農林産業施設災害復旧事業計画	○農地、農業用施設 ○林業用施設 ○共同利用施設	農林産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
3 都市施設災害復旧事業計画	○都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ○市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針

種 類	復旧事業項目	根拠法
4 公営住宅災害復旧事業計画	○災害公営住宅の建設 ○既設公営住宅	公営住宅法
5 公立文教施設災害復旧事業計画	○公立学校施設 ○公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	○社会福祉施設 ○児童福祉施設 等	生活保護法、児童福祉法、 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法 老人福祉法、売春防止法
7 医療施設災害復旧事業計画	○医療施設	医療法 感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律
8 公営企業災害復旧事業計画	○病院 ○上水道 ○簡易水道事業	医療法 感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律 水道法
9 公用財産災害復旧事業計画	○行政的、社会的な影響を勘案した 効用財産	
10 ライフライン・交通輸送機関 災害復旧事業計画	○ライフライン・交通輸送機関	
11 文化財災害復旧事業計画	○文化財	

第2節 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚な災害（激甚災害）発生時においては、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。

町は、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、激甚災害に指定された場合は、この激甚法に基づいて迅速かつ円滑な災害復旧事業を行う。

第1 激甚災害の指定手順

指定の手続きは、町長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される

なお、激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 町

町は、町域に災害が発生した場合には、基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

2 県

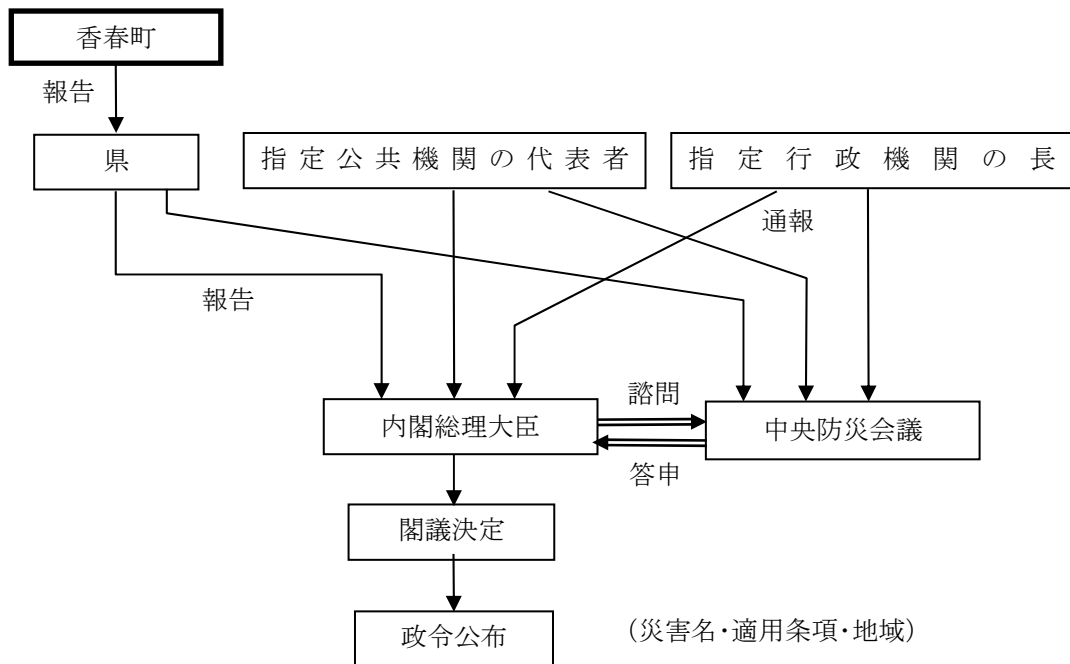
県は、町からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3 激甚災害の指定促進

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

■激甚災害指定手続きのフロー



助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条～第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業 ○公共土木施設災害関連事業 ○公立学校施設災害復旧事業 ○公営住宅災害復旧事業 ○生活保護施設災害復旧事業 ○児童福祉施設災害復旧事業 ○老人福祉施設災害復旧事業 ○身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ○障害福祉サービスの事業の用に供する施設等に係る災害復旧事業 ○婦人保護施設災害復旧事業 ○感染症指定医療機関の災害復旧事業 ○感染症予防事業 ○堆積土砂排除事業 ○湛水排除事業
農林産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (激甚法第5条) ○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (激甚法第6条) ○開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第7条) ○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (激甚法第8条) ○森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (激甚法第9条) ○土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (激甚法第10条) ○共同利用小型漁船の建造費の補助 (激甚法第11条)

助成区分	財政援助を受ける事業等
	○森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） ○小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条） ○事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条） ○中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条） ○私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条） ○市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条） ○母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例（激甚法第20条） ○水防資材費の補助の特例（激甚法第21条） ○り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条） ○雇用保険法による求職者給付に関する特例（激甚法第25条）

第3章 被災者等の生活再建等の支援

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や、被災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付するよう努める。

その際、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる広報活動や相談窓口等の環境の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1節 被災証明書の発行	税務住民課	・被災証明書の発行
第2節 被災者台帳の整備	税務住民課	・被災者台帳の整備
第3節 生活相談	総務課	・災害時における住民からの生活相談
第4節 女性のための相談	総務課・保険衛生課	・災害時及び指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談
第5節 雇用機会の確保	関係各課	・災害時の雇用機会の確保
第6節 義援金品の受付及び配分等	総務課・税務住民課、会計課	・義援金品の受付及び配分等
第7節 生活資金の確保	総務課・福祉課・建設課・他関係各課	・被災者生活再建支援金を支給 ・福岡県被災者生活再建支援金の支給 ・生活福祉資金の貸付け
第8節 郵便事業の特例措置	総務課	・郵便事業の特例措置処理
第9節 租税の徴収猶予、減免等	税務住民課	・租税の徴収猶予、減免等の実施
第10節 災害弔慰金等の支給等	福祉課	・災害弔慰金等の支給等
第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	総務課	・災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

第1節 被災証明書の発行

- 1 税務住民課は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するため、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。また、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討する。
- 2 被災者から、被災証明の申請が行われた場合は、被災台帳により確認のうえ、被災証明書を発行する。被害調査等により客観的に判断できない場合は、被害の事実ではなく、本人の被害届けがあったことに対する証明書を発行する。

被災証明の範囲は、次のとおり基本法第2条第1号に規定する災害とする。

り災証明の担当及び証明の範囲

総務課	○家屋の全壊、流失、半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損等
消防本部	○火災による焼損等

【様式12】り災届出兼証明願

【様式13】り災証明書

第2節 被災者台帳の整備

税務住民課は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 り災証明書の交付の状況
- 11 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第2 台帳情報の利用

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第3 台帳情報の提供

- 1 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1の場合、提供を受ける者は、次の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- 3 町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める

時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が、不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

- 1 町は、災害時における住民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施するとともに、相談窓口の設置をした場合は、関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮する。
- 2 町は、県、国をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。
- 3 町は、町外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供に努める。

第4節 女性のための相談

総務課及び保険衛生課は、災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる相談を行う。

- 1 指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。
- 2 災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や田川保健福祉事務所等と共同で、指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。

第5節 雇用機会の確保

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による、中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

第2 対策

- 1 町は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立しておく。
- 2 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

■職業安定所の措置

- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第6節 義援金品の受付及び配分等

町は、災害時において、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、次のとおり、これらの受け入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

第1 義援金品の募集

義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行い、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表する。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

物資については、企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めることを周知することも考慮する。

第2 義援金品の受付

義援金品の受付窓口を設置し、受付記録の作成及び保管等の手続きを行うとともに、寄託者に対しては受領書を発行する。

義援品の受入れに際しては、被災地のニーズに応じた物資とすること、品名を明示する、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とすること等、義援品提供者に呼びかける。

第3 義援金品の配分及び輸送

総務課、税務住民課は、義援金品の配分に関して配分委員会を設置し、次の県の配分基準等を参考に配分比率及び配分方法を決定し、被災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	10
	半壊半焼世帯	5
	一部損壊世帯	1
	床上浸水世帯	1
義援品	指定避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、指定避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。	

第4 義援金品の搬送及び保管

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業やNPO・ボランティア等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらかじめ検討を行う。

義援金は、被災者に配分するまで指定金融機関において専用口座をつくり保管することとし、義援品は倉庫等に保管する。

第7節 生活資金の確保

第1 被災者生活再建支援金

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な住民に対し、住宅の被害程度に応じ、被災者生活再建支援金を支給する。

福祉課は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、これらを取りまとめの上、県に提出する。

1 対象となる自然災害及び支給対象世帯

法適用の要件

対象となる自然災害	適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であって次のいずれかに該当するもの。 ①救助法施行令第1条第1項第2号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④上記①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤上記①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）
対象となる被災世帯	上記の自然災害により ①住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯） ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

2 支給金額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 ①に該当)	半壊 (支給対象世帯 ②に該当)	長期避難 (支給対象世帯 ③に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	全壊～大規模半壊 支給対象世帯①～④該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 支給対象世帯⑤該当	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

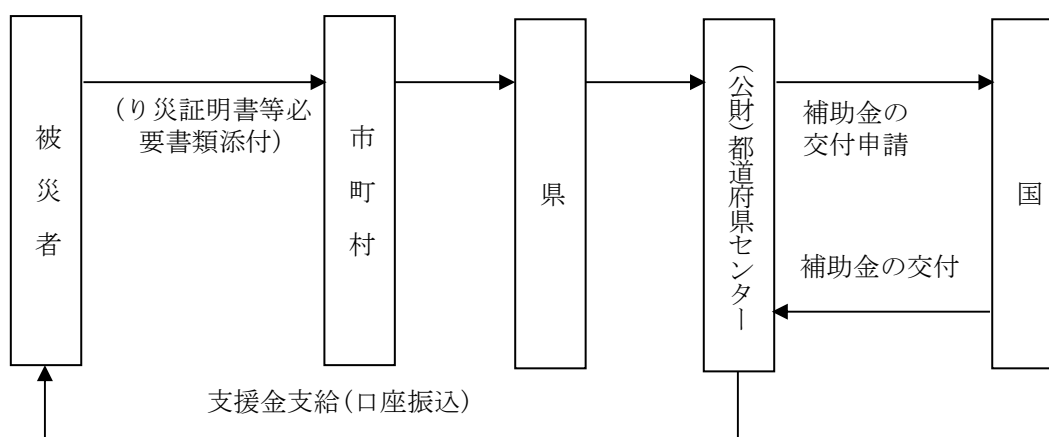
- ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円
- ・中規模半壊世帯は、合計 100（又は 50）万円

3 支給手続

支給申請は町に行く。提出を受けた町は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。

申請期間

基礎支援金	災害のあった日から 13 ヶ月の間
加算支援金	災害のあった日から 37 ヶ月の間



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を(公財)都道府県センターに委託している。

第2 福岡県被災者生活再建支援金

町内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない町の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第3 生活福祉資金の貸付け

救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく、災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要な経費等について、福岡県社会福祉協議会が貸し付け支援を行う。

第8節 郵便事業の特例措置

郵便事業(株)は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

郵政事業の特別業務

- 被災者に対する通常葉書、郵便葉書の無償交付
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第9節 租税の徴収猶予、減免等

税務住民課は、災害によって被害を受けた住民に対して次のとおり住民税等の減免や、納税の延期及び徴収猶予等の措置を行う。

また、町やライフライン機関は、被災した住民の生活を支援するため、次の公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

町税等の減免等の種類、内容

納税期限の延長	○災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	○災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、住民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法 第15条）	
滞納処分の執行の停止等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免・免除	○被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免、課税免除、納付義務の免除を行う。	
	個人の住民税の減免（個人の県民税を含む）	○被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税の減免	○災害により著しく価値が減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）について行う。
	国民健康保険税 介護保険料 国民年金保険料 医療費一部負担金 心身障害者扶養共済掛金 軽自動車税等	○被災により生活が著しく困難となった場合に減免を行う。
	特別土地保有税の減免	○災害により著しく価値を減じた土地について行う

県、国の減免等の種類

制度名	窓口
社会福祉施設の入所費用の減免	保健福祉環境事務所、児童相談所、市(区)町村
精神障害者措置入院費の減免	保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免及び徴収猶予	県税事務所
国税の減免及び納税猶予	税務署

公共料金等の特別処置

○保育料の減免

○ごみ処理手数料の減免等

- | | |
|----------------|------------------|
| ○町営住宅家賃等の減免 | ○テレビ受信料金の免除等 |
| ○水道料金の減免等 | ○電話料金・電話工事費の減免等 |
| ○し尿くみ取り手数料の免除等 | ○電気料金・工事費負担金の免除等 |
| ○ガス料金の納付延長等 | |

第10節 災害弔慰金等の支給等

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

1 災害弔慰金

福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、香春町災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1)生計維持者	500万円
	(2)その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	

2 災害障害見舞金

福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、災害弔慰金の支給等に関する条例により、自然災害により死亡した者の障がい者に対し災害障害見舞金を支給する。

なお、弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象による被害	
支給額	(1)生計維持者	250万円
	(2)その他の者	125万円
障がいの程度の程度	① 目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

【資料4-1】災害弔慰金の支給等に関する条例

【資料4-2】香春町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

【資料4-3】香春町住民災害罹災者に対する見舞金支給条例

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

総務課は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

なお、広報・啓発を行う際には、次の方法を検討し速やかに実施する。

■風評被害等への対応例

- インターネットによる情報提供
- 風評被害対策用リーフレットの作成
- 車内吊り広告
- テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 町広報誌への掲載
- 講演会等の開催

第4章 経済復興の支援

災害により被害を受けた町民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1節 金融措置	総務課・他関係各課	第1 災害援護資金
	福祉課	第2 生活福祉資金
	福祉課	第3 母子福祉資金・寡婦福祉資金
	住宅水道課	第4 住宅復興資金の融資
	住宅水道課	第5 災害公営住宅の建設等

第1節 金融措置

第1 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、次のとおり災害援護資金の貸し付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1とし、無利子で町に貸し付けられる。

災害援護資金の内容

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2 家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3 1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
		イ 1と2のイの重複	270万円
		ウ 1と2のウの重複	350万円
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
		イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合		350万円	
貸付条件	(世帯人員)	(町民税における前年の総所得金額)	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
	5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。			

災害対象	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
利率	年3%（据置期間は無利子）		
据置期間	3年（特別の事情がある場合5年）		
償還期間	10年（据置期間含む）		
償還方法	年賦又は半年賦		
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）		

第2 生活福祉資金

福岡県社会福祉協議会は、救助法の適用を受けない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、福岡県生活福祉資金貸付規程及び福岡県生活福祉資金貸付規程細則に基づき、次のとおり資金の種類ごとに、貸付の条件、貸付限度額等に従いそれぞれの用途に応じた生活福祉資金を貸し付ける。

町社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

資金の種類

<input type="radio"/> 更生資金	<input type="radio"/> 修学資金	<input type="radio"/> 災害援護資金
<input type="radio"/> 福祉資金	<input type="radio"/> 療養・介護資金	<input type="radio"/> 長期生活支援資金
<input type="radio"/> 住宅資金	<input type="radio"/> 緊急小口資金	<input type="radio"/> 離職者支援資金

第3 母子福祉資金・寡婦福祉資金

保健福祉事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、次のとおり母子家庭又は寡婦に対し資金の貸付けを行っている。

災害の場合においては、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

福祉課は、この受付事務を行う。

資金の要件及び種類

基礎支援金	<input type="radio"/> 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人 <input type="radio"/> かつて母子家庭の母だった人（寡婦） <input type="radio"/> 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人（所得制限あり）			
加算支援金	<input type="radio"/> 事業開始 <input type="radio"/> 事業継続 <input type="radio"/> 転居 <input type="radio"/> 結婚	<input type="radio"/> 技能習得 <input type="radio"/> 生活 <input type="radio"/> 医療介護	<input type="radio"/> 修業 <input type="radio"/> 修学支度 <input type="radio"/> 就職支度	<input type="radio"/> 特例児童扶養手当 <input type="radio"/> 住宅 <input type="radio"/> 修学

第4 住宅復興資金の融資

町は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度についての情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

住宅金融公庫は、自然災害により住宅に被害が生じた被災者に対し、建設・購入、補修が行えるよう、災害住宅復興資金の融資を行う。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築及び、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

建設課は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進して、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第5 災害公営住宅の建設等

町は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況や、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設するか、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借上げを行うものとする。

また、県の指導により、低所得被災世帯のために、国庫から補助を受け、災害公営住宅を整備して当該被災者を入居させる。

第5章 復興計画

被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、町、県及び関係機関等は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するも。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施し、円滑かつ迅速な復興を図る。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

■実施機関及び担当業務

事 項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1節 復興計画作成の体制づくり	まちづくり課・関係各課	・復興計画作成、体制の整備
第2節 復興に対する合意形成	まちづくり課・関係各課	・激甚法による災害復旧事業の実施
第3節 復興計画の推進	まちづくり課・関係各課	・復興計画の推進

第1節 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、町は、県が行う復興計画の迅速かつ的確な作成と、遂行のための体制整備（県と町及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、「住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していく」という取組みが重要であり、町は、住民、企業及び団体等の多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や県民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすよう、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、町は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。